

堺市総合福祉会館 5階トイレ改修外工事 建築工事 特記仕様書 社会福祉法人 堺市社会福祉協議会 担当者		設計完了日 工事発注日 SCALE 原寸 1/4
原寸図		経理課長 設計課長 A / 01

堺市総合福祉会館5階トイレ改修外工事 建築工事 特記仕様書 社会福祉法人 堺市社会福祉協議会 担当者		設計完了日 工事発注日 SCALE 原寸紙(×)
原寸図		総括責任者 設計担当 A / 02

特記仕様書【営繕編】

〔改修工事版〕

No 3

章	項目	特記事項	章	項目	特記事項	章	項目	特記事項
13	1 長尺金属板葺	施工箇所 型式 材質 厚さ 金物類 備考	15	1 モルタル塗り	吸水調整材及び防水剤の製造所 ※メーカーリストによる。	16	16 鋼製軽量建具	品質規格 ※仕様による ・製造所標準仕様による（製造所 メーカーリストによる） 簡易気密層の簡易気密型ドアセット性能値 ・適用する（適用箇所は建具表による） 標準型建具 簡易気密型ドアセット ・適用する 製造所 メーカーリストによる 製品の寸法許容差（ただし書きの建具） ※製造所標準製作規定寸法許容差による 表面仕上げ ※HとL程度 ・鏡面仕上げ 曲げ加工 ※普通曲げ ・角出し曲げ（補強あり） 特定防火設備の戸 ・適用する
2	2 下葺材料	JISA6005 ・アスファルトルーフィング 940 ・改質アスファルトルーフィング下葺材 ・一般タイプ ・複層基材タイプ ・粘着層付タイプ	2	2 床コンクリート 直均し仕上げ	下記以外は横仕 表6.2.5及び横仕 15.3.2による。 施工箇所 平たんさ (mm) 備考 91-77x707 (H 補修法) 範囲 1mにつき 10以下 塗料塗りの場合も含む 91-77x707 (H 補修法) 範囲 3mにつき 7以下	7	7 ステンレス製 建具	品質規格 ※横仕 16.10.3による 製造所標準仕様による（ ） 鏡板（ ） かまの戸の樹種 かまの 鏡板（ ） ふすまの上張り ※新島の子又はビニル紙程度（押入等の裏面は除く） ※合板類は、JASで定めるホルムアルデヒド放散量の等級 F☆☆☆ ミディアムデンシファイバーボード（MDF）及びパーティクルボード JISで定めるホルムアルデヒド放散量の等級 F☆☆☆ マスターキー ・製作する ・製作しない ・開閉調整（該当建具は図示） 建具金物の種類 ・モノロック ・本締め付きモノロック ・シリンドラード錠 ・シリンドラード本締め錠 ・ドアローザ ・棒錠錠 ・ピボットヒンジ ・ヒンジローザ ・フロアヒンジ 標準型建具 錠前は、レバーハンドル錠とする 尚、錠前は建具製作所の指定するものとし、監督員の承諾を受ける 吊金物 ・丁番（軸はステンレスとする） ・ピボットヒンジ 下記以外は、建具表による ・ガラスブロック 品質 JIS A5212による 寸法 (mm) 色調 ※クリア ・乳白 ・カラー（ ）
3	3 折板葺	形式 形状 (mm) 材料 ※重ね形 ・はげ締め形 ・かん合形 (規模等) 山高 () 山ピッチ () 板厚 ※0.6 ・0.8 軒先面戸板 ※塗装溶融 5.5% 7% 8% 亜鉛合金めっき鋼帯 (CZACR-20-Y25) 断熱材 ※有り ・無し 厚さ (mm) ・無し 耐火性能 ※30分耐火 ・無し	3	3 仕上げ塗材	種類 呼び名 仕上げの形状 工法 上塗材 (横仕表15.5.1) ・薄付け仕上 塗材 ・外装薄塗材 E ・着色骨材砂壁状 吹付け ・内装薄塗材 E ・砂壁状 吹付け ・可とう形外装 吹付け 薄塗材 E ・ゆず肌状 吹付け ・ゆず肌状 ローラー ・外装薄塗材 S ・砂壁状 吹付け ・複層仕上塗材 複層塗材 CE ・ゆず肌状 ローラー ※水系アクリル ・内部処理 塗料 ・凹凸状 ローラー ・可とう形複層 吹付け 塗材 CE ・内部処理 ローラー ・複層塗材 S ・ゆず肌状 吹付け ・複層塗材 E ・内部処理 ローラー ・複層塗材 RE ・凹凸状 吹付け ・軽量骨材 ・吹付け軽量塗材・砂壁状 吹付け 上吹5mm以上 仕上塗材 ・こて塗用軽量塗材・平たん状 吹付け 上吹3mm以上 耐水性 ・耐候型3種 工法欄の吹付、ローラー、こて塗は、主材の塗付けに適用する。 塗回数は、横仕 表15.5.1による。 複層仕上塗材の上塗りがポリウレタン系、アクリルシリコン系、フッ素系又は、 メタリックの場合の塗付量及び塗回数は、横仕 15.5.6 (m) (4) (i) による。 仕上塗材用下地調整塗材 ※JISA6916規格品 製造所 ※仕上塗材の製造所 工法 ※こて ・ローラー ・吹付け 施工箇所 外部打放し面（床版を除く）で薄付け仕上塗材、複層仕 上塗材及び塗装等の下地 内部打放し面で薄付け仕上塗材、複層仕上塗材、塗装及びクロス等 の下地 合成樹脂系シーラー ※仕上げ塗材全面 剥がれ、退色について受注者、施工者、製造者の3者連名による保証書を 提出する 薄付け仕上塗材 3年 複層仕上塗材 水系ウレタン 8年 水系アクリル 5年	7	8 自動ドア開閉 装置	品質規格 ※横仕 16.10.3による 製造所標準仕様による（ ） 鏡板（ ） かまの戸の樹種 かまの 鏡板（ ） ふすまの上張り ※新島の子又はビニル紙程度（押入等の裏面は除く） ※合板類は、JASで定めるホルムアルデヒド放散量の等級 F☆☆☆ ミディアムデンシファイバーボード（MDF）及びパーティクルボード JISで定めるホルムアルデヒド放散量の等級 F☆☆☆ マスターキー ・製作する ・製作しない ・開閉調整（該当建具は図示） 建具金物の種類 ・モノロック ・本締め付きモノロック ・シリンドラード錠 ・シリンドラード本締め錠 ・ドアローザ ・棒錠錠 ・ピボットヒンジ ・ヒンジローザ ・フロアヒンジ 標準型建具 錠前は、レバーハンドル錠とする 尚、錠前は建具製作所の指定するものとし、監督員の承諾を受ける 吊金物 ・丁番（軸はステンレスとする） ・ピボットヒンジ 下記以外は、建具表による ・ガラスブロック 品質 JIS A5212による 寸法 (mm) 色調 ※クリア ・乳白 ・カラー（ ）
4	4 保証書	受注者、施工者の2者連名にて施工保証5年の保証書2部、 及び製造者による材料保証10年の保証書2部を提出すること。	4	4 下地調整塗材	仕上塗材用下地調整塗材 ※JISA6916規格品 製造所 ※仕上塗材の製造所 工法 ※こて ・ローラー ・吹付け 施工箇所 外部打放し面（床版を除く）で薄付け仕上塗材、複層仕 上塗材及び塗装等の下地 内部打放し面で薄付け仕上塗材、複層仕上塗材、塗装及びクロス等 の下地 合成樹脂系シーラー ※仕上げ塗材全面 剥がれ、退色について受注者、施工者、製造者の3者連名による保証書を 提出する 薄付け仕上塗材 3年 複層仕上塗材 水系ウレタン 8年 水系アクリル 5年	12	12 ガラス	品質規格 ※横仕 16.10.3による 製造所標準仕様による（ ） 鏡板（ ） かまの戸の樹種 かまの 鏡板（ ） ふすまの上張り ※新島の子又はビニル紙程度（押入等の裏面は除く） ※合板類は、JASで定めるホルムアルデヒド放散量の等級 F☆☆☆ ミディアムデンシファイバーボード（MDF）及びパーティクルボード JISで定めるホルムアルデヒド放散量の等級 F☆☆☆ マスターキー ・製作する ・製作しない ・開閉調整（該当建具は図示） 建具金物の種類 ・モノロック ・本締め付きモノロック ・シリンドラード錠 ・シリンドラード本締め錠 ・ドアローザ ・棒錠錠 ・ピボットヒンジ ・ヒンジローザ ・フロアヒンジ 標準型建具 錠前は、レバーハンドル錠とする 尚、錠前は建具製作所の指定するものとし、監督員の承諾を受ける 吊金物 ・丁番（軸はステンレスとする） ・ピボットヒンジ 下記以外は、建具表による ・ガラスブロック 品質 JIS A5212による 寸法 (mm) 色調 ※クリア ・乳白 ・カラー（ ）
5	5 とい	・配管用鋼管（及び排水管継手） 呼び径 ・80 ・100 ・125 ・150 呼び径 ・80 ・100 ・125 ・150 防露（横仕表13.5.4） ※有 ・無 ※硬質塩化ビニル管（及び排水用硬質塩化ビニル管） ※硬質塩化ビニル管（及び排水用硬質塩化ビニル管） カラー品 呼び径 ・75 ・100 ・125 ・150 ・硬質塩化ビニル雨どい ・その他のとい ・掃除口 ※下がり止め 製造所の仕様による ※排水管バンド ※溶融亜鉛めっき (2.8×32) ・ステンレスSUS304 (2×32) ※ワンタッチキャップ付アンカー ※溶融亜鉛めっき (4.5×32) ・ステンレスSUS304 (3×32) ・その他の受け金物	5	5 仕上塗材の保護	提出する 薄付け仕上塗材 3年 複層仕上塗材 水系ウレタン 8年 水系アクリル 5年	13	13 ガラスとめ材 及び溝	品質規格 ※横仕 16.10.3による 製造所標準仕様による（ ） 鏡板（ ） かまの戸の樹種 かまの 鏡板（ ） ふすまの上張り ※新島の子又はビニル紙程度（押入等の裏面は除く） ※合板類は、JASで定めるホルムアルデヒド放散量の等級 F☆☆☆ ミディアムデンシファイバーボード（MDF）及びパーティクルボード JISで定めるホルムアルデヒド放散量の等級 F☆☆☆ マスターキー ・製作する ・製作しない ・開閉調整（該当建具は図示） 建具金物の種類 ・モノロック ・本締め付きモノロック ・シリンドラード錠 ・シリンドラード本締め錠 ・ドアローザ ・棒錠錠 ・ピボットヒンジ ・ヒンジローザ ・フロアヒンジ 標準型建具 錠前は、レバーハンドル錠とする 尚、錠前は建具製作所の指定するものとし、監督員の承諾を受ける 吊金物 ・丁番（軸はステンレスとする） ・ピボットヒンジ 下記以外は、建具表による ・ガラスブロック 品質 JIS A5212による 寸法 (mm) 色調 ※クリア ・乳白 ・カラー（ ）
6	6 とい受け金物	・配管用鋼管（及び排水管継手） 呼び径 ・80 ・100 ・125 ・150 呼び径 ・80 ・100 ・125 ・150 防露（横仕表13.5.4） ※有 ・無 ※硬質塩化ビニル管（及び排水用硬質塩化ビニル管） ※硬質塩化ビニル管（及び排水用硬質塩化ビニル管） カラー品 呼び径 ・75 ・100 ・125 ・150 ・硬質塩化ビニル雨どい ・その他のとい ・掃除口 ※下がり止め 製造所の仕様による ※排水管バンド ※溶融亜鉛めっき (2.8×32) ・ステンレスSUS304 (2×32) ※ワンタッチキャップ付アンカー ※溶融亜鉛めっき (4.5×32) ・ステンレスSUS304 (3×32) ・その他の受け金物	6	6 ロックウール 吹付け	工法 ・乾式工法 ・半乾式工法 施工箇所 ・ ・ ・ 厚さ ・ ・ ・	14	14 ガラス用フィ ム	品質規格 ※横仕 16.10.3による 製造所標準仕様による（ ） 鏡板（ ） かまの戸の樹種 かまの 鏡板（ ） ふすまの上張り ※新島の子又はビニル紙程度（押入等の裏面は除く） ※合板類は、JASで定めるホルムアルデヒド放散量の等級 F☆☆☆ ミディアムデンシファイバーボード（MDF）及びパーティクルボード JISで定めるホルムアルデヒド放散量の等級 F☆☆☆ マスターキー ・製作する ・製作しない ・開閉調整（該当建具は図示） 建具金物の種類 ・モノロック ・本締め付きモノロック ・シリンドラード錠 ・シリンドラード本締め錠 ・ドアローザ ・棒錠錠 ・ピボットヒンジ ・ヒンジローザ ・フロアヒンジ 標準型建具 錠前は、レバーハンドル錠とする 尚、錠前は建具製作所の指定するものとし、監督員の承諾を受ける 吊金物 ・丁番（軸はステンレスとする） ・ピボットヒンジ 下記以外は、建具表による ・ガラスブロック 品質 JIS A5212による 寸法 (mm) 色調 ※クリア ・乳白 ・カラー（ ）
7	7 ルーフドレン の工法	材質 ※鋼鉄製 ・ステンレス製SUS304 工法 ※後付け 種類 施工箇所 ・No. 2B ・ステンレス手すり ・ステンレスサッシ ・ステンレス手すり ・三方枠 ・鏡面 ・ステンレスサッシ ・三方枠 ・鏡	7	7 セルフレバ リング材塗り	品質 ※JASS15M-1.0.3による。 厚さ ※10mm ・A種 (550以上) ・B種 (450以上) ・C種 (350以上) ・D種 (20以上) ・E種 (13以上) ・F種 (8以上)	15	15 重量 シャッター	品質規格 ※横仕 16.10.3による 製造所標準仕様による（ ） 鏡板（ ） かまの戸の樹種 かまの 鏡板（ ） ふすまの上張り ※新島の子又はビニル紙程度（押入等の裏面は除く） ※合板類は、JASで定めるホルムアルデヒド放散量の等級 F☆☆☆ ミディアムデンシファイバーボード（MDF）及びパーティクルボード JISで定めるホルムアルデヒド放散量の等級 F☆☆☆ マスターキー ・製作する ・製作しない ・開閉調整（該当建具は図示） 建具金物の種類 ・モノロック ・本締め付きモノロック ・シリンドラード錠 ・シリンドラード本締め錠 ・ドアローザ ・棒錠錠 ・ピボットヒンジ ・ヒンジローザ ・フロアヒンジ 標準型建具 錠前は、レバーハンドル錠とする 尚、錠前は建具製作所の指定するものとし、監督員の承諾を受ける 吊金物 ・丁番（軸はステンレスとする） ・ピボットヒンジ 下記以外は、建具表による ・ガラスブロック 品質 JIS A5212による 寸法 (mm) 色調 ※クリア ・乳白 ・カラー（ ）
14	14 金属工 事	2 アルミニウム 及びアルミニ ウム合金の表 面処理	2	2 アルミニウム 製建具	外部に面する建具 種類 耐風圧性 気密性 水密性 枠見込 (mm) 備考 ・A種 S-4 ※A-3 ※W-4 ※70 ※図示 ・B種 S-5 ・C種 S-6 A-4 W-5 ・100 表面処理 ※B-1種 ・B-2種 (※7%系 ・ブラック ・シンカー) 屋内建具 表面処理 ※C-1種又はB-1種 ・C-2種又はB-2種 (※7%系 ・ブラック ・シンカー)	16	16 軽量 シャッター	品質規格 ※横仕 16.10.3による 製造所標準仕様による（ ） 鏡板（ ） かまの戸の樹種 かまの 鏡板（ ） ふすまの上張り ※新島の子又はビニル紙程度（押入等の裏面は除く） ※合板類は、JASで定めるホルムアルデヒド放散量の等級 F☆☆☆ ミディアムデンシファイバーボード（MDF）及びパーティクルボード JISで定めるホルムアルデヒド放散量の等級 F☆☆☆ マスターキー ・製作する ・製作しない ・開閉調整（該当建具は図示） 建具金物の種類 ・モノロック ・本締め付きモノロック ・シリンドラード錠 ・シリンドラード本締め錠 ・ドアローザ ・棒錠錠 ・ピボットヒンジ ・ヒンジローザ ・フロアヒンジ 標準型建具 錠前は、レバーハンドル錠とする 尚、錠前は建具製作所の指定するものとし、監督員の承諾を受ける 吊金物 ・丁番（軸はステンレスとする） ・ピボットヒンジ 下記以外は、建具表による ・ガラスブロック 品質 JIS A5212による 寸法 (mm) 色調 ※クリア ・乳白 ・カラー（ ）
3	3 鉄の亜鉛 めっき	施工箇所 亜鉛めっきの種類 付着量等の種類 溶融亜鉛めっき ・A種 (550以上) ・B種 (450以上) 電気亜鉛めっき ※C種 (350以上) ・D種 (20以上) ・E種 (13以上) ・F種 (8以上)	8	8 目地	※モルタルこて押さえ面については、3m以内に縦横。 （面台の長いものについては中央に1本） 床の目地の設置及び工法 ※押目地 室内は、縦横1.8m程度、廊下は3.6m程度の割り付け間隔 既製目地材の適用及び形状 ※図示 ・水分測定 10%以下 ・旧塗膜の引っ張り試験 0.4N/mm2以上 ・アルカリ測定 9以下	17	17 オーバーヘッ ド	品質規格 ※横仕 16.10.3による 製造所標準仕様による（ ） 鏡板（ ） かまの戸の樹種 かまの 鏡板（ ） ふすまの上張り ※新島の子又はビニル紙程度（押入等の裏面は除く） ※合板類は、JASで定めるホルムアルデヒド放散量の等級 F☆☆☆ ミディアムデンシファイバーボード（MDF）及びパーティクルボード JISで定めるホルムアルデヒド放散量の等級 F☆☆☆ マスターキー ・製作する ・製作しない ・開閉調整（該当建具は図示） 建具金物の種類 ・モノロック ・本締め付きモノロック ・シリンドラード錠 ・シリンドラード本締め錠 ・ドアローザ ・棒錠錠 ・ピボットヒンジ ・ヒンジローザ ・フロアヒンジ 標準型建具 錠前は、レバーハンドル錠とする 尚、錠前は建具製作所の指定するものとし、監督員の承諾を受ける 吊金物 ・丁番（軸はステンレスとする） ・ピボットヒンジ 下記以外は、建具表による ・ガラスブロック 品質 JIS A5212による 寸法 (mm) 色調 ※クリア ・乳白 ・カラー（ ）
4	4 軽量鉄骨天井 下地	付着量の証明書提出 JIS規格品 野線等の種類 屋内 ※1.9形 ・2.5形 屋外 ・1.9形 ※2.5形	9	9 床の目地	床の目地の設置及び工法 ※押目地 室内は、縦横1.8m程度、廊下は3.6m程度の割り付け間隔 既製目地材の適用及び形状 ※図示 ・水分測定 10%以下 ・旧塗膜の引っ張り試験 0.4N/mm2以上 ・アルカリ測定 9以下	18	18 建築改修工 改修工法	品質規格 ※横仕 16.10.3による 製造所標準仕様による（ ） 鏡板（ ） かまの戸の樹種 かまの 鏡板（ ） ふすまの上張り ※新島の子又はビニル紙程度（押入等の裏面は除く） ※合板類は、JASで定めるホルムアルデヒド放散量の等級 F☆☆☆ ミディアムデンシファイバーボード（MDF）及びパーティクルボード JISで定めるホルムアルデヒド放散量の等級 F☆☆☆ マスターキー ・製作する ・製作しない ・開閉調整（該当建具は図示） 建具金物の種類 ・モノロック ・本締め付きモノロック ・シリンドラード錠 ・シリンドラード本締め錠 ・ドアローザ ・棒錠錠 ・ピボットヒンジ ・ヒンジローザ ・フロアヒンジ 標準型建具 錠前は、レバーハンドル錠とする 尚、錠前は建具製作所の指定するものとし、監督員の承諾を受ける 吊金物 ・丁番（軸はステンレスとする） ・ピボットヒンジ 下記以外は、建具表による ・ガラスブロック 品質 JIS A5212による 寸法 (mm) 色調 ※クリア ・乳白 ・カラー（ ）
5	5 軽量鉄骨壁	インサート ※鋼製 ・6.5形 (H≦4.0m) ・10.0形 (4.5m<H≦5m) ・5.0形 (H≦2.7m 片面貼り)	10	10 ふっ素樹脂 付塗装鋼板	※製造所 メーカーリストによる	19	19 改修工法	品質規格 ※横仕 16.10.3による 製造所標準仕様による（ ） 鏡板（ ） かまの戸の樹種 かまの 鏡板（ ） ふすまの上張り ※新島の子又はビニル紙程度（押入等の裏面は除く） ※合板類は、JASで定めるホルムアルデヒド放散量の等級 F☆☆☆ ミディアムデンシファイバーボード（MDF）及びパーティクルボード JISで定めるホルムアルデヒド放散量の等級 F☆☆☆ マスターキー ・製作する ・製作しない ・開閉調整（該当建具は図示） 建具金物の種類 ・モノロック ・本締め付きモノロック ・シリンドラード錠 ・シリンドラード本締め錠 ・ドアローザ ・棒錠錠 ・ピボットヒンジ ・ヒンジローザ ・フロアヒンジ 標準型建具 錠前は、レバーハンドル錠とする 尚、錠前は建具製作所の指定するものとし、監督員の承諾を受ける 吊金物 ・丁番（軸はステンレスとする） ・ピボットヒンジ 下記以外は、建具表による ・ガラスブロック 品質 JIS A5212による 寸法 (mm) 色調 ※クリア ・乳白 ・カラー（ ）
6	6 手すり及び タラップ	種類 材料の種類 表面処理の種類 ・鉄 ※ステンレスSUS304 亜鉛めっき 外部 ※C種 内部 ※E種 ※研磨無し 亜鉛めっき 内外部 ※C種	11	11 樹脂混入モル タル	※エポキシ樹脂硬化剤 ポリマーB、日本化成 樹脂 N5417/24HF-1000 太平洋マテリアル 樹脂 CX-B、太平洋エフェクト同等品以上 ・特殊な建具の仮組（建具番号）	20	20 養生及び清 掃	品質規格 ※横仕 16.10.3による 製造所標準仕様による（ ） 鏡板（ ） かまの戸の樹種 かまの 鏡板（ ） ふすまの上張り ※新島の子又はビニル紙程度（押入等の裏面は除く） ※合板類は、JASで定めるホルムアルデヒド放散量の等級 F☆☆☆ ミディアムデンシファイバーボード（MDF）及びパーティクルボード JISで定めるホルムアルデヒド放散量の等級 F☆☆☆ マスターキー ・製作する ・製作しない ・開閉調整（該当建具は図示） 建具金物の種類 ・モノロック ・本締め付きモノロック ・シリンドラード錠 ・シリンドラード本締め錠 ・ドアローザ ・棒錠錠 ・ピボットヒンジ ・ヒンジローザ ・フロアヒンジ 標準型建具 錠前は、レバーハンドル錠とする 尚、錠前は建具製作所の指定するものとし、監督員の承諾を受ける 吊金物 ・丁番（軸はステンレスとする） ・ピボットヒンジ 下記以外は、建具表による ・ガラスブロック 品質 JIS A5212による 寸法 (mm) 色調 ※クリア ・乳白 ・カラー（ ）
7	7 金属成形板 張り	・SUS防護網 F B-4.5×38@600、W600×D600内外。H=7000、H=3000各1ヶ所 材質 製法 材種 寸法 厚さ 表面処理 ・スパンド ・押出し ※7%系 ・ロール型 ・ロール ・パネル型 ※プレス	12	12 ガラス	品質規格 ※横仕 16.10.3による 製造所標準仕様による（ ） 鏡板（ ） かまの戸の樹種 かまの 鏡板（ ） ふすまの上張り ※新島の子又はビニル紙程度（押入等の裏面は除く） ※合板類は、JASで定めるホルムアルデヒド放散量の等級 F☆☆☆ ミディアムデンシファイバーボード（MDF）及びパーティクルボード JISで定めるホルムアルデヒド放散量の等級 F☆☆☆ マスターキー ・製作する ・製作しない ・開閉調整（該当建具は図示） 建具金物の種類 ・モノロック ・本締め付きモノロック ・シリンドラード錠 ・シリンドラード本締め錠 ・ドアローザ ・棒錠錠 ・ピボットヒンジ ・ヒンジローザ ・フロアヒンジ 標準型建具 錠前は、レバーハンドル錠とする 尚、錠前は建具製作所の指定するものとし、監督員の承諾を受ける 吊金物 ・丁番（軸はステンレスとする） ・ピボットヒンジ 下記以外は、建具表による ・ガラスブロック 品質 JIS A5212による 寸法 (mm) 色調 ※クリア ・乳白 ・カラー（ ）	21	21 養生及び清 掃	品質規格 ※横仕 16.10.3による 製造所標準仕様による（ ） 鏡板（ ） かまの戸の樹種 かまの 鏡板（ ） ふすまの上張り ※新島の子又はビニル紙程度（押入等の裏面は除く） ※合板類は、JASで定めるホルムアルデヒド放散量の等級 F☆☆☆ ミディアムデンシファイバーボード（MDF）及びパーティクルボード JISで定めるホルムアルデヒド放散量の等級 F☆☆☆ マスターキー ・製作する ・製作しない ・開閉調整（該当建具は図示） 建具金物の種類 ・モノロック ・本締め付きモノロック ・シリンドラード錠 ・シリンドラード本締め錠 ・ドアローザ ・棒錠錠 ・ピボットヒンジ ・ヒンジローザ ・フロアヒンジ 標準型建具 錠前は、レバーハンドル錠とする 尚、錠前は建具製作所の指定するものとし、監督員の承諾を受ける 吊金物 ・丁番（軸はステンレスとする） ・ピボットヒンジ 下記以外は、建具表による ・ガラスブロック 品質 JIS A5212による 寸法 (mm) 色調 ※クリア ・乳白 ・カラー（ ）
8	8 アルミニウム 製窓木	伸縮調整継手 ※設けない ・設ける（施工箇所は図示） 部材の種類 ・2.50形 ・3.00形 ・3.50形 表面処理 ※B-1種又はA-1種	13	13 ガラスとめ材 及び溝	品質規格 ※横仕 16.10.3による 製造所標準仕様による（ ） 鏡板（ ） かまの戸の樹種 かまの 鏡板（ ） ふすまの上張り ※新島の子又はビニル紙程度（押入等の裏面は除く） ※合板類は、JASで定めるホルムアルデヒド放散量の等級 F☆☆☆ ミディアムデンシファイバーボード（MDF）及びパーティクルボード JISで定めるホルムアルデヒド放散量の等級 F☆☆☆ マスターキー ・製作する ・製作しない ・開閉調整（該当建具は図示） 建具金物の種類 ・モノロック ・本締め付きモノロック ・シリンドラード錠 ・シリンドラード本締め錠 ・ドアローザ ・棒錠錠 ・ピボットヒンジ ・ヒンジローザ ・フロアヒンジ 標準型建具 錠前は、レバーハンドル錠とする 尚、錠前は建具製作所の指定するものとし、監督員の承諾を受ける 吊金物 ・丁番（軸はステンレスとする） ・ピボットヒンジ 下記以外は、建具表による ・ガラスブロック 品質 JIS A5212による 寸法 (mm) 色調 ※クリア ・乳白 ・カラー（ ）	22	22 養生及び清 掃	品質規格 ※横仕 16.10.3による 製造所標準仕様による（ ） 鏡板（ ） かまの戸の樹種 かまの 鏡板（ ） ふすまの上張り ※新島の子又はビニル紙程度（押入等の裏面は除く） ※合板類は、JASで定めるホルムアルデヒド放散量の等級 F☆☆☆ ミディアムデンシファイバーボード（MDF）及びパーティクルボード JISで定めるホルムアルデヒド放散量の等級 F☆☆☆ マスターキー ・製作する ・製作しない ・開閉調整（該当建具は図示） 建具金物の種類 ・モノロック ・本締め付きモノロック ・シリンドラード錠 ・シリンドラード本締め錠 ・ドアローザ ・棒錠錠 ・ピボットヒンジ ・ヒンジローザ ・フロアヒンジ 標準型建具 錠前は、レバーハンドル錠とする 尚、錠前は建具製作所の指定するものとし、監督員の承諾を受ける 吊金物 ・丁番（軸はステンレスとする） ・ピボットヒンジ 下記以外は、建具表による ・ガラスブロック 品質 JIS A5212による 寸法 (mm) 色調 ※クリア ・乳白 ・カラー（ ）
9	9 金属既製品及 び製作金物	伸縮調整継手 ※設けない ・設ける（施工箇所は図示） 部材の種類 ・2.50形 ・3.00形 ・3.50形 表面処理 ※B-1種又はA-1種	14	14 ガラス用フィ ム	品質規格 ※横仕 16.10.3による 製造所標準仕様による（ ） 鏡板（ ） かまの戸の樹種 かまの 鏡板（ ） ふすまの上張り ※新島の子又はビニル紙程度（押入等の裏面は除く） ※合板類は、JASで定めるホルムアルデヒド放散量の等級 F☆☆☆ ミディアムデンシファイバーボード（MDF）及びパーティクルボード JISで定めるホルムアルデヒド放散量の等級 F☆☆☆ マスターキー ・製作する ・製作しない ・開閉調整（該当建具は図示） 建具金物の種類 ・モノロック ・本締め付きモノロック ・シリンドラード錠 ・シリンドラード本締め錠 ・ドアローザ ・棒錠錠 ・ピボットヒンジ ・ヒンジローザ ・フロアヒンジ 標準型建具 錠前は、レバーハンドル錠とする 尚、錠前は建具製作所の指定するものとし、監督員の承諾を受ける 吊金物 ・丁番（軸はステンレスとする） ・ピボットヒンジ 下記以外は、建具表による ・ガラスブロック 品質 JIS A5212による 寸法 (mm) 色調 ※クリア ・乳白 ・カラー（ ）	23	23 養生及び清 掃	品質規格 ※横仕 16.10.3による 製造所標準仕様による（ ） 鏡板（ ） かまの戸の樹種 かまの 鏡板（ ） ふすまの上張り ※新島の子又はビニル紙程度（押入等の裏面は除く） ※合板類は、JASで定めるホルムアルデヒド放散量の等級 F☆☆☆ ミディアムデンシファイバーボード（MDF）及びパーティクルボード JISで定めるホルムアルデヒド放散量の等級 F☆☆☆ マスターキー ・製作する ・製作しない ・開閉調整（該当建具は図示） 建具金物の種類 ・モノロック ・本締め付きモノロック ・シリンドラード錠 ・シリンドラード本締め錠 ・ドアローザ ・棒錠錠 ・ピボットヒンジ ・ヒンジローザ ・フロアヒンジ 標準型建具 錠前は、レバーハンドル錠とする 尚、錠前は建具製作所の指定するものとし、監督員の承諾を受ける 吊金物 ・丁番（軸はステンレスとする） ・ピボットヒンジ 下記以外は、建具表による ・ガラスブロック 品質 JIS A5212による 寸法 (mm) 色調 ※クリア ・乳白 ・カラー（ ）
10	10 ふっ素樹脂 付塗装鋼板	※製造所 メーカーリストによる	15	15 重量 シャッター	品質規格 ※横仕 16.10.3による 製造所標準仕様による（ ） 鏡板（ ） かまの戸の樹種 かまの 鏡板（ ） ふすまの上張り ※新島の子又はビニル紙程度（押入等の裏面は除く） ※合板類は、JASで定めるホルムアルデヒド放散量の等級 F☆☆☆ ミディアムデンシファイバーボード（MDF）及びパーティクルボード JISで定めるホルムアルデヒド放散量の等級 F☆☆☆ マスターキー ・製作する ・製作しない ・開閉調整（該当建具は図示） 建具金物の種類 ・モノロック ・本締め付きモノロック ・シリンドラード錠 ・シリンドラード本締め錠 ・ドアローザ ・棒錠錠 ・ピボットヒンジ ・ヒンジローザ ・フロアヒンジ 標準型建具 錠前は、レバーハンドル錠とする 尚、錠前は建具製作所の指定するものとし、監督員の承諾を受ける 吊金物 ・丁番（軸はステンレスとする） ・ピボットヒンジ 下記以外は、建具表による ・ガラスブロック 品質 JIS A5212による 寸法 (mm) 色調 ※クリア ・乳白 ・カラー（ ）	24	24 養生及び清 掃	品質規格 ※横仕 16.10.3による 製造所標準仕様による（ ） 鏡板（ ） かまの戸の樹種 かまの 鏡板（ ） ふすまの上張り ※新島の子又はビニル紙程度（押入等の裏面は除く） ※合板類は、JASで定めるホルムアルデヒド放散量の等級 F☆☆☆ ミディアムデンシファイバーボード（MDF）及びパーティクルボード JISで定めるホルムアルデヒド放散量の等級 F☆☆☆ マスターキー ・製作する ・製作しない ・開閉調整（該当建具は図示） 建具金物の種類 ・モノロック ・本締め付きモノロック ・シリンドラード錠 ・シリンドラード本締め錠 ・ドアローザ ・棒錠錠 ・ピボットヒンジ ・ヒンジローザ ・フロアヒンジ 標準型建具 錠前は、レバーハンドル錠とする 尚、錠前は建具製作所の指定するものとし、監督員の承諾を受ける 吊金物 ・丁番（軸はステンレスとする） ・ピボットヒンジ 下記以外は、建具表による ・ガラスブロック 品質 JIS A5212による 寸法 (mm) 色調 ※クリア ・乳白 ・カラー（ ）
改11	改11 既存埋込み インサート 再使用	新規天井下地の吊りボルト受け等の既存の埋込みインサートの使用。 ・吊りボルトの引き抜き試験を行う。 （当該箇3ヶ所程度、4.0kg程度の荷重にて抜けないことの確認。） ・吊りボルトの引き抜き試験を行う。 （当該箇3ヶ所程度、4.0kg程度の荷重にて抜けないことの確認。）	16	16 軽量 シャッター	品質規格 ※横仕 16.10.3による 製造所標準仕様による（ ） 鏡板（ ） かまの戸の樹種 かまの 鏡板（ ） ふすまの上張り ※新島の子又はビニル紙程度（押入等の裏面は除く） ※合板類は、JASで定めるホルムアルデヒド放散量の等級 F☆☆☆ ミディアムデンシファイバーボード（MDF）及びパーティクルボード JISで定めるホルムアルデヒド放散量の等級 F☆☆☆ マスターキー ・製作する ・製作しない ・開閉調整（該当建具は図示） 建具金物の種類 ・モノロック ・本締め付きモノロック ・シリンドラード錠 ・シリンドラード本締め錠 ・ドアローザ ・棒錠錠 ・ピボットヒンジ ・ヒンジローザ ・フロアヒンジ 標準型建具 錠前は、レバーハンドル錠とする 尚、錠前は建具製作所の指定するものとし、監督員の承諾を受ける 吊金物 ・丁番（軸はステンレスとする） ・ピボットヒンジ 下記以外は、建具表による ・ガラスブロック 品質 JIS A5212による 寸法 (mm) 色調 ※クリア ・乳白 ・カラー（ ）	25	25 養生及び清 掃	品質規格 ※横仕 16.10.3による 製造所標準仕様による（ ） 鏡板（ ） かまの戸の樹種 かまの 鏡板（ ） ふすまの上張り ※新島の子又はビニル紙程度（押入等の裏面は除く） ※合板類は、JASで定めるホルムアルデヒド放散量の等級 F☆☆☆ ミディアムデンシファイバーボード（MDF）及びパーティクルボード JISで定めるホルムアルデヒド放散量の等級 F☆☆☆ マスターキー ・製作する ・製作しない ・開閉調整（該当建具は図示） 建具金物の種類 ・モノロック ・本締め付きモノロック ・シリンドラード錠 ・シリンドラード本締め錠 ・ドアローザ ・棒錠錠 ・ピボットヒンジ ・ヒンジローザ ・フロアヒンジ 標準型建具 錠前は、レバーハンドル錠とする 尚、錠前は建具製作所の指定するものとし、監督員の承諾を受ける 吊金物 ・丁番（軸はステンレスとする） ・ピボットヒンジ 下記以外は、建具表による ・ガラスブロック 品質 JIS A5212による 寸法 (mm) 色調 ※クリア ・乳白 ・カラー（ ）

章	項目	特記事項	章	項目	特記事項	章	項目	特記事項
17	改1 材料	※屋内の壁及び天井の塗装仕上げは防火材料とする。 ※塗料は、ホルマリンを含有しないものとする。 ・次の箇所を除き防火材料とする。 ()	17	改23 合成樹脂エマルジョン床材塗り (EP-1)	※B種 既存床材(合成樹脂エマルジョン床材)の場合、改修後表7.11.1のA種、工程1及び2は既存床材除去部分のみ、既存部分との床材をあわせる	18	11 石こうボード及びその他のボード張り	種類 ・硬質木毛セメント板 ・普通木毛セメント板 ・無石繊維強化カルシウム板 ・ロックウール化粧吸音板 ・ロックウール化粧吸音板 (軽天井用) ・セッコウボード ・不燃耐燃せっこうボード ・シンジクセッコウボード ・強化せっこうボード ・セッコウラスボード ・化粧せっこうボード (木目) ・メラミン樹脂化粧板 ・ディアゴナル化粧板 ・パーティクルボード ・化粧石膏ボード ・化粧石膏吸音ボード JIS Sの記号 厚さ(mm)・規格等 ・15・20・25 ・15・20・25 和・8FK ※アタキ7 (※9・12・) ・凹凸7 (※12・15・19・) ※アタキ7 9 ((凸) 不燃) ・凹凸7 (※12・15) ((凸) 不燃) ・9.5 (準不燃) 化粧無 (下地張り) 用 12.5 (不燃) 12.5 (不燃) 15.0 (不燃) 9.5 12.5 (不燃) 幅4.0mm程度 JIS S K 6903による 厚さ1.2 JIS Sで定めるホルムアルデヒドの放出量の等級 ※F ☆☆☆ 9.5 (準不燃) 9.5 (準不燃)
改2 一般事項	塗り替えによる既存塗膜の除去範囲 ※図示 ※塗り替え面積の30%	改24 鉄鋼面の下地調整	改25 ラッカーエナメル塗り(LF)	改26 ウレタン樹脂ワニス塗り(LC)	改27 木材保護塗料	改28 塗装業者	改29 その他	改30 壁紙張り
改3 木部の下地調整	木部の下地調整 ※A種 ※B種 新規塗装(木部) ※A種 ※B種 (透明塗料塗り) ※A種 ※B種	改31 鉄鋼面の下地調整	改32 鉄鋼面の下地調整	改33 鉄鋼面の下地調整	改34 鉄鋼面の下地調整	改35 鉄鋼面の下地調整	改36 鉄鋼面の下地調整	改37 鉄鋼面の下地調整
改4 鉄鋼面の下地調整	鉄鋼面の下地調整 ※A種 ※B種 新規塗装(鉄部) ※A種 ※B種	改38 セッコウボード及びその他のボードの下地調整	改39 セッコウボード及びその他のボードの下地調整	改40 セッコウボード及びその他のボードの下地調整	改41 セッコウボード及びその他のボードの下地調整	改42 セッコウボード及びその他のボードの下地調整	改43 セッコウボード及びその他のボードの下地調整	改44 セッコウボード及びその他のボードの下地調整
改5 垂れめっき鋼面の下地調整	垂れめっき鋼面の下地調整 ※A種 ※B種 新規塗装(垂れめっき鋼面) ※A種 ※B種	改45 鉄鋼面の下地調整	改46 鉄鋼面の下地調整	改47 鉄鋼面の下地調整	改48 鉄鋼面の下地調整	改49 鉄鋼面の下地調整	改50 鉄鋼面の下地調整	改51 鉄鋼面の下地調整
改6 垂れめっき鋼面の下地調整	垂れめっき鋼面の下地調整 ※A種 ※B種 新規塗装(垂れめっき鋼面) ※A種 ※B種	改52 鉄鋼面の下地調整	改53 鉄鋼面の下地調整	改54 鉄鋼面の下地調整	改55 鉄鋼面の下地調整	改56 鉄鋼面の下地調整	改57 鉄鋼面の下地調整	改58 鉄鋼面の下地調整
改7 コンクリートコンクリート及びALCパネル面の下地調整	コンクリートコンクリート及びALCパネル面の下地調整 ※A種 ※B種 ALCパネル新規塗装(コンクリート及びALCパネル面) ※A種 ※B種 2液形ポリウレタンエナメル塗り及び常温乾燥型ふっ素樹脂エナメル塗りのセメント板面の場合のコンクリート及び押出成形セメント板面の下地調整 ※A種 ※B種 新規塗装 ※A種 ※B種 セッコウボード及びその他のボード面の下地調整 ※A種 ※B種 新規塗装(セッコウボード及びモルタル面) ※A種 ※B種 (但し、目地処理が経年劣化処理の場合は、A種とする。)	改59 鉄鋼面の下地調整	改60 鉄鋼面の下地調整	改61 鉄鋼面の下地調整	改62 鉄鋼面の下地調整	改63 鉄鋼面の下地調整	改64 鉄鋼面の下地調整	改65 鉄鋼面の下地調整
改8 セッコウボード及びその他のボードの下地調整	セッコウボード及びその他のボードの下地調整 ※A種 ※B種 新規塗装(セッコウボード及びモルタル面) ※A種 ※B種 (但し、目地処理が経年劣化処理の場合は、A種とする。)	改66 鉄鋼面の下地調整	改67 鉄鋼面の下地調整	改68 鉄鋼面の下地調整	改69 鉄鋼面の下地調整	改70 鉄鋼面の下地調整	改71 鉄鋼面の下地調整	改72 鉄鋼面の下地調整
改9 垂れめっき鋼面の下地調整	垂れめっき鋼面の下地調整 ※A種 ※B種 新規塗装(垂れめっき鋼面) ※A種 ※B種	改73 鉄鋼面の下地調整	改74 鉄鋼面の下地調整	改75 鉄鋼面の下地調整	改76 鉄鋼面の下地調整	改77 鉄鋼面の下地調整	改78 鉄鋼面の下地調整	改79 鉄鋼面の下地調整
改10 垂れめっき鋼面の下地調整	垂れめっき鋼面の下地調整 ※A種 ※B種 新規塗装(垂れめっき鋼面) ※A種 ※B種	改80 鉄鋼面の下地調整	改81 鉄鋼面の下地調整	改82 鉄鋼面の下地調整	改83 鉄鋼面の下地調整	改84 鉄鋼面の下地調整	改85 鉄鋼面の下地調整	改86 鉄鋼面の下地調整
改11 垂れめっき鋼面の下地調整	垂れめっき鋼面の下地調整 ※A種 ※B種 新規塗装(垂れめっき鋼面) ※A種 ※B種	改87 鉄鋼面の下地調整	改88 鉄鋼面の下地調整	改89 鉄鋼面の下地調整	改90 鉄鋼面の下地調整	改91 鉄鋼面の下地調整	改92 鉄鋼面の下地調整	改93 鉄鋼面の下地調整
改12 垂れめっき鋼面の下地調整	垂れめっき鋼面の下地調整 ※A種 ※B種 新規塗装(垂れめっき鋼面) ※A種 ※B種	改94 鉄鋼面の下地調整	改95 鉄鋼面の下地調整	改96 鉄鋼面の下地調整	改97 鉄鋼面の下地調整	改98 鉄鋼面の下地調整	改99 鉄鋼面の下地調整	改100 鉄鋼面の下地調整
改13 垂れめっき鋼面の下地調整	垂れめっき鋼面の下地調整 ※A種 ※B種 新規塗装(垂れめっき鋼面) ※A種 ※B種	改101 鉄鋼面の下地調整	改102 鉄鋼面の下地調整	改103 鉄鋼面の下地調整	改104 鉄鋼面の下地調整	改105 鉄鋼面の下地調整	改106 鉄鋼面の下地調整	改107 鉄鋼面の下地調整
改14 垂れめっき鋼面の下地調整	垂れめっき鋼面の下地調整 ※A種 ※B種 新規塗装(垂れめっき鋼面) ※A種 ※B種	改108 鉄鋼面の下地調整	改109 鉄鋼面の下地調整	改110 鉄鋼面の下地調整	改111 鉄鋼面の下地調整	改112 鉄鋼面の下地調整	改113 鉄鋼面の下地調整	改114 鉄鋼面の下地調整
改15 垂れめっき鋼面の下地調整	垂れめっき鋼面の下地調整 ※A種 ※B種 新規塗装(垂れめっき鋼面) ※A種 ※B種	改115 鉄鋼面の下地調整	改116 鉄鋼面の下地調整	改117 鉄鋼面の下地調整	改118 鉄鋼面の下地調整	改119 鉄鋼面の下地調整	改120 鉄鋼面の下地調整	改121 鉄鋼面の下地調整
改16 垂れめっき鋼面の下地調整	垂れめっき鋼面の下地調整 ※A種 ※B種 新規塗装(垂れめっき鋼面) ※A種 ※B種	改122 鉄鋼面の下地調整	改123 鉄鋼面の下地調整	改124 鉄鋼面の下地調整	改125 鉄鋼面の下地調整	改126 鉄鋼面の下地調整	改127 鉄鋼面の下地調整	改128 鉄鋼面の下地調整
改17 垂れめっき鋼面の下地調整	垂れめっき鋼面の下地調整 ※A種 ※B種 新規塗装(垂れめっき鋼面) ※A種 ※B種	改129 鉄鋼面の下地調整	改130 鉄鋼面の下地調整	改131 鉄鋼面の下地調整	改132 鉄鋼面の下地調整	改133 鉄鋼面の下地調整	改134 鉄鋼面の下地調整	改135 鉄鋼面の下地調整
改18 垂れめっき鋼面の下地調整	垂れめっき鋼面の下地調整 ※A種 ※B種 新規塗装(垂れめっき鋼面) ※A種 ※B種	改136 鉄鋼面の下地調整	改137 鉄鋼面の下地調整	改138 鉄鋼面の下地調整	改139 鉄鋼面の下地調整	改140 鉄鋼面の下地調整	改141 鉄鋼面の下地調整	改142 鉄鋼面の下地調整
改19 垂れめっき鋼面の下地調整	垂れめっき鋼面の下地調整 ※A種 ※B種 新規塗装(垂れめっき鋼面) ※A種 ※B種	改143 鉄鋼面の下地調整	改144 鉄鋼面の下地調整	改145 鉄鋼面の下地調整	改146 鉄鋼面の下地調整	改147 鉄鋼面の下地調整	改148 鉄鋼面の下地調整	改149 鉄鋼面の下地調整
改20 垂れめ								

18	改29 壁紙張り	種類 ・壁紙 ・ビニル床シート ・ビニル床シート張り ・タフテッドカーペット ・カット・ループバイエル併用 ・タフテッドカーペット ・カット・ループバイエル併用 ・マルチレベルループ ・レベルループバイエル ・カット・ループバイエル併用 ・裏り ループバイエルカーペット ・下地: フェルト・グリッター工法(フェルトt 10) ・タイルカーペット JIS Sの記号 厚さ(mm) 性能 ※2 体積抵抗値(JIS K 6991)による ※4.0 1.0×10 ⁴ Ω以下、又は漏えい抵抗値(JIS A 1454)による1.0×10 ⁴ Ω未満	18	改30 壁紙張り	種類 ・壁紙 ・ビニル床シート ・ビニル床シート張り ・タフテッドカーペット ・カット・ループバイエル併用 ・タフテッドカーペット ・カット・ループバイエル併用 ・マルチレベルループ ・レベルループバイエル ・カット・ループバイエル併用 ・裏り ループバイエルカーペット ・下地: フェルト・グリッター工法(フェルトt 10) ・タイルカーペット JIS Sの記号 厚さ(mm) 性能 ※2 体積抵抗値(JIS K 6991)による ※4.0 1.0×10 ⁴ Ω以下、又は漏えい抵抗値(JIS A 1454)による1.0×10 ⁴ Ω未満	18	改31 壁紙張り	種類 ・壁紙 ・ビニル床シート ・ビニル床シート張り ・タフテッドカーペット ・カット・ループバイエル併用 ・タフテッドカーペット ・カット・ループバイエル併用 ・マルチレベルループ ・レベルループバイエル ・カット・ループバイエル併用 ・裏り ループバイエルカーペット ・下地: フェルト・グリッター工法(フェルトt 10) ・タイルカーペット JIS Sの記号 厚さ(mm) 性能 ※2 体積抵抗値(JIS K 6991)による ※4.0 1.0×10 ⁴ Ω以下、又は漏えい抵抗値(JIS A 1454)による1.0×10 ⁴ Ω未満
改21 垂れめ								

19	改32 壁紙張り	種類 ・壁紙 ・ビニル床シート ・ビニル床シート張り ・タフテッドカーペット ・カット・ループバイエル併用 ・タフテッドカーペット ・カット・ループバイエル併用 ・マルチレベルループ ・レベルループバイエル ・カット・ループバイエル併用 ・裏り ループバイエルカーペット ・下地: フェルト・グリッター工法(フェルトt 10) ・タイルカーペット JIS Sの記号 厚さ(mm) 性能 ※2 体積抵抗値(JIS K 6991)による ※4.0 1.0×10 ⁴ Ω以下、又は漏えい抵抗値(JIS A 1454)による1.0×10 ⁴ Ω未満	19	改33 壁紙張り	種類 ・壁紙 ・ビニル床シート ・ビニル床シート張り ・タフテッドカーペット ・カット・ループバイエル併用 ・タフテッドカーペット ・カット・ループバイエル併用 ・マルチレベルループ ・レベルループバイエル ・カット・ループバイエル併用 ・裏り ループバイエルカーペット ・下地: フェルト・グリッター工法(フェルトt 10) ・タイルカーペット JIS Sの記号 厚さ(mm) 性能 ※2 体積抵抗値(JIS K 6991)による ※4.0 1.0×10 ⁴ Ω以下、又は漏えい抵抗値(JIS A 1454)による1.0×10 ⁴ Ω未満	19	改34 壁紙張り	種類 ・壁紙 ・ビニル床シート ・ビニル床シート張り ・タフテッドカーペット ・カット・ループバイエル併用 ・タフテッドカーペット ・カット・ループバイエル併用 ・マルチレベルループ ・レベルループバイエル ・カット・ループバイエル併用 ・裏り ループバイエルカーペット ・下地: フェルト・グリッター工法(フェルトt 10) ・タイルカーペット JIS Sの記号 厚さ(mm) 性能 ※2 体積抵抗値(JIS K 6991)による ※4.0 1.0×10 ⁴ Ω以下、又は漏えい抵抗値(JIS A 1454)による1.0×10 ⁴ Ω未満
改22 垂れめ								

20	改35 壁紙張り	種類 ・壁紙 ・ビニル床シート ・ビニル床シート張り ・タフテッドカーペット ・カット・ループバイエル併用 ・タフテッドカーペット ・カット・ループバイエル併用 ・マルチレベルループ ・レベルループバイエル ・カット・ループバイエル併用 ・裏り ループバイエルカーペット ・下地: フェルト・グリッター工法(フェルトt 10) ・タイルカーペット JIS Sの記号 厚さ(mm) 性能 ※2 体積抵抗値(JIS K 6991)による ※4.0 1.0×10 ⁴ Ω以下、又は漏えい抵抗値(JIS A 1454)による1.0×10 ⁴ Ω未満	20	改36 壁紙張り	種類 ・壁紙 ・ビニル床シート ・ビニル床シート張り ・タフテッドカーペット ・カット・ループバイエル併用 ・タフテッドカーペット ・カット・ループバイエル併用 ・マルチレベルループ ・レベルループバイエル ・カット・ループバイエル併用 ・裏り ループバイエルカーペット ・下地: フェルト・グリッター工法(フェルトt 10) ・タイルカーペット JIS Sの記号 厚さ(mm) 性能 ※2 体積抵抗値(JIS K 6991)による ※4.0 1.0×10 ⁴ Ω以下、又は漏えい抵抗値(JIS A 1454)による1.0×10 ⁴ Ω未満	20	改37 壁紙張り	種類 ・壁紙 ・ビニル床シート ・ビニル床シート張り ・タフテッドカーペット ・カット・ループバイエル併用 ・タフテッドカーペット ・カット・ループバイエル併用 ・マルチレベルループ ・レベルループバイエル ・カット・ループバイエル併用 ・裏り ループバイエルカーペット ・下地: フェルト・グリッター工法(フェルトt 10) ・タイルカーペット JIS Sの記号 厚さ(mm) 性能 ※2 体積抵抗値(JIS K 6991)による ※4.0 1.0×10 ⁴ Ω以下、又は漏えい抵抗値(JIS A 1454)による1.0×10 ⁴ Ω未満
改23 垂れめ								

21	改38 壁紙張り	種類 ・壁紙 ・ビニル床シート ・ビニル床シート張り ・タフテッドカーペット ・カット・ループバイエル併用 ・タフテッドカーペット ・カット・ループバイエル併用 ・マルチレベルループ ・レベルループバイエル ・カット・ループバイエル併用 ・裏り ループバイエルカーペット ・下地: フェルト・グリッター工法(フェルトt 10) ・タイルカーペット JIS Sの記号 厚さ(mm) 性能 ※2 体積抵抗値(JIS K 6991)による ※4.0 1.0×10 ⁴ Ω以下、又は漏えい抵抗値(JIS A 1454)による1.0×10 ⁴ Ω未満	21	改39 壁紙張り	種類 ・壁紙 ・ビニル床シート ・ビニル床シート張り ・タフテッドカーペット ・カット・ループバイエル併用 ・タフテッドカーペット ・カット・ループバイエル併用 ・マルチレベルループ ・レベルループバイエル ・カット・ループバイエル併用 ・裏り ループバイエルカーペット ・下地: フェルト・グリッター工法(フェルトt 10) ・タイルカーペット JIS Sの記号 厚さ(mm) 性能 ※2 体積抵抗値(JIS K 6991)による ※4.0 1.0×10 ⁴ Ω以下、又は漏えい抵抗値(JIS A 1454)による1.0×10 ⁴ Ω未満	21	改40 壁紙張り	種類 ・壁紙 ・ビニル床シート ・ビニル床シート張り ・タフテッドカーペット ・カット・ループバイエル併用 ・タフテッドカーペット ・カット・ループバイエル併用 ・マルチレベルループ ・レベルループバイエル ・カット・ループバイエル併用 ・裏り ループバイエルカーペット ・下地: フェルト・グリッター工法(フェルトt 10) ・タイルカーペット JIS Sの記号 厚さ(mm) 性能 ※2 体積抵抗値(JIS K 6991)による ※4.0 1.0×10 ⁴ Ω以下、又は漏えい抵抗値(JIS A 1454)による1.0×10 ⁴ Ω未満
改24 垂れめ								

22	改41 壁紙張り	種類 ・壁紙 ・ビニル床シート ・ビニル床シート張り ・タフテッドカーペット ・カット・ループバイエル併用 ・タフテッドカーペット ・カット・ループバイエル併用 ・マルチレベルループ ・レベルループバイエル ・カット・ループバイエル併用 ・裏り ループバイエルカーペット ・下地: フェルト・グリッター工法(フェルトt 10) ・タイルカーペット JIS Sの記号 厚さ(mm) 性能 ※2 体積抵抗値(JIS K 6991)による ※4.0 1.0×10 ⁴ Ω以下、又は漏えい抵抗値(JIS A 1454)による1.0×10 ⁴ Ω未満	22	改42 壁紙張り	種類 ・壁紙 ・ビニル床シート ・ビニル床シート張り ・タフテッドカーペット ・カット・ループバイエル併用 ・タフテッドカーペット ・カット・ループバイエル併用 ・マルチレベルループ ・レベルループバイエル ・カット・ループバイエル併用 ・裏り ループバイエルカーペット ・下地: フェルト・グリッター工法(フェルトt 10) ・タイルカーペット JIS Sの記号 厚さ(mm) 性能 ※2 体積抵抗値(JIS K 6991)による ※4.0 1.0×10 ⁴ Ω以下、又は漏えい抵抗値(JIS A 1454)による1.0×10 ⁴ Ω未満	22	改43 壁紙張り	種類 ・壁紙 ・ビニル床シート ・ビニル床シート張り ・タフテッドカーペット ・カット・ループバイエル併用 ・タフテッドカーペット ・カット・ループバイエル併用 ・マルチレベルループ ・レベルループバイエル ・カット・ループバイエル併用 ・裏り ループバイエルカーペット ・下地: フェルト・グリッター工法(フェルトt 10) ・タイルカーペット JIS Sの記号 厚さ(mm) 性能 ※2 体積抵抗値(JIS K 6991)による ※4.0 1.0×10 ⁴ Ω以下、又は漏えい抵抗値(JIS A 1454)による1.0×10 ⁴ Ω未満
改25 垂れめ								

23	改44 壁紙張り	種類 ・壁紙 ・ビニル床シート ・ビニル床シート張り ・タフテッドカーペット ・カット・ループバイエル併用 ・タフテッドカーペット ・カット・ループバイエル併用 ・マルチレベルループ ・レベルループバイエル ・カット・ループバイエル併用 ・裏り ループバイエルカーペット ・下地: フェルト・グリッター工法(フェルトt 10) ・タイルカーペット JIS Sの記号 厚さ(mm) 性能 ※2 体積抵抗値(JIS K 6991)による ※4.0 1.0×10 ⁴ Ω以下、又は漏えい抵抗値(JIS A 1454)による1.0×10 ⁴ Ω未満	23	改45 壁紙張り	種類 ・壁紙 ・ビニル床シート ・ビニル床シート張り ・タフテッドカーペット ・カット・ループバイエル併用 ・タフテッドカーペット ・カット・ループバイエル併用 ・マルチレベルループ ・レベルループバイエル ・カット・ループバイエル併用 ・裏り ループバイエルカーペット ・下地: フェルト・グリッター工法(フェルトt 10) ・タイルカーペット JIS Sの記号 厚さ(mm) 性能 ※2 体積抵抗値(JIS K 6991)による ※4.0 1.0×10 ⁴ Ω以下、又は漏えい抵抗値(JIS A 1454)による1.0×10 ⁴ Ω未満	23	改46 壁紙張り	種類 ・壁紙 ・ビニル床シート ・ビニル床シート張り ・タフテッドカーペット ・カット・ループバイエル併用 ・タフテッドカーペット ・カット・ループバイエル併用 ・マルチレベルループ ・レベルループバイエル ・カット・ループバイエル併用 ・裏り ループバイエルカーペット ・下地: フェルト・グリッター工法(フェルトt 10) ・タイルカーペット JIS Sの記号 厚さ(mm) 性能 ※2 体積抵抗値(JIS K 6991)による ※4.0 1.0×10 ⁴ Ω以下、又は漏えい抵抗値(JIS A 1454)による1.0×10 ⁴ Ω未満
改26 垂れめ								

24	改47 壁紙張り	種類 ・壁紙 ・ビニル床シート ・ビニル床シート張り ・タフテッドカーペット ・カット・ループバイエル併用 ・タフテッドカーペット ・カット・ループバイエル併用 ・マルチレベルループ ・レベルループバイエル ・カット・ループバイエル併用 ・裏り ループバイエルカーペット ・下地: フェルト・グリッター工法(フェルトt 10) ・タイルカーペット JIS Sの記号 厚さ(mm) 性能 ※2 体積抵抗値(JIS K 6991)による ※4.0 1.0×10 ⁴ Ω以下、又は漏えい抵抗値(JIS A 1454)による1.0×10 ⁴ Ω未満	24	改48 壁紙張り	種類 ・壁紙 ・ビニル床シート ・ビニル床シート張り ・タフテッドカーペット ・カット・ループバイエル併用 ・タフテッドカーペット ・カット・ループバイエル併用 ・マルチレベルループ ・レベルループバイエル ・カット・ループバイエル併用 ・裏り ループバイエルカーペット ・下地: フェルト・グリッター工法(フェルトt 10) ・タイルカーペット JIS Sの記号 厚さ(mm) 性能 ※2 体積抵抗値(JIS K 6991)による ※4.0 1.0×10 ⁴ Ω以下、又は漏えい抵抗値(JIS A 1454)による1.0×10 ⁴ Ω未満	24	改49 壁紙張り	種類 ・壁紙 ・ビニル床シート ・ビニル床シート張り ・タフテッドカーペット ・カット・ループバイエル併用 ・タフテッドカーペット ・カット・ループバイエル併用 ・マルチレベルループ ・レベルループバイエル ・カット・ループバイエル併用 ・裏り ループバイエルカーペット ・下地: フェルト・グリッター工法(フェルトt 10) ・タイルカーペット JIS Sの記号 厚さ(mm) 性能 ※2 体積抵抗値(JIS K 6991)による ※4.0 1.0×10 ⁴ Ω以下、又は漏えい抵抗値(JIS A 1454)による1.0×10 ⁴ Ω未満
改27 垂れめ								

25	改50 壁紙張り	種類 ・壁紙 ・ビニル床シート ・ビニル床シート張り ・タフテッドカーペット ・カット・ループバイエル併用 ・タフテッドカーペット ・カット・ループバイエル併用 ・マルチレベルループ ・レベルループバイエル ・カット・ループバイエル併用 ・裏り ループバイエルカーペット ・下地: フェルト・グリッター工法(フェルトt 10) ・タイルカーペット JIS Sの記号 厚さ(mm) 性能 ※2 体積抵抗値(JIS K 6991)による ※4.0 1.0×10 ⁴ Ω以下、又は漏えい抵抗値(JIS A 1454)による1.0×10 ⁴ Ω未満	25	改51 壁紙張り	種類 ・壁紙 ・ビニル床シート ・ビニル床シート張り ・タフテッドカーペット ・カット・ループバイエル併用 ・タフテッドカーペット ・カット・ループバイエル併用 ・マルチレベルループ ・レベルループバイエル ・カット・ループバイエル併用 ・裏り ループバイエルカーペット ・下地: フェルト・グリッター工法(フェルトt 10) ・タイルカーペット JIS Sの記号 厚さ(mm) 性能 ※2 体積抵抗値(JIS K 6991)による ※4.0 1.0×10 ⁴ Ω以下、又は漏えい抵抗値(JIS A 1454)による1.0×10 ⁴ Ω未満	25	改52 壁紙張り	種類 ・壁紙 ・ビニル床シート ・ビニル床シート張り ・タフテッドカーペット ・カット・ループバイエル併用 ・タフテッドカーペット ・カット・ループバイエル併用 ・マルチレベルループ ・レベルループバイエル ・カット・ループバイエル併用 ・裏り ループバイエルカーペット ・下地: フェルト・グリッター工法(フェルトt 10) ・タイルカーペット JIS Sの記号 厚さ(mm) 性能 ※2 体積抵抗値(JIS K 6991)による ※4.0 1.0×10 ⁴ Ω以下、又は漏えい抵抗値(JIS A 1454)による1.0×10 ⁴ Ω未満
改28 垂れめ								

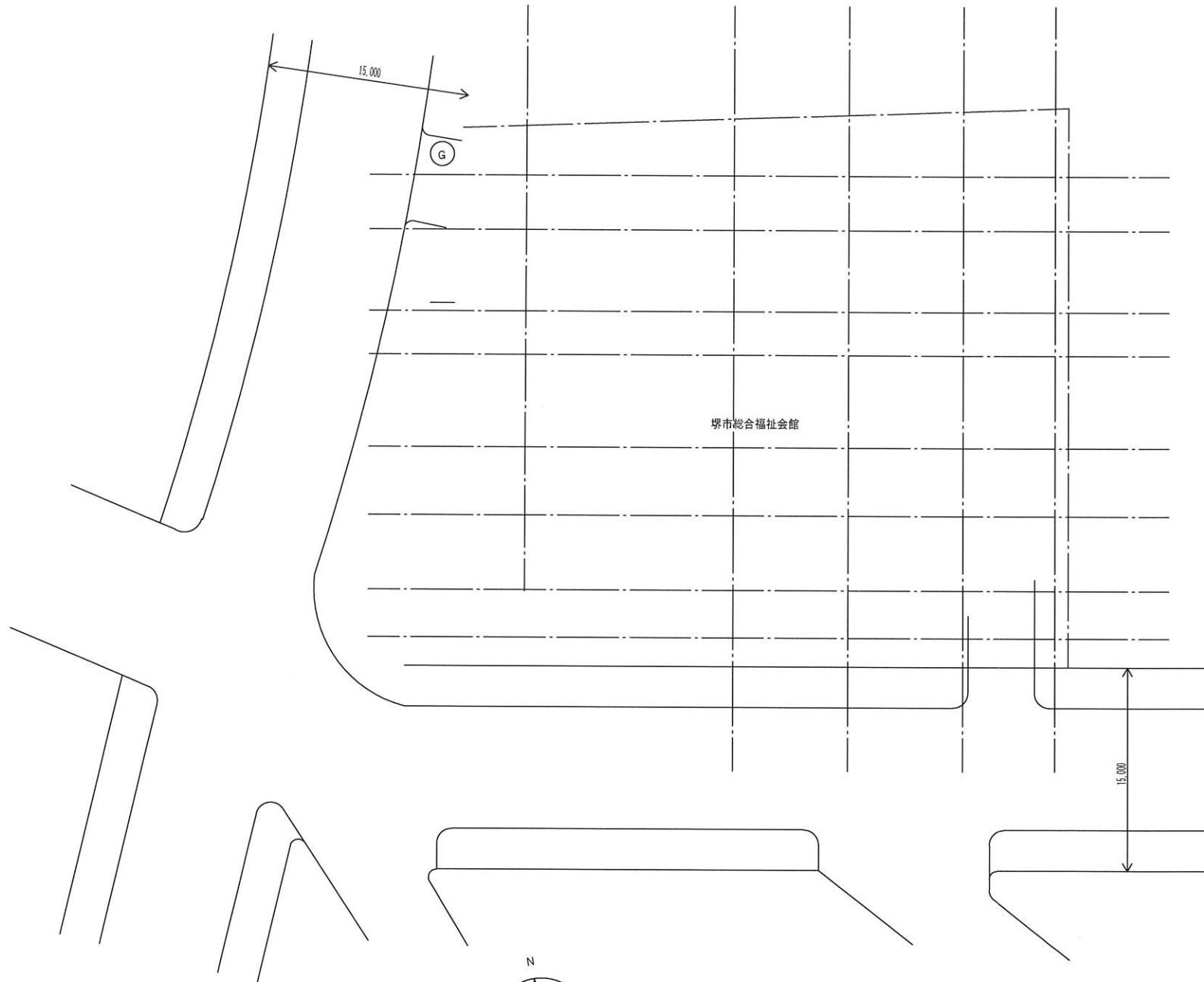
26	改53 壁紙張り	種類 ・壁紙 ・ビニル床シート ・ビニル床シート張り ・タフテッドカーペット ・カット・ループバイエル併用 ・タフテッドカーペット ・カット・ループバイエル併用 ・マルチレベルループ ・レベルループバイエル ・カット・ループバイエル併用 ・裏り ループバイエルカーペット ・下地: フェルト・グリッター工法(フェルトt 10) ・タイルカーペット JIS Sの記号 厚さ(mm) 性能 ※2 体積抵抗値(JIS K 6991)による ※4.0 1.0×10 ⁴ Ω以下、又は漏えい抵抗値(JIS A 1454)による1.0×10 ⁴ Ω未満	26	改54 壁紙張り	種類 ・壁紙 ・ビニル床シート ・ビニル床シート張り ・タフテッドカーペット ・カット・ループバイエル併用 ・タフテッドカーペット ・カット・ループバイエル併用 ・マルチレベルループ ・レベルループバイエル ・カット・ループバイエル併用 ・裏り ループバイエルカーペット ・下地: フェルト・グリッター工法(フェルトt 10) ・タイルカーペット JIS Sの記号 厚さ(mm) 性能 ※2 体積抵抗値(JIS K 6991)による ※4.0 1.0×10 ⁴ Ω以下、又は漏えい抵抗値(JIS A 1454)による1.0×10 ⁴ Ω未満	26	改55 壁紙張り	種類 ・壁紙 ・ビニル床シート ・ビニル床シート張り ・タフテッドカーペット ・カット・ループバイエル併用 ・タフテッドカーペット ・カット・ループバイエル併用 ・マルチレベルループ ・レベルループバイエル ・カット・ループバイエル併用 ・裏り ループバイエルカーペット ・下地: フェルト・グリッター工法(フェルトt 10) ・タイルカーペット JIS Sの記号 厚さ(mm) 性能 ※2 体積抵抗値(JIS K 6991)による ※4.0 1.0×10 ⁴ Ω以下、又は漏えい抵抗値(JIS A 1454)による1.0×10 ⁴ Ω未満
改29 垂れめ								

27	改56 壁紙張り	種類 ・壁紙 ・ビニル床シート ・ビニル床シート張り ・タフテッドカーペット ・カット・ループバイエル併用 ・タフテッドカーペット ・カット・ループバイエル併用 ・マルチレベルループ ・レベルループバイエル ・カット・ループバイエル併用 ・裏り ループバイエルカーペット ・下地: フェルト・グリッター工法(フェルトt 10) ・タイルカーペット JIS Sの記号 厚さ(mm) 性能 ※2 体積抵抗値(JIS K 6991)による ※4.0 1.0×10 ⁴ Ω以下、又は漏えい抵抗値(JIS A 1454)による1.0×10 ⁴ Ω未満	27	改57 壁紙張り	種類 ・壁紙 ・ビニル床シート ・ビニル床シート張り ・タフテッドカーペット ・カット・ループバイエル併用 ・タフテッドカーペット ・カット・ループバイエル併用 ・マルチレベルループ ・レベルループバイエル ・カット・ループバイエル併用 ・裏り ループバイエルカーペット ・下地: フェルト・グリッター工法(フェルトt 10) ・タイルカーペット JIS Sの記号 厚さ(mm) 性能 ※2 体積抵抗値(JIS K 6991)による ※4.0 1.0×10 ⁴ Ω以下、又は漏えい抵抗値(JIS A 1454)による1.0×10 ⁴ Ω未満	27	改58 壁紙張り	種類 ・壁紙 ・ビニル床シート ・ビニル床シート張り ・タフテッドカーペット ・カット・ループバイエル併用 ・タフテッドカーペット ・カット・ループバイエル併用 ・マルチレベルループ ・レベルループバイエル ・カット・ループバイエル併用 ・裏り ループバイエルカーペット ・下地: フェルト・グリッター工法(フェルトt 10) ・タイルカーペット JIS Sの記号 厚さ(mm) 性能 ※2 体積抵抗値(JIS K 6991)による ※4.0 1.0×10 ⁴ Ω以下、又は漏えい抵抗値(JIS A 1454)による1.0×10 ⁴ Ω未満
改30 垂れめ								

28	改59 壁紙張り	種類 ・壁紙 ・ビニル床シート ・ビニル床シート張り ・タフテッドカーペット ・カット・ループバイエル併用 ・タフテッドカーペット ・カット・ループバイエル併用 ・マルチレベルループ ・レベルループバイエル ・カット・ループバイエル併用 ・裏り ループバイエルカーペット ・下地: フェルト・グリッター工法(フェルトt 10) ・タイルカーペット JIS Sの記号 厚さ(mm) 性能 ※2 体積抵抗値(JIS K 6991)による ※4.0 1.0×10 ⁴ Ω以下、又は漏えい抵抗値(JIS A 1454)による1.0×10 ⁴ Ω未満	28	改60 壁紙張り	種類 ・壁紙 ・ビニル床シート ・ビニル床シート張り ・タフテッドカーペット ・カット・ループバイエル併用 ・タフテッドカーペット ・カット・ループバイエル併用 ・マルチレベルループ ・レベルループバイエル ・カット・ループバイエル併用 ・裏り ループバイエルカーペット ・下地: フェルト・グリッター工法(フェルトt 10) ・タイルカーペット JIS Sの記号 厚さ(mm) 性能 ※2 体積抵抗値(JIS K 6991)による ※4.0 1.0×10 ⁴ Ω以下、又は漏えい抵抗値(JIS A 1454)による1.0×10 ⁴ Ω未満	28	改61 壁紙張り	種類 ・壁紙 ・ビニル床シート ・ビニル床シート張り ・タフテッドカーペット ・カット・ループバイエル併用 ・タフテッドカーペット ・カット・ループバイエル併用 ・マルチレベルループ ・レベルループバイエル ・カット・ループバイエル併用 ・裏り ループバイエルカーペット ・下地: フェルト・グリッター工法(フェルトt 10) ・タイルカーペット JIS Sの記号 厚さ(mm) 性能 ※2 体積抵抗値(JIS K 6991)による ※4.0 1.0×10 ⁴ Ω以下、又は漏えい抵抗値(JIS A 1454)による1.0×10 ⁴ Ω未満
改31 垂れめ								

29	改62 壁紙張り	種類 ・壁紙 ・ビニル床シート ・ビニル床シート張り ・タフテッドカーペット ・カット・ループバイエル併用 ・タフテッドカーペット ・カット・ループバイエル併用 ・マルチレベルループ ・レベルループバイエル ・カット・ループバイエル併用 ・裏り ループバイエルカーペット ・下地: フェルト・グリッター工法(フェルトt 10) ・タイルカーペット JIS Sの記号 厚さ(mm) 性能 ※2 体積抵抗値(JIS K 6991)による ※4.0 1.0×10 ⁴ Ω以下、又は漏えい抵抗値(JIS A 1454)による1.0×10 ⁴ Ω未満	29	改63 壁紙張り	種類 ・壁紙 ・ビニル床シート ・ビニル床シート張り ・タフテッドカーペット ・カット・ループバイエル併用 ・タフテッドカーペット ・カット・ループバイエル併用 ・マルチレベルループ
----	----------	--	----	----------	---

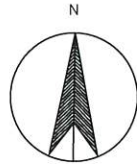
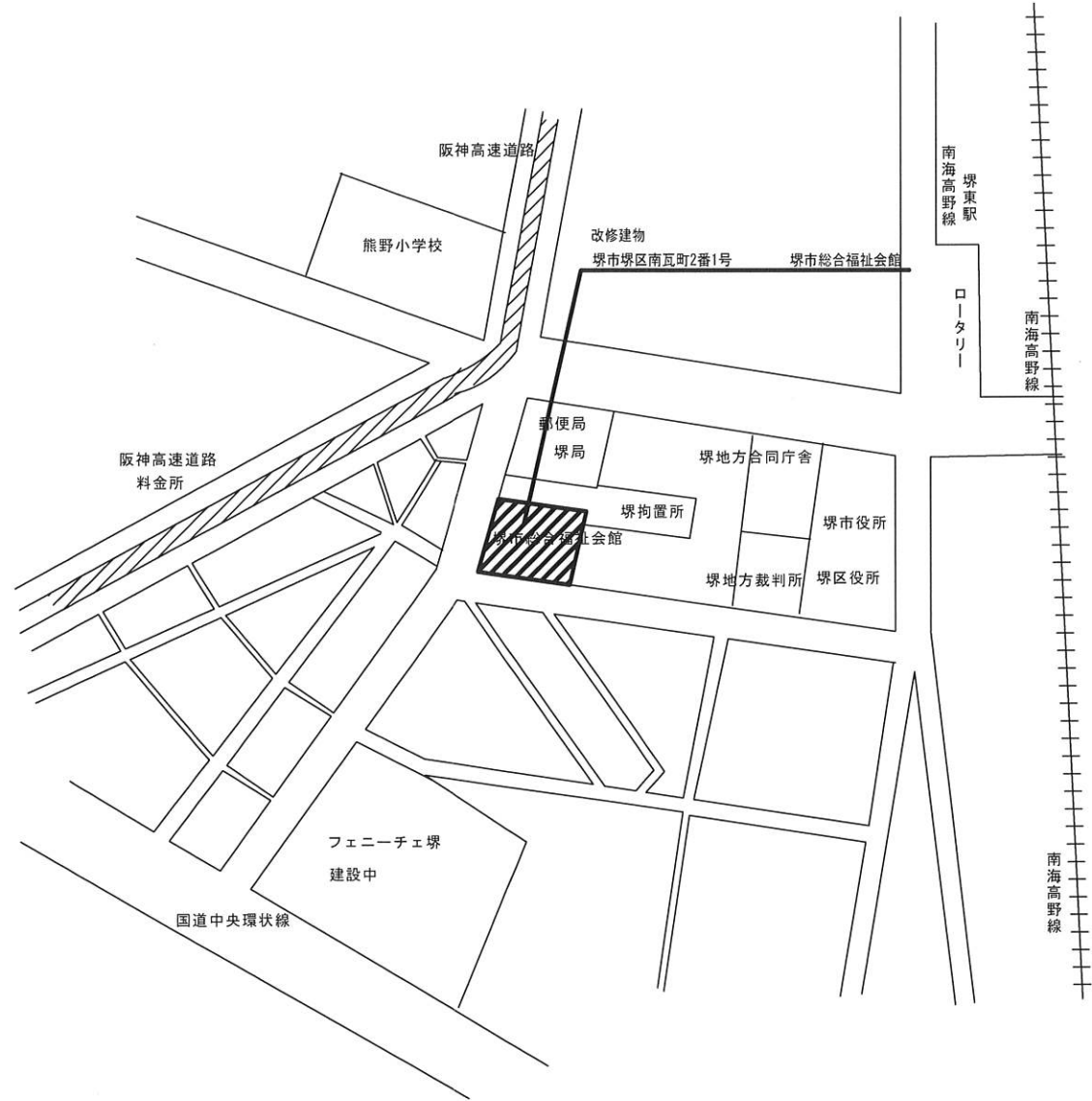
堺市総合福祉会館 5階トイレ改修外工事 建築工事 特記仕様書 社会福祉法人 堺市社会福祉協議会 担当者		設計完了日 工事発注日 SCALE 図紙枚数	1 A 0
原寸図		関係責任者 設計担当者	



配置図 S1:300

仮設計画 凡例	
⊙ G	安全巡視員（スポット） 延5人 撤去材搬出・資材搬入等、車両が頻繁に出入りする時
~~~~~	防音シート扉

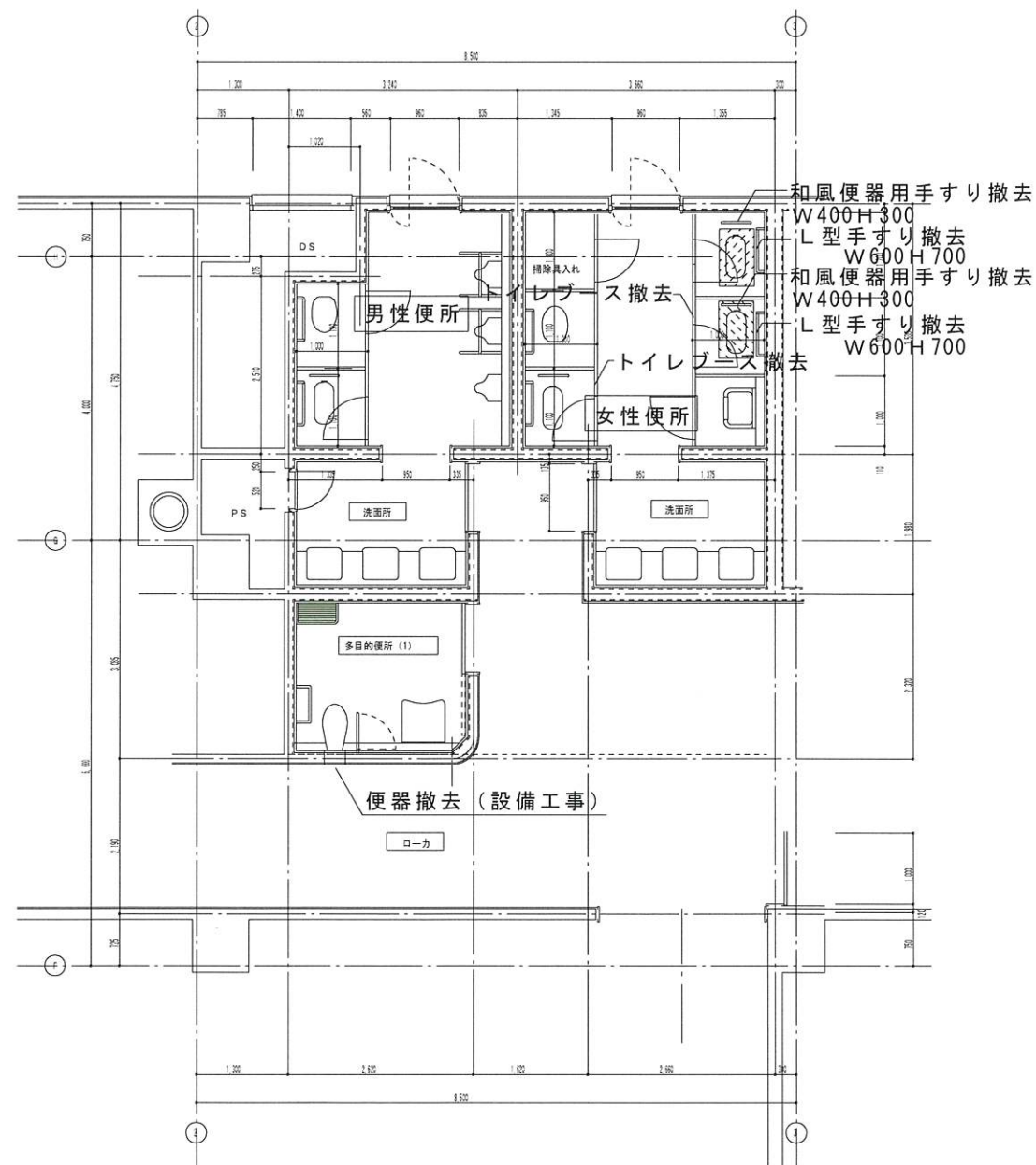
注記
※工事工程表を作成し、工事工程表に基づき仮設計画をすること。
※図示以外の仮設は必要に応じ、監督員と協議の上設ける事。
※前面道路及び構内通路は 充分安全に配慮 すると共に 常時清掃を行う事。
※敷地内進入に関しては、各自又は安全巡視員の誘導に従い会館利用者等には 充分注意する事。
※進入等により傷めた通路等は、施工業者負担により現況復旧を行う事。
※会館行事を優先し、工事を進める事。
※撤去工事に依って出る埃、施工時に出る埃等は施工業者が常時清掃する事。
※工事に伴い既設を損傷する恐れのある部分は充分に養生を行う事。



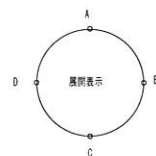
付近見取図 S1:500

堺市総合福祉会館5階トイレ改修外工事	設計完了日	R.13
	工事発注日	
付近見取図 配置図	SCALE	S1:300
	原寸縮サイズ	A2
社会福祉法人 堺市社会福祉協議会	設計担当	A / 06
原寸法 0 50 100 150		



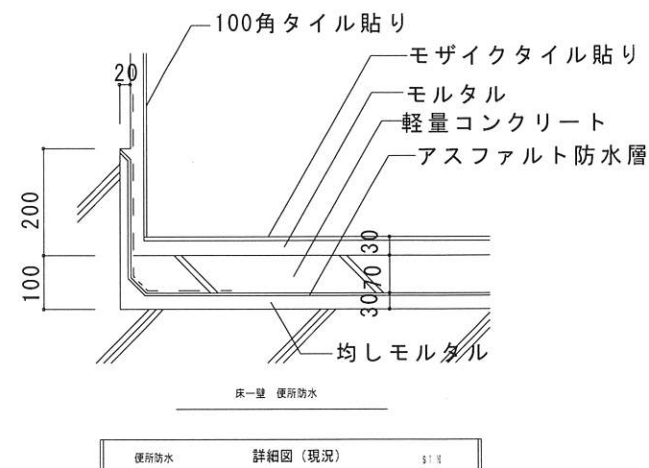


5 階便所現況撤去平面詳細図S. 1: 100



現況仕上表		概要
男性便所		
床	均しモルタルの上アスファルト防水	存置
	50角モザイクタイル貼り	存置
巾木	100角タイル貼り	存置
壁	100角タイル貼り	存置
天井	石綿ケイカル板 ア) 6VP	存置
廻縁	アルミ廻縁	存置
備考	トイレブース	存置
	小便器バック	存置
	手すり	存置

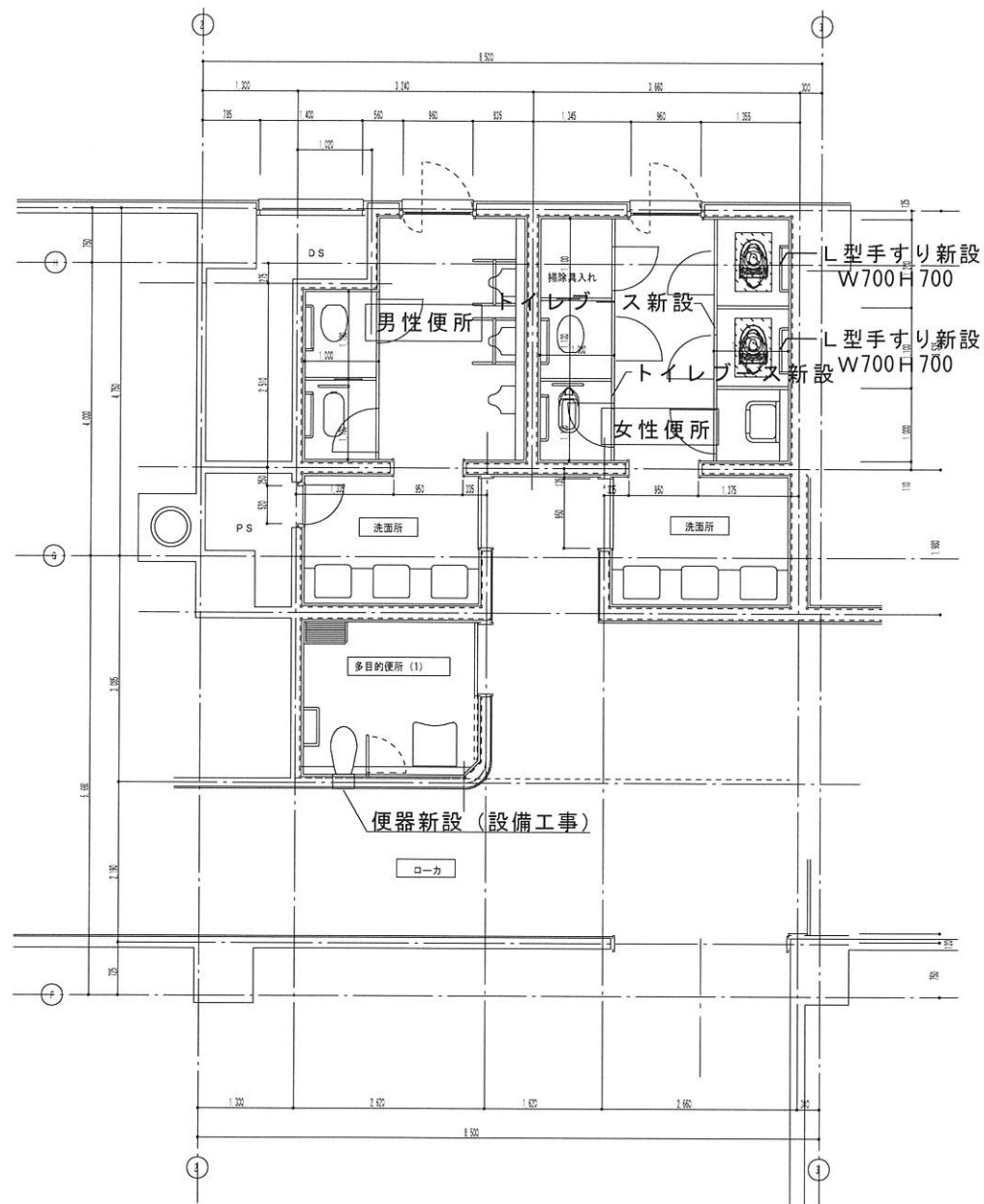
現況仕上表		概要
女性便所		
床	均しモルタルの上アスファルト防水	存置
	50角モザイクタイル貼り	下地共一部撤去
巾木	100角タイル貼り	存置
壁	100角タイル貼り	存置
天井	石綿ケイカル板 ア) 6VP	存置
廻縁	アルミ廻縁	存置
備考	トイレブース	全て撤去
	手すり	一部撤去



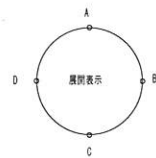
凡例  
和風便器をカット撤去 (和洋リモデル工法)  
50角モザイクタイル下地共撤去 (周囲カッター切)  
500 x 800

堺市総合福祉会館5 階トイレ改修外工事		設計完了日	R.2. 5
		工事発注日	
撤去平面詳細図		SCALE	1: 100
		原寸紙サイズ	A3
社会福祉法人 堺市社会福祉協議会		設計担当	A / 07
原寸法			





5階便所 改修平面詳細図S.1: 100

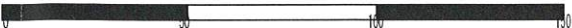


仕上表（改修後）	
男性便所	
床	均しモルタルの上アスファルト 防水 軽量コンクリート 50角モザイクタイル貼り
巾木	100角タ イル貼り
壁	100角タ イル貼り
天井	ノンアスケイカル板 ア）6V P
廻縁	アルミ廻縁
備考	トイレブース 小便器バック 手すり

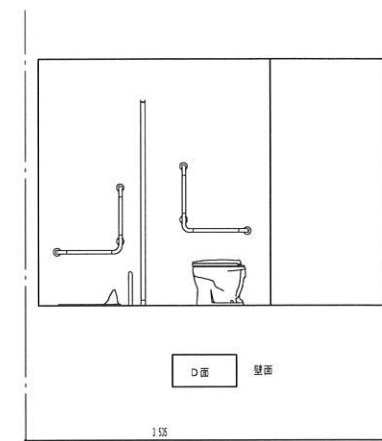
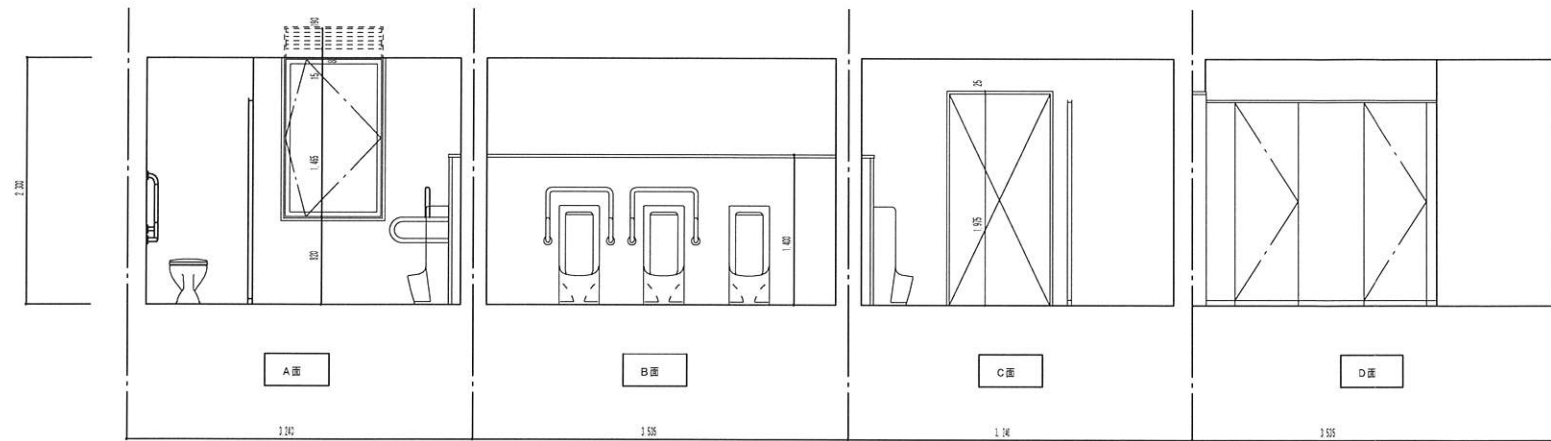
仕上表（改修後）	
多目的便所	
床	均しモルタルの上アスファルト 防水 軽量コンクリート 50角モザイクタイル貼り
巾木	100角タ イル貼り
壁	100角タ イル貼り
天井	ノンアスケイカル板 ア）6V P
廻縁	アルミ廻縁
備考	手すり

仕上表（改修後）	
女性便所	
床	均しモルタルの上アスファルト 防水 軽量コンクリート 50角モザイクタイル貼り
巾木	100角タ イル貼り
壁	100角タ イル貼り
天井	ノンアスケイカル板 ア）6V P
廻縁	アルミ廻縁
備考	トイレブース新設 L型手すり（T 112C L 10）4ヶ所新設

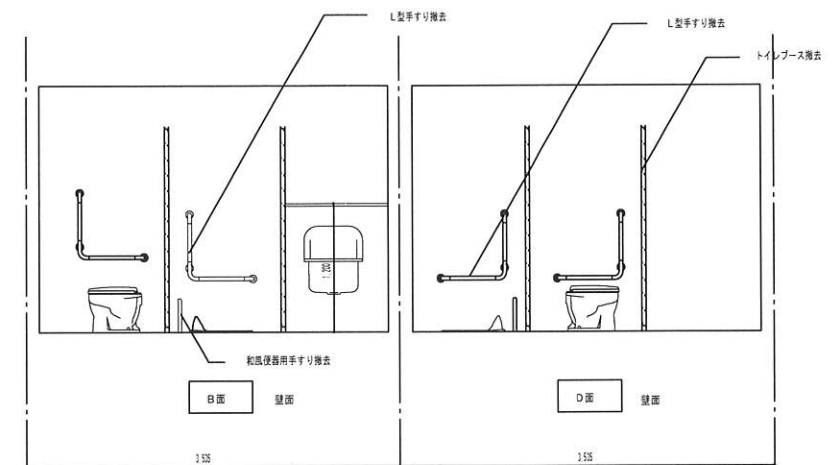
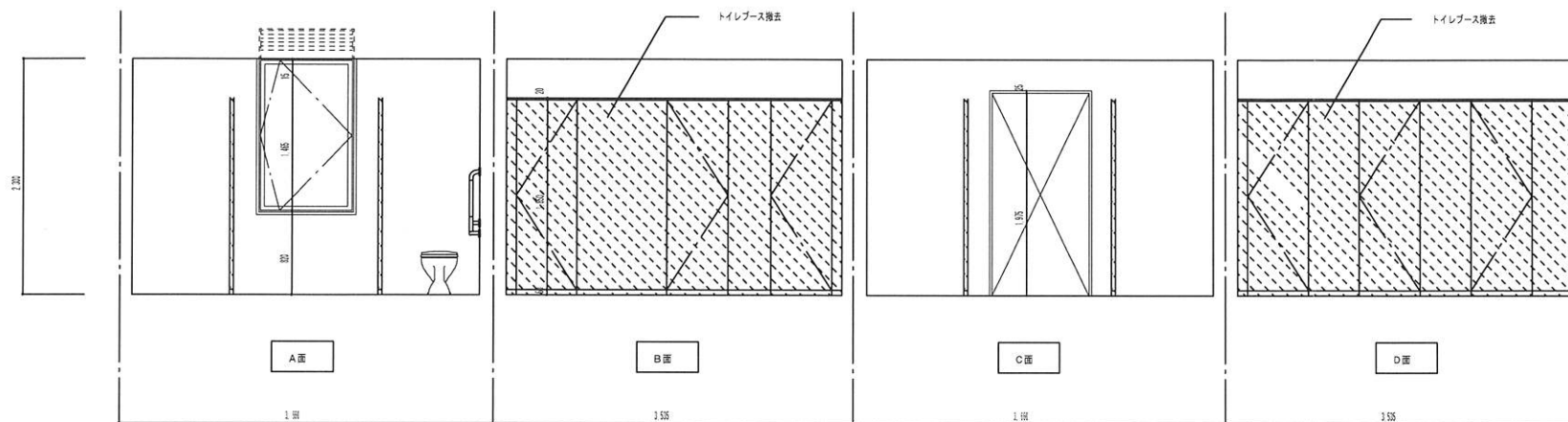
凡例  
和風便器カット撤去後、排水アジャスター取付（和洋リモデル工法）  
モルタル埋戻し塗膜防水の上50角モザイクタイル貼り  
500 x 800

堺市総合福祉会館5階トイレ改修外工事	設計完了日	R.2.5
	工事発注日	
改修後平面詳細図	SCALE	1:100
	原寸紙サイズ	A3
社会福祉法人 堺市社会福祉協議会	設計担当	 A / 08
原寸法 		

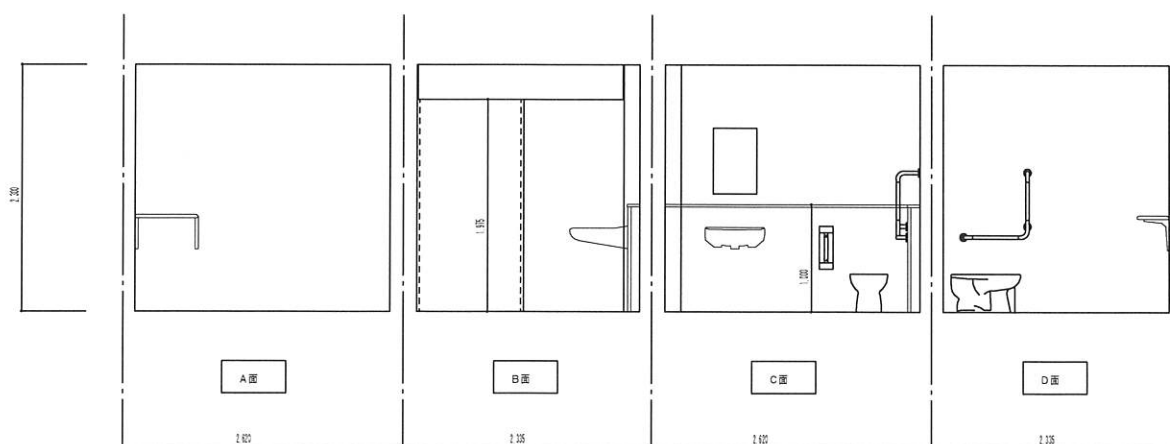




男子便所 展開図（現況・撤去）



女子便所 展開図（現況・撤去）

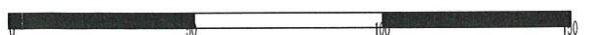


多目的便所 展開図（現況・撤去）

凡例



既設仕上材、家具等の撤去範囲を示す。

堺市総合福祉会館5階トイレ改修外工事	設計完了日	R.2.5
	工事発注日	
展開図（現況・撤去）	SCALE	1:100
	原寸紙サイズ	A3
社会福祉法人 堺市社会福祉協議会	設計担当	 A / 9
原寸法 		



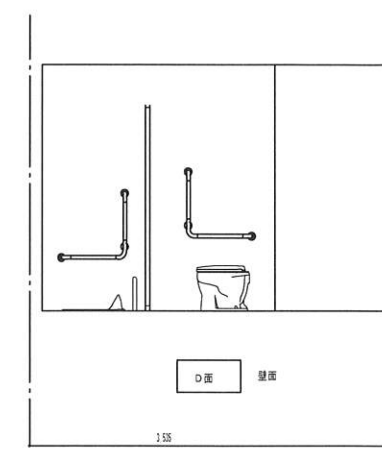
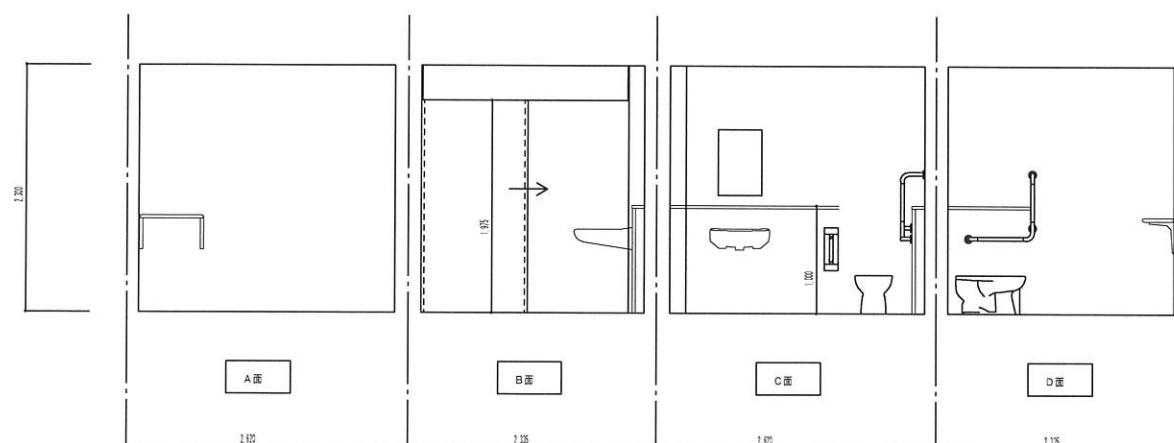


Figure 1 consists of four diagrams labeled A, B, C, and D, each showing a different window and door configuration for a room. The diagrams are arranged horizontally. Diagram A shows a window with a height of 1200 and a width of 1800, and a door. Diagram B shows a window with a height of 1200 and a width of 1800, and a door. Diagram C shows a window with a height of 1200 and a width of 1800, and a door. Diagram D shows a window with a height of 1200 and a width of 1800, and a door.



トイレンブース仕様  
ステンレスアーユルエッジ（中心吊り）  
足形状：巾木型  
表面材：高圧メラミン樹脂化粧板（下地MDF）  
芯材：ペーパーコア  
パネル厚み：40mm  
目板、戸当り、コーナーカバー：ステンレス（ヘアライン仕上）  
笠木、巾木、壁面レール：ステンレス（ヘアライン仕上）  
金物：標準付属金物一式

堺市総合福祉会館5階トイレ改修外工事	設計完了日	R.2.5
	工事発注日	
展開図（現況・撤去・改修）	SCALE	1:100
	原寸紙サイズ	A3
社会福祉法人 堺市社会福祉協議会	設計担当 	A / 10
原寸法 		



特記仕様書【機械設備】										項	目	特記事項		項	目	特記事項																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
Ⅰ. 工事概要										Ⅱ. 工事仕様書（注）本工事において委託監理契約が締結されている場合は、監督員を監理員と読み替えるものとする。																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
1. 工事名称：堺市総合福祉会館 5 階トイレ改修外工事										1. 一般仕様																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
2. 工事場所：堺市南瓦町 2 番 1 号										(1) 図面及び特記仕様書に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)(平成31年版)及び公共建築改修工事標準仕様書(機械設備工事編)(平成31年版)並びに公共建築設備工事標準図(機械設備工事編)(平成31年版)による。 (参考資料:機械設備工事監理指針(平成31年版))						(2) 電気設備工事及び建築工事を本工事に含む場合は、電気設備工事及び建築工事はそれぞれの工事仕様書を適用する。																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
3. 建物概要										2. 特記仕様																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
<table><tr><th>建物名称</th><th>構造</th><th>階数</th><th>工事対象延べ面積(m²)</th><th>消防法施行令別表第一</th><th>備考</th></tr><tr><td>総合福祉会館</td><td>R C造</td><td>7 階</td><td></td><td>第15項</td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>										建物名称	構造	階数	工事対象延べ面積(m ² )	消防法施行令別表第一	備考	総合福祉会館	R C造	7 階		第15項																										1. 一般事項						(1) 設計項目において選択する事項は、●印のついたものを適用する。																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
建物名称	構造	階数	工事対象延べ面積(m ² )	消防法施行令別表第一	備考																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
総合福祉会館	R C造	7 階		第15項																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
										1. 施工調査						・本工事施工にあたっては、事前に現場を十分に調査し着工のこと。また、電気、給水及びガス等の供給停止、粉じん、ほこり等が発生するおそれのある場合は、事前に監督員及び当該施設管理者と十分に打合せのうえ施工のこと。 ・実施工程表及び施工計画書作成のための施工計画調査及び施工に先立った事前調査を行い監督員に報告する。なお、調査項目、調査範囲及び調査方法は、監督員との協議による。																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
4. 工事種目(●印のついたものを適用する。)										2. 工事用表示板						(注) 1. 設計監理が同一の場合は設計 社会福祉法人 堺市社会福祉協議会 監理 と記入する。 2. 常用漢字を使用し書体は角ゴシック黒文字とする。 3. 亜鉛鉄板製とし棧木を裏打ちし補強する。																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
<table><tr><th>建物別及び屋外工事種目</th><th>5階トイレ</th><th>6階トイレ</th><th></th><th></th><th></th><th></th><th></th><th></th><th></th><th></th><th></th><th></th><th></th><th></th><th></th><th></th><th></th><th></th><th></th></tr><tr><td>空気調和設備</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr><tr><td>換気設備</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr><tr><td>排煙設備</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr><tr><td>自動制御設備</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr><tr><td>衛生器具設備</td><td>●</td><td>●</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr><tr><td>給水設備</td><td>●</td><td>●</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr><tr><td>排水設備</td><td>●</td><td>●</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr><tr><td>給湯設備</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr><tr><td>消火設備</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr><tr><td>液化石油ガス設備</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr><tr><td>厨房機器設備</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr><tr><td>し尿浄化槽設備</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>										建物別及び屋外工事種目	5階トイレ	6階トイレ																		空気調和設備	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	換気設備	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	排煙設備	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	自動制御設備	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	衛生器具設備	●	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	給水設備	●	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	排水設備	●	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	給湯設備	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	消火設備	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	液化石油ガス設備	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	厨房機器設備	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	し尿浄化槽設備	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																																																													3. 安全対策						・安全巡視員（警備会社による）○常駐 人 ●スポット延べ 5 人 ・交通誘導員 A（警備会社による）○常駐 人 ○スポット延べ 人 ・交通誘導員 B（警備会社による）○常駐 人 ○スポット延べ 人 ・工事進入路及び周辺道路においては、工事関係車両は徐行運転を行い、より一層安全運転に努めること。					
建物別及び屋外工事種目	5階トイレ	6階トイレ																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
空気調和設備	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
換気設備	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
排煙設備	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
自動制御設備	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
衛生器具設備	●	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
給水設備	●	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
排水設備	●	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
給湯設備	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
消火設備	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
液化石油ガス設備	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
厨房機器設備	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
し尿浄化槽設備	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
										4. 仮設備						・仮設備項目（○受変電 ○発電機 ○給水ポンプ ○排水ポンプ ○） ・仮設期間（○図面による ○）																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
										5. 工事用仮設物						・すべて請負者の負担とし、構内につくることが（●）できる。○できない。）																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
										6. 足場、さん橋						類 ●別契約を含む関係請負者が設置したものは、無償で使用できる。○本工事で設置とする。																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
										7. 工事用電力						水・その他																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
										8. 設備機材等（グリーン購入法）						・本工事に必要な工事用電力、水、ガス等の費用及び官公署その他の関係機関への諸手続等の費用は、請負者の負担とする。 ・受変電設備（新築に限る）を新設する場合、受電後、引渡しまでの電気基本料金（受電設備全部分）、電気使用料金（施工業者使用分）並びに電気保安業務における費用も本工事に含むものとする。 ・本工事に使用する機材は、堺市「使用機材指定製作所一覧表」によるものとし、別途指定する書面にて監督員の承諾を受けるものとする。 ・図面中の「 <u> </u> 」印は「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（以下、「グリーン購入法」という。）の特定調達物品を示す。 ・堺市グリーン調達基本方針による「堺市グリーン調達方針」（最新年度による）に基づき、公共工事特定調達品目を監督員と協議の上、本工事に極力採用すること。 ・本工事で使用する設備材料等は、設計図書で規程する所要の品質及び性能を有するものとする。なおホルムアルデヒドが発散しない規制対、原則とし象外のものとして下記（1）を使用するが、該当する材料等がない場合は、第3種のものとして下記（2）を使用する。なお、詳細については、関係関係法令を参照のこと。 （1）J I S 及び J A S の F ☆☆☆規格品及び「非ホルムアルデヒド系」等の表示にある J A S 規格品とする。 （2）国土交通省告示 1 4 8 5 号（平成 1 5 年 1 1 月 2 5 日）で示されているもの。																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
										9. 化学物質を発散させる設備材料等の使用制限						・本工事で使用する設備材料等は、設計図書で規程する所要の品質及び性能を有するものとする。なおホルムアルデヒドが発散しない規制対、原則とし象外のものとして下記（1）を使用するが、該当する材料等がない場合は、第3種のものとして下記（2）を使用する。なお、詳細については、関係関係法令を参照のこと。 （1）J I S 及び J A S の F ☆☆☆規格品及び「非ホルムアルデヒド系」等の表示にある J A S 規格品とする。 （2）国土交通省告示 1 4 8 5 号（平成 1 5 年 1 1 月 2 5 日）で示されているもの。																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
										10. 発生材の処理等						・発生材等（建設副産物）の処理は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」「資源の有効な利用の促進に関する法律」「建設副産物適正処理推進要綱」その他関係法令を遵守して行うこと。 ・元請業者は、当該工事に伴って生じた全ての建設廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。 ・請負業者が収集運搬及び処分を委託する場合は、請負業者と収集運搬業者との間の契約及び請負業者と処分業者との2者間契約を締結し、事前に許可証の写しを監督員に提出すること。尚、収集運搬及び処分は請負業者の責任においてマニフェストシステムにより適正に行うこと。 ・本工事における特定建設資材廃棄物の再資源化等を行う施設の名称については、（5）補足事項－1「特定建設資																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					



項 目	特 記 事 項	項 目	特 記 事 項	項 目	特 記 事 項
16.あと施工アンカー	性能確認試験：○行う ●行わない 施工後確認試験：特記なき場合、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）による。 ・建築基準法施行令第87条に定めるところによる風圧力（耐風力）検討計算書を監督員に提出すること。 なお、検討範囲にはそれぞれの取付部分を含めるものとする。 ○ ○ ・工事に伴い障害物が発見された場合は、速やかに監督員に報告し協議の上、施工すること。 ・作業については日曜・祝日・第2・4土曜日及び年末年始並びに盆休みは行わない。（但し、やむを得ない場合は監督員と協議を行うものとする。） ・施工時間は原則として、午前8時から午後6時までとする。 ・地元協議による条件が発生した場合は、その施工条件を尊重すること。	22.施工体制台帳及び施工体系の義務化	33.不当介入に対する措置 （1）受注者は、この契約の履行に当たり暴力団員又は暴力団密接関係者から、暴力団を利用することとなるような社会通念上不当な要求又は契約の適正な履行を妨げる行為（以下「不当介入」という。）を受けたときは、直ちに本市に報告するとともに、警察に届け出なければならない。 （2）受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者から不当介入を受けたときは、直ちに本市に報告するとともに、当該下請負人等に対して、警察に届け出るよう指導しなければならない。 （3）本市は、受注者が本市に対し、（1）及び（2）に定める報告をしなかったときは、堺市暴力団排除条例に基づく公表及び入札参加停止を行うことができる。 （4）本市は、受注者又は下請負人等が不当介入を受けたことによりこの契約の履行について遅延等が発生するおそれがあると認めるときは、受注者が（1）に定める報告及び届出又は（2）に定める報告及び指導を行った場合に限り、必要に応じて履行期間の延長等の措置をとるものとする。	10.他工事又は他工種との共存	・図面に記載のない場合は原則として下記標準工事区分表による。 標準工事区分表（取合い区分欄は、原則●印の区分とする。） 工 事 項 目 機 器 の 基 礎 及 ビ ッ ト 上 下 架 台 梁 及 ビ 壁 の 貫 通 ス リ ー プ 入 れ 及 ビ 穴 埋 め 補 修 梁 及 ビ 壁 の 貫 通 部 補 強 機 器 へ の 給 排 水 配 管 接 続 工 事 機 器 へ の ガ ス 配 管 接 続 工 事 機 器 付 属 操 作 盤 へ の 一 次 側 電 気 工 事 上 下 操 作 盤 か ら の 二 次 側 電 気 工 事 上 下 操 作 盤 か ら の 故 障 警 報 用 配 管 配 線 空 調 機 等 の リ モ コ ン ス イ ッ チ の 取 付 及 ビ 結 線 上 下 機 器 か ら リ モ コ ン ス イ ッ チ ま で の 配 管 及 ビ ボ ッ ク ス 上 下 機 器 か ら リ モ コ ン ス イ ッ チ ま で の 操 作 配 線 セ バ レ ー ト 型 エ ア コ ン の 室 内 か ら 室 外 機 へ の 渡 り 操 作 配 線 マ ル チ 型 エ ア コ ン の 室 内 機 間 の 渡 り 配 線 及 ビ 集 中 操 作 盤 の 取 付 換 気 扇 の 取 付 上 下 機 器 の 手 元 ス イ ッ チ の 取 付 及 ビ 配 管 配 線 ・ ボ ッ ク ス 及 ビ 結 線 自 動 制 御 盤 一 次 側 電 源 工 事 （ 配 管 ・ 配 線 及 ビ 結 線 共 ） 便 器 洗 浄 用 感 知 装 置 へ の 電 源 供 給 配 管 配 線 水 槽 類 の 電 極 棒 ・ 電 極 帯 及 ビ フ ロ ー ト ス イ ッ チ 機 器 ・ 器 具 及 ビ 配 管 等 の 吊 ボ ル ト 用 イ ン サ ー ト 天 井 埋 込 器 具 等 の 取 付 箇 所 の 天 井 ボ ー ド の 下 地 切 込 み 及 ビ 補 強 壁 へ の 埋 込 型 機 器 及 ビ 盤 等 の 仮 枠 上 下 埋 込 部 の 補 強 軽 量 鉄 骨 壁 へ の 機 器 及 ビ 盤 等 の 下 地 切 込 み 及 ビ 補 強 天 井 点 検 口 の 取 付
17.風圧力に対する性能		23.火災保険について	・本工事において、部分払いを請求する際には、工事出来高部分に対し火災保険を次のとおり付すこと。 また、保険契約締結後、速やかにその証券を堺市社会福祉協議会会長に提出すること。 被保険者：堺市社会福祉協議会会長、保険期間：工期プラス1ヶ月、保険金額：部分払いするものの出来高金額以上 ・なお、建設工事保険、組立保険等の総合保険に加入している場合は、保険証の写しと、火災保険の受取りを堺市長とした保険会社発行の証明書を出すこと。 ・本工事の施工にあたり、目的に応じて次の保険を付すること。 第三者に与えた損害の補償：請負業者賠償責任保険 従業員が受けた身体障害の補償：法定外労災補償（建設共済）又は労働災害総合保険 特記項目において選択する事項は、●印のついたものを適用する。	（3）設備科目別仕様 1. 空気調和設備 （3）設備科目別仕様 ・方式：○空気調和 ○冷暖房 ○ 空気調和設備概要 ○FCU・ダクト併用方式 ○パッケージ方式 ・熱源：○ボイラー ○温水発生器 ○冷水発生器 ○冷凍機 ○EHP ○GHP ○氷蓄熱 ・制御方式：○電気式 ○電子式 ○デジタル式 ・燃料等：○都市ガス ○電気 ○灯油 ○A重油（1号）	
18.施工条件		24.その他の保険について	・標準仕様書第2編第3章によるほか下記による。 ・標準仕様書第2編第3章の各表において保温材を選択できるものについて、特記なき場合、グラスウールとし、多湿箇所、水掛り部分及び屋外については、ポリスチレンフォームとする。 ・特記なき場合、配管及びダクトの保温外装は下記による。 ダクト 屋内倉庫・書庫 ●アルミガラスクロス ○カラー亜鉛鉄板 機械室 ●アルミガラスクロス 居室・廊下など ●カラー亜鉛鉄板 屋外露出 ●ステンレス鋼板 多湿箇所（ ） ●ステンレス鋼板 配管 屋内倉庫・書庫 ●アルミガラスクロス ○合成樹脂製カバー 機械室 ●アルミガラスクロス 居室・廊下など ●合成樹脂製カバー ○保温化粧ケース（冷媒管） 屋外露出 ●ステンレス鋼板 ○保温化粧ケース（冷媒管） 多湿箇所（ ） ●ステンレス鋼板 ○保温化粧ケース（冷媒管） （注）保温化粧ケースは、塩化ビニル樹脂製とする。 （学校、幼稚園、病院、介護・看護施設などの露出部分は、合成樹脂製カバー2（ジャケットタイプ）を使用する。）	○設計温湿度 外 気 温度（DB）温度（RH） 夏 期 35.3℃ 52.0% 28℃ 50% 冬 期 1.8℃ 51.7% 20℃ 40% 備考：湿度制御を行わない空調方式による湿度は成り行きとする。 ○ 設ける ○ 設ける（測定口は径80mmとする） ○ 別途 ○ 煙道 ○ダクトの種別 工法 ○ダクトの分岐 方法 ○ 風量測定口 ○ チャンバー ○ダンパー ○ 配管材料 （図面特記分は除く） ○ 弁類 ○鋼管用伸縮管 継手 ○防振継手 ○フレキシブルジョイント	
19.官公署その他への手続き		25.完成図等	・最終提出書類は、書類保管箱（ダンボール製やプラスチックケース等）に納め提出のこと。	○ばいじん量測定口 ○煙道 ○ダクトの種別 工法 ○ダクトの分岐 方法 ○ 風量測定口 ○ チャンバー ○ダンパー ○ 配管材料 （図面特記分は除く） ○ 弁類 ○鋼管用伸縮管 継手 ○防振継手 ○フレキシブルジョイント	・図面に記載のない場合は原則として下記標準工事区分表による。 標準工事区分表（取合い区分欄は、原則●印の区分とする。） 工 事 項 目 機 器 の 基 礎 及 ビ ッ ト 上 下 架 台 梁 及 ビ 壁 の 貫 通 ス リ ー プ 入 れ 及 ビ 穴 埋 め 補 修 梁 及 ビ 壁 の 貫 通 部 補 強 機 器 へ の 給 排 水 配 管 接 続 工 事 機 器 へ の ガ ス 配 管 接 続 工 事 機 器 付 属 操 作 盤 へ の 一 次 側 電 気 工 事 上 下 操 作 盤 か ら の 二 次 側 電 気 工 事 上 下 操 作 盤 か ら の 故 障 警 報 用 配 管 配 線 空 調 機 等 の リ モ コ ン ス イ ッ チ の 取 付 及 ビ 結 線 上 下 機 器 か ら リ モ コ ン ス イ ッ チ ま で の 配 管 及 ビ ボ ッ ク ス 上 下 機 器 か ら リ モ コ ン ス イ ッ チ ま で の 操 作 配 線 セ バ レ ー ト 型 エ ア コ ン の 室 内 か ら 室 外 機 へ の 渡 り 操 作 配 線 マ ル チ 型 エ ア コ ン の 室 内 機 間 の 渡 り 配 線 及 ビ 集 中 操 作 盤 の 取 付 換 気 扇 の 取 付 上 下 機 器 の 手 元 ス イ ッ チ の 取 付 及 ビ 配 管 配 線 ・ ボ ッ ク ス 及 ビ 結 線 自 動 制 御 盤 一 次 側 電 源 工 事 （ 配 管 ・ 配 線 及 ビ 結 線 共 ） 便 器 洗 浄 用 感 知 装 置 へ の 電 源 供 給 配 管 配 線 水 槽 類 の 電 極 棒 ・ 電 極 帯 及 ビ フ ロ ー ト ス イ ッ チ 機 器 ・ 器 具 及 ビ 配 管 等 の 吊 ボ ル ト 用 イ ン サ ー ト 天 井 埋 込 器 具 等 の 取 付 箇 所 の 天 井 ボ ー ド の 下 地 切 込 み 及 ビ 補 強 壁 へ の 埋 込 型 機 器 及 ビ 盤 等 の 仮 枠 上 下 埋 込 部 の 補 強 軽 量 鉄 骨 壁 へ の 機 器 及 ビ 盤 等 の 下 地 切 込 み 及 ビ 補 強 天 井 点 検 口 の 取 付
20.工事実績データの作成登録について		26.提出用保管箱	・最終提出書類は、書類保管箱（ダンボール製やプラスチックケース等）に納め提出のこと。	○ばいじん量測定口 ○煙道 ○ダクトの種別 工法 ○ダクトの分岐 方法 ○ 風量測定口 ○ チャンバー ○ダンパー ○ 配管材料 （図面特記分は除く） ○ 弁類 ○鋼管用伸縮管 継手 ○防振継手 ○フレキシブルジョイント	・図面に記載のない場合は原則として下記標準工事区分表による。 標準工事区分表（取合い区分欄は、原則●印の区分とする。） 工 事 項 目 機 器 の 基 礎 及 ビ ッ ト 上 下 架 台 梁 及 ビ 壁 の 貫 通 ス リ ー プ 入 れ 及 ビ 穴 埋 め 補 修 梁 及 ビ 壁 の 貫 通 部 補 強 機 器 へ の 給 排 水 配 管 接 続 工 事 機 器 へ の ガ ス 配 管 接 続 工 事 機 器 付 属 操 作 盤 へ の 一 次 側 電 気 工 事 上 下 操 作 盤 か ら の 二 次 側 電 気 工 事 上 下 操 作 盤 か ら の 故 障 警 報 用 配 管 配 線 空 調 機 等 の リ モ コ ン ス イ ッ チ の 取 付 及 ビ 結 線 上 下 機 器 か ら リ モ コ ン ス イ ッ チ ま で の 配 管 及 ビ ボ ッ ク ス 上 下 機 器 か ら リ モ コ ン ス イ ッ チ ま で の 操 作 配 線 セ バ レ ー ト 型 エ ア コ ン の 室 内 か ら 室 外 機 へ の 渡 り 操 作 配 線 マ ル チ 型 エ ア コ ン の 室 内 機 間 の 渡 り 配 線 及 ビ 集 中 操 作 盤 の 取 付 換 気 扇 の 取 付 上 下 機 器 の 手 元 ス イ ッ チ の 取 付 及 ビ 配 管 配 線 ・ ボ ッ ク ス 及 ビ 結 線 自 動 制 御 盤 一 次 側 電 源 工 事 （ 配 管 ・ 配 線 及 ビ 結 線 共 ） 便 器 洗 浄 用 感 知 装 置 へ の 電 源 供 給 配 管 配 線 水 槽 類 の 電 極 棒 ・ 電 極 帯 及 ビ フ ロ ー ト ス イ ッ チ 機 器 ・ 器 具 及 ビ 配 管 等 の 吊 ボ ル ト 用 イ ン サ ー ト 天 井 埋 込 器 具 等 の 取 付 箇 所 の 天 井 ボ ー ド の 下 地 切 込 み 及 ビ 補 強 壁 へ の 埋 込 型 機 器 及 ビ 盤 等 の 仮 枠 上 下 埋 込 部 の 補 強 軽 量 鉄 骨 壁 へ の 機 器 及 ビ 盤 等 の 下 地 切 込 み 及 ビ 補 強 天 井 点 検 口 の 取 付
21.建設業退職金共済制度		27.著作権等	・本工事に取得する施工図等の著作権に係わる当該建物に限る使用権は、発注者に委譲するものとす。	○ばいじん量測定口 ○煙道 ○ダクトの種別 工法 ○ダクトの分岐 方法 ○ 風量測定口 ○ チャンバー ○ダンパー ○ 配管材料 （図面特記分は除く） ○ 弁類 ○鋼管用伸縮管 継手 ○防振継手 ○フレキシブルジョイント	・図面に記載のない場合は原則として下記標準工事区分表による。 標準工事区分表（取合い区分欄は、原則●印の区分とする。） 工 事 項 目 機 器 の 基 礎 及 ビ ッ ト 上 下 架 台 梁 及 ビ 壁 の 貫 通 ス リ ー プ 入 れ 及 ビ 穴 埋 め 補 修 梁 及 ビ 壁 の 貫 通 部 補 強 機 器 へ の 給 排 水 配 管 接 続 工 事 機 器 へ の ガ ス 配 管 接 続 工 事 機 器 付 属 操 作 盤 へ の 一 次 側 電 気 工 事 上 下 操 作 盤 か ら の 二 次 側 電 気 工 事 上 下 操 作 盤 か ら の 故 障 警 報 用 配 管 配 線 空 調 機 等 の リ モ コ ン ス イ ッ チ の 取 付 及 ビ 結 線 上 下 機 器 か ら リ モ コ ン ス イ ッ チ ま で の 配 管 及 ビ ボ ッ ク ス 上 下 機 器 か ら リ モ コ ン ス イ ッ チ ま で の 操 作 配 線 セ バ レ ー ト 型 エ ア コ ン の 室 内 か ら 室 外 機 へ の 渡 り 操 作 配 線 マ ル チ 型 エ ア コ ン の 室 内 機 間 の 渡 り 配 線 及 ビ 集 中 操 作 盤 の 取 付 換 気 扇 の 取 付 上 下 機 器 の 手 元 ス イ ッ チ の 取 付 及 ビ 配 管 配 線 ・ ボ ッ ク ス 及 ビ 結 線 自 動 制 御 盤 一 次 側 電 源 工 事 （ 配 管 ・ 配 線 及 ビ 結 線 共 ） 便 器 洗 浄 用 感 知 装 置 へ の 電 源 供 給 配 管 配 線 水 槽 類 の 電 極 棒 ・ 電 極 帯 及 ビ フ ロ ー ト ス イ ッ チ 機 器 ・ 器 具 及 ビ 配 管 等 の 吊 ボ ル ト 用 イ ン サ ー ト 天 井 埋 込 器 具 等 の 取 付 箇 所 の 天 井 ボ ー ド の 下 地 切 込 み 及 ビ 補 強 壁 へ の 埋 込 型 機 器 及 ビ 盤 等 の 仮 枠 上 下 埋 込 部 の 補 強 軽 量 鉄 骨 壁 へ の 機 器 及 ビ 盤 等 の 下 地 切 込 み 及 ビ 補 強 天 井 点 検 口 の 取 付
22.建設業退職金共済制度		28.公共事業労務費調査	・本工事が公共事業労務費調査の対象工事に選定された場合は、本調査の趣旨を理解し協力すること。 なお、下請業者についても本調査の趣旨を周知し協力するよう指導すること。	○ばいじん量測定口 ○煙道 ○ダクトの種別 工法 ○ダクトの分岐 方法 ○ 風量測定口 ○ チャンバー ○ダンパー ○ 配管材料 （図面特記分は除く） ○ 弁類 ○鋼管用伸縮管 継手 ○防振継手 ○フレキシブルジョイント	・図面に記載のない場合は原則として下記標準工事区分表による。 標準工事区分表（取合い区分欄は、原則●印の区分とする。） 工 事 項 目 機 器 の 基 礎 及 ビ ッ ト 上 下 架 台 梁 及 ビ 壁 の 貫 通 ス リ ー プ 入 れ 及 ビ 穴 埋 め 補 修 梁 及 ビ 壁 の 貫 通 部 補 強 機 器 へ の 給 排 水 配 管 接 続 工 事 機 器 へ の ガ ス 配 管 接 続 工 事 機 器 付 属 操 作 盤 へ の 一 次 側 電 気 工 事 上 下 操 作 盤 か ら の 二 次 側 電 気 工 事 上 下 操 作 盤 か ら の 故 障 警 報 用 配 管 配 線 空 調 機 等 の リ モ コ ン ス イ ッ チ の 取 付 及 ビ 結 線 上 下 機 器 か ら リ モ コ ン ス イ ッ チ ま で の 配 管 及 ビ ボ ッ ク ス 上 下 機 器 か ら リ モ コ ン ス イ ッ チ ま で の 操 作 配 線 セ バ レ ー ト 型 エ ア コ ン の 室 内 か ら 室 外 機 へ の 渡 り 操 作 配 線 マ ル チ 型 エ ア コ ン の 室 内 機 間 の 渡 り 配 線 及 ビ 集 中 操 作 盤 の 取 付 換 気 扇 の 取 付 上 下 機 器 の 手 元 ス イ ッ チ の 取 付 及 ビ 配 管 配 線 ・ ボ ッ ク ス 及 ビ 結 線 自 動 制 御 盤 一 次 側 電 源 工 事 （ 配 管 ・ 配 線 及 ビ 結 線 共 ） 便 器 洗 浄 用 感 知 装 置 へ の 電 源 供 給 配 管 配 線 水 槽 類 の 電 極 棒 ・ 電 極 帯 及 ビ フ ロ ー ト ス イ ッ チ 機 器 ・ 器 具 及 ビ 配 管 等 の 吊 ボ ル ト 用 イ ン サ ー ト 天 井 埋 込 器 具 等 の 取 付 箇 所 の 天 井 ボ ー ド の 下 地 切 込 み 及 ビ 補 強 壁 へ の 埋 込 型 機 器 及 ビ 盤 等 の 仮 枠 上 下 埋 込 部 の 補 強 軽 量 鉄 骨 壁 へ の 機 器 及 ビ 盤 等 の 下 地 切 込 み 及 ビ 補 強 天 井 点 検 口 の 取 付
23.中間技術検査		29.引渡し及び管理責任	・完成検査に合格したときは、書類を添えて引渡しを行うこと。なお、工事完成後引渡しまでは、請負者にて管理上の責任をもつこと。 ・引渡し物品一式を、監督員の指示により所定の場所に整理し、書類を添えて施設管理者に引渡すこと。 なお、個別計量器がある場合は最終読取値を一覧表にして、監督員に提出すること。	○ばいじん量測定口 ○煙道 ○ダクトの種別 工法 ○ダクトの分岐 方法 ○ 風量測定口 ○ チャンバー ○ダンパー ○ 配管材料 （図面特記分は除く） ○ 弁類 ○鋼管用伸縮管 継手 ○防振継手 ○フレキシブルジョイント	・図面に記載のない場合は原則として下記標準工事区分表による。 標準工事区分表（取合い区分欄は、原則●印の区分とする。） 工 事 項 目 機 器 の 基 礎 及 ビ ッ ト 上 下 架 台 梁 及 ビ 壁 の 貫 通 ス リ ー プ 入 れ 及 ビ 穴 埋 め 補 修 梁 及 ビ 壁 の 貫 通 部 補 強 機 器 へ の 給 排 水 配 管 接 続 工 事 機 器 へ の ガ ス 配 管 接 続 工 事 機 器 付 属 操 作 盤 へ の 一 次 側 電 気 工 事 上 下 操 作 盤 か ら の 二 次 側 電 気 工 事 上 下 操 作 盤 か ら の 故 障 警 報 用 配 管 配 線 空 調 機 等 の リ モ コ ン ス イ ッ チ の 取 付 及 ビ 結 線 上 下 機 器 か ら リ モ コ ン ス イ ッ チ ま で の 配 管 及 ビ ボ ッ ク ス 上 下 機 器 か ら リ モ コ ン ス イ ッ チ ま で の 操 作 配 線 セ バ レ ー ト 型 エ ア コ ン の 室 内 か ら 室 外 機 へ の 渡 り 操 作 配 線 マ ル チ 型 エ ア コ ン の 室 内 機 間 の 渡 り 配 線 及 ビ 集 中 操 作 盤 の 取 付 換 気 扇 の 取 付 上 下 機 器 の 手 元 ス イ ッ チ の 取 付 及 ビ 配 管 配 線 ・ ボ ッ ク ス 及 ビ 結 線 自 動 制 御 盤 一 次 側 電 源 工 事 （ 配 管 ・ 配 線 及 ビ 結 線 共 ） 便 器 洗 浄 用 感 知 装 置 へ の 電 源 供 給 配 管 配 線 水 槽 類 の 電 極 棒 ・ 電 極 帯 及 ビ フ ロ ー ト ス イ ッ チ 機 器 ・ 器 具 及 ビ 配 管 等 の 吊 ボ ル ト 用 イ ン サ ー ト 天 井 埋 込 器 具 等 の 取 付 箇 所 の 天 井 ボ ー ド の 下 地 切 込 み 及 ビ 補 強 壁 へ の 埋 込 型 機 器 及 ビ 盤 等 の 仮 枠 上 下 埋 込 部 の 補 強 軽 量 鉄 骨 壁 へ の 機 器 及 ビ 盤 等 の 下 地 切 込 み 及 ビ 補 強 天 井 点 検 口 の 取 付
24.工事写真		30.現場代理人技術者の専任期間等	・現場代理人及び主任技術者又は監理技術者を工事現場に専任配置すべき期間は契約工期が基本であるが、次に掲げる期間については工事現場への選任は要しないものとする。また下記期間にかかわらず工事現場における運営、取扱い及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されたと認められる場合には、工事現場における常駐を要しないものとする。 1.請負契約締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）。なお、現場施工に着手する日については、請負契約の締結後、監督員との打合せにおいて定める。 2.工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く）、事務手続、後片付け等のみが残っている期間。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した日（検査確認日）とする。 3.工場製作のみが行われている期間。なお、現場施工に着手する日については、請負契約の締結後、監督員との打合せにおいて定める。 4.工事用地等の確保が未了、自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により、工事を全面的に一時中止している期間。	○ばいじん量測定口 ○煙道 ○ダクトの種別 工法 ○ダクトの分岐 方法 ○ 風量測定口 ○ チャンバー ○ダンパー ○ 配管材料 （図面特記分は除く） ○ 弁類 ○鋼管用伸縮管 継手 ○防振継手 ○フレキシブルジョイント	・図面に記載のない場合は原則として下記標準工事区分表による。 標準工事区分表（取合い区分欄は、原則●印の区分とする。） 工 事 項 目 機 器 の 基 礎 及 ビ ッ ト 上 下 架 台 梁 及 ビ 壁 の 貫 通 ス リ ー プ 入 れ 及 ビ 穴 埋 め 補 修 梁 及 ビ 壁 の 貫 通 部 補 強 機 器 へ の 給 排 水 配 管 接 続 工 事 機 器 へ の ガ ス 配 管 接 続 工 事 機 器 付 属 操 作 盤 へ の 一 次 側 電 気 工 事 上 下 操 作 盤 か ら の 二 次 側 電 気 工 事 上 下 操 作 盤 か ら の 故 障 警 報 用 配 管 配 線 空 調 機 等 の リ モ コ ン ス イ ッ チ の 取 付 及 ビ 結 線 上 下 機 器 か ら リ モ コ ン ス イ ッ チ ま で の 配 管 及 ビ ボ ッ ク ス 上 下 機 器 か ら リ モ コ ン ス イ ッ チ ま で の 操 作 配 線 セ バ レ ー ト 型 エ ア コ ン の 室 内 か ら 室 外 機 へ の 渡 り 操 作 配 線 マ ル チ 型 エ ア コ ン の 室 内 機 間 の 渡 り 配 線 及 ビ 集 中 操 作 盤 の 取 付 換 気 扇 の 取 付 上 下 機 器 の 手 元 ス イ ッ チ の 取 付 及 ビ 配 管 配 線 ・ ボ ッ ク ス 及 ビ 結 線 自 動 制 御 盤 一 次 側 電 源 工 事 （ 配 管 ・ 配 線 及 ビ 結 線 共 ） 便 器 洗 浄 用 感 知 装 置 へ の 電 源 供 給 配 管 配 線 水 槽 類 の 電 極 棒 ・ 電 極 帯 及 ビ フ ロ ー ト ス イ ッ チ 機 器 ・ 器 具 及 ビ 配 管 等 の 吊 ボ ル ト 用 イ ン サ ー ト 天 井 埋 込 器 具 等 の 取 付 箇 所 の 天 井 ボ ー ド の 下 地 切 込 み 及 ビ 補 強 壁 へ の 埋 込 型 機 器 及 ビ 盤 等 の 仮 枠 上 下 埋 込 部 の 補 強 軽 量 鉄 骨 壁 へ の 機 器 及 ビ 盤 等 の 下 地 切 込 み 及 ビ 補 強 天 井 点 検 口 の 取 付
25.完成図等		31.暴力団等の排除について	1 入札参加除外者を下請負人等とすることの禁止 （1）受注者は、堺市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外を受けた者又は同要綱表に掲げる措置要件に該当する者を、下請負人等（再委任以降のすべての受任者、一次及び二次下請以降すべての下請負人並びに資材、原材料の購入契約その他契約の相手方を含む。以下同じ。）としてはならない。 （2）これらの事実が確認された場合、本市は受注者に対し、当該下請負人等との下請契約等の解除を求めることができる。 2 下請契約等の締結について ・受注者は、下請負人等との下請契約等の締結に当たっては、建設工事標準下請負契約約款（昭和52年4月26日中央建設業審議会勧告）又は同契約約款に準拠した内容を持つ下請契約書に、本市の契約約款に準じた暴力団排除事項を加えることとする。 （1）受注者は、堺市暴力団排除条例第8条第2項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を本市に提出しなければならない。 また、受注者は、下請負人等がいる場合には、これらの者から暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を徴収して、本市へ提出しなければならない。 ただし、本市が必要でないと判断した場合は、この限りではない。 （2）本市は、受注者及び下請負人等が当該誓約書を提出しない場合は、入札参加停止を行うことがで	○ばいじん量測定口 ○煙道 ○ダクトの種別 工法 ○ダクトの分岐 方法 ○ 風量測定口 ○ チャンバー ○ダンパー ○ 配管材料 （図面特記分は除く） ○ 弁類 ○鋼管用伸縮管 継手 ○防振継手 ○フレキシブルジョイント	・図面に記載のない場合は原則として下記標準工事区分表による。 標準工事区分表（取合い区分欄は、原則●印の区分とする。） 工 事 項 目 機 器 の 基 礎 及 ビ ッ ト 上 下 架 台 梁 及 ビ 壁 の 貫 通 ス リ ー プ 入 れ 及 ビ 穴 埋 め 補 修 梁 及 ビ 壁 の 貫 通 部 補 強 機 器 へ の 給 排 水 配 管 接 続 工 事 機 器 へ の ガ ス 配 管 接 続 工 事 機 器 付 属 操 作 盤 へ の 一 次 側 電 気 工 事 上 下 操 作 盤 か ら の 二 次 側 電 気 工 事 上 下 操 作 盤 か ら の 故 障 警 報 用 配 管 配 線 空 調 機 等 の リ モ コ ン ス イ ッ チ の 取 付 及 ビ 結 線 上 下 機 器 か ら リ モ コ ン ス イ ッ チ ま で の 配 管 及 ビ ボ ッ ク ス 上 下 機 器 か ら リ モ コ ン ス イ ッ チ ま で の 操 作 配 線 セ バ レ ー ト 型 エ ア コ ン の 室 内 か ら 室 外 機 へ の 渡 り 操 作 配 線 マ ル チ 型 エ ア コ ン の 室 内 機 間 の 渡 り 配 線 及 ビ 集 中 操 作 盤 の 取 付 換 気 扇 の 取 付 上 下 機 器 の 手 元 ス イ ッ チ の 取 付 及 ビ 配 管 配 線 ・ ボ ッ ク ス 及 ビ 結 線 自 動 制 御 盤 一 次 側 電 源 工 事 （ 配 管 ・ 配 線 及 ビ 結 線 共 ） 便 器 洗 浄 用 感 知 装 置 へ の 電 源 供 給 配 管 配 線 水 槽 類 の 電 極 棒 ・ 電 極 帯 及 ビ フ ロ ー ト ス イ ッ チ 機 器 ・ 器 具 及 ビ 配 管 等 の 吊 ボ ル ト 用 イ ン サ ー ト 天 井 埋 込 器 具 等 の 取 付 箇 所 の 天 井 ボ ー ド の 下 地 切 込 み 及 ビ 補 強 壁 へ の 埋 込 型 機 器 及 ビ 盤 等 の 仮 枠 上 下 埋 込 部 の 補 強 軽 量 鉄 骨 壁 へ の 機 器 及 ビ 盤 等 の 下 地 切 込 み 及 ビ 補 強 天 井 点 検 口 の 取 付
26.提出用保管箱		32.誓約書の提出について	（1）受注者は、堺市暴力団排除条例第8条第2項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を本市に提出しなければならない。 また、受注者は、下請負人等がいる場合には、これらの者から暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を徴収して、本市へ提出しなければならない。 ただし、本市が必要でないと判断した場合は、この限りではない。 （2）本市は、受注者及び下請負人等が当該誓約書を提出しない場合は、入札参加停止を行うことがで	○ばいじん量測定口 ○煙道 ○ダクトの種別 工法 ○ダクトの分岐 方法 ○ 風量測定口 ○ チャンバー ○ダンパー ○ 配管材料 （図面特記分は除く） ○ 弁類 ○鋼管用伸縮管 継手 ○防振継手 ○フレキシブルジョイント	・図面に記載のない場合は原則として下記標準工事区分表による。 標準工事区分表（取合い区分欄は、原則●印の区分とする。） 工 事 項 目 機 器 の 基 礎 及 ビ ッ ト 上 下 架 台 梁 及 ビ 壁 の 貫 通 ス リ ー プ 入 れ 及 ビ 穴 埋 め 補 修 梁 及 ビ 壁 の 貫 通 部 補 強 機 器 へ の 給 排 水 配 管 接 続 工 事 機 器 へ の ガ ス 配 管 接 続 工 事 機 器 付 属 操 作 盤 へ の 一 次 側 電 気 工 事 上 下 操 作 盤 か ら の 二 次 側 電 気 工 事 上 下 操 作 盤 か ら の 故 障 警 報 用 配 管 配 線 空 調 機 等 の リ モ コ ン ス イ ッ チ の 取 付 及 ビ 結 線 上 下 機 器 か ら リ モ コ ン ス イ ッ チ ま で の 配 管 及 ビ ボ ッ ク ス 上 下 機 器 か ら リ モ コ ン ス イ ッ チ ま で の 操 作 配 線 セ バ レ ー ト 型 エ ア コ ン の 室 内 か ら 室 外 機 へ の 渡 り 操 作 配 線 マ ル チ 型 エ ア コ ン の 室 内 機 間 の 渡 り 配 線 及 ビ 集 中 操 作 盤 の 取 付 換 気 扇 の 取 付 上 下 機 器 の 手 元 ス イ ッ チ の 取 付 及 ビ 配 管 配 線 ・ ボ ッ ク ス 及 ビ 結 線 自 動 制 御 盤 一 次 側 電 源 工 事 （ 配 管 ・ 配 線 及 ビ 結 線 共 ） 便 器 洗 浄 用 感 知 装 置 へ の 電 源 供 給 配 管 配 線 水 槽 類 の 電 極 棒 ・ 電 極 帯 及 ビ フ ロ ー ト ス イ ッ チ 機 器 ・ 器 具 及 ビ 配 管 等 の 吊 ボ ル ト 用 イ ン サ ー ト 天 井 埋 込 器 具 等 の 取 付 箇 所 の 天 井 ボ ー ド の 下 地 切 込 み 及 ビ 補 強 壁 へ の 埋 込 型 機 器 及 ビ 盤 等 の 仮 枠 上 下 埋 込 部 の 補 強 軽 量 鉄 骨 壁 へ の 機 器 及 ビ 盤 等 の 下 地 切 込 み 及 ビ 補 強 天 井 点 検 口 の 取 付
27.著作権等				○ばいじん量測定口 ○煙道 ○ダクトの種別 工法 ○ダクトの分岐 方法 ○ 風量測定口 ○ チャンバー ○ダンパー ○ 配管材料 （図面特記分は除く） ○ 弁類 ○鋼管用伸縮管 継手 ○防振継手 ○フレキシブルジョイント	・図面に記載のない場合は原則として下記標準工事区分表による。 標準工事区分表（取合い区分欄は、原則●印の区分とする。） 工 事 項 目 機 器 の 基 礎 及 ビ ッ ト 上 下 架 台 梁 及 ビ 壁 の 貫 通 ス リ ー プ 入 れ 及 ビ 穴 埋 め 補 修 梁 及 ビ 壁 の 貫 通 部 補 強 機 器 へ の 給 排 水 配 管 接 続 工 事 機 器 へ の ガ ス 配 管 接 続 工 事 機 器 付 属 操 作 盤 へ の 一 次 側 電 気 工 事 上 下 操 作 盤 か ら の 二 次 側 電 気 工 事 上 下 操 作 盤 か ら の 故 障 警 報 用 配 管 配 線 空 調 機 等 の リ モ コ ン ス イ ッ チ の 取 付 及 ビ 結 線 上 下 機 器 か ら リ モ コ ン ス イ ッ チ ま で の 配 管 及 ビ ボ ッ ク ス 上 下 機 器 か ら リ モ コ ン ス イ ッ チ ま で の 操 作 配 線 セ バ レ ー ト 型 エ ア コ ン の 室 内 か ら 室 外 機 へ の 渡 り 操 作 配 線 マ ル チ 型 エ ア コ ン の 室 内 機 間 の 渡 り 配 線 及 ビ 集 中 操 作 盤 の 取 付 換 気 扇 の 取 付 上 下 機 器 の 手 元 ス イ ッ チ の 取 付 及 ビ 配 管 配 線 ・ ボ ッ ク ス 及 ビ 結 線 自 動 制 御 盤 一 次 側 電 源 工 事 （ 配 管 ・ 配 線 及 ビ 結 線 共 ） 便 器 洗 浄 用 感 知 装 置 へ の 電 源 供 給 配 管 配 線 水 槽 類 の 電 極 棒 ・ 電 極 帯 及 ビ フ ロ ー ト ス イ ッ チ 機 器 ・ 器 具 及 ビ 配 管 等 の 吊 ボ ル ト 用 イ ン サ ー ト 天 井 埋 込 器 具 等 の 取 付 箇 所 の 天 井 ボ ー ド の 下 地 切 込 み 及 ビ 補 強 壁 へ の 埋 込 型 機 器 及 ビ 盤 等 の 仮 枠 上 下 埋 込 部 の 補 強 軽 量 鉄 骨 壁 へ の 機 器 及 ビ 盤 等 の 下 地 切 込 み 及 ビ 補 強 天 井 点 検 口 の 取 付
28.公共事業労務費調査				○ばいじん量測定口 ○煙道 ○ダクトの種別 工法 ○ダクトの分岐 方法 ○ 風量測定口 ○ チャンバー ○ダンパー ○ 配管材料 （図面特記分は除く） ○ 弁類 ○鋼管用伸縮管 継手 ○防振継手 ○フレキシブルジョイント	・図面に記載のない場合は原則として下記標準工事区分表による。 標準工事区分表（取合い区分欄は、原則●印の区分

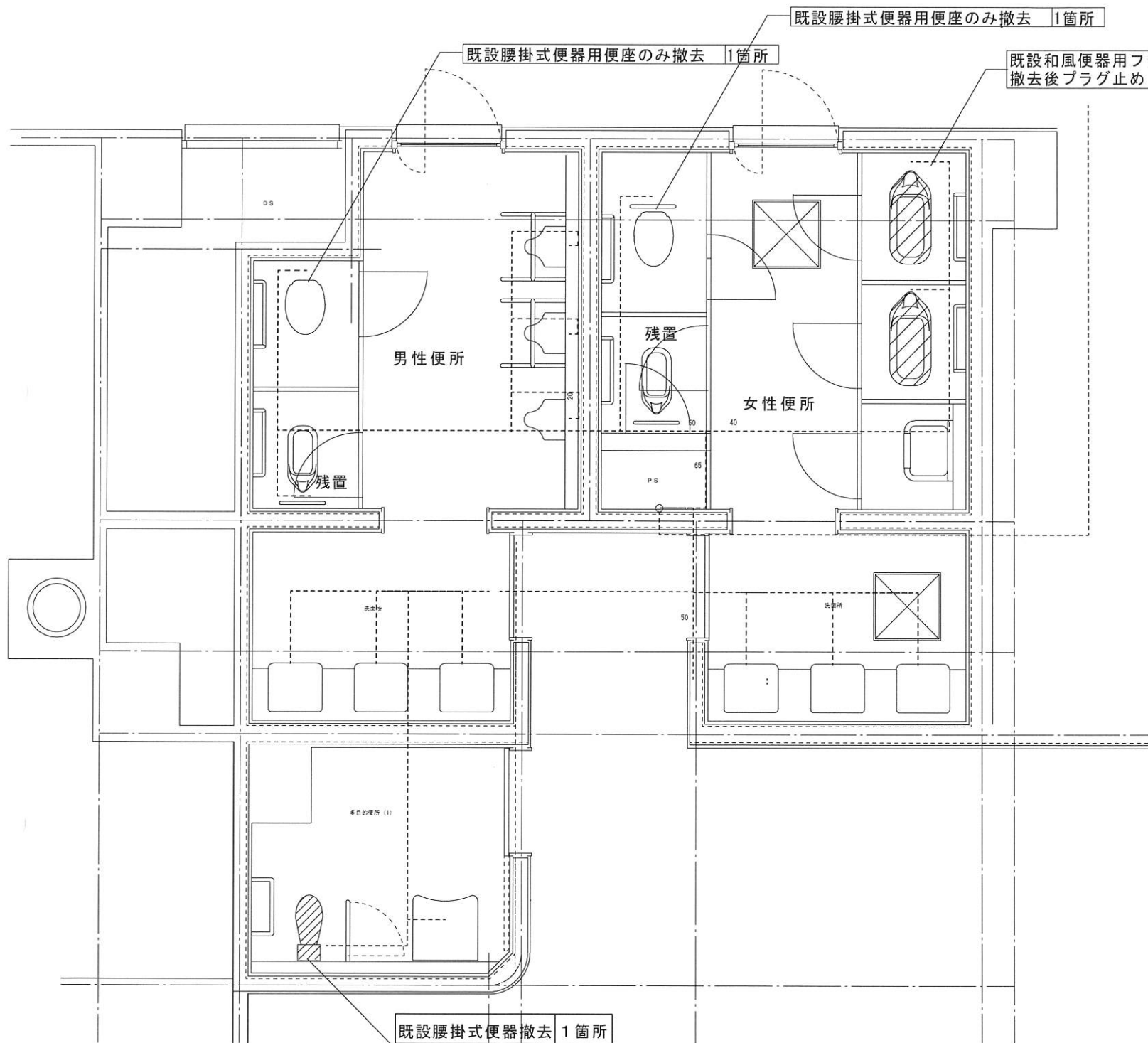


項 目	特 記 事 項	項 目	特 記 事 項	項 目	特 記 事 項
○保温及び消音内貼り	・標準仕様書第2編3.1.4によるほか、下記による。	・屋内雑排水管及び通気管 ・屋外配管 ○満水試験継手 ○パイロット樹・ため樹	○硬質ポリ塩化ビニル管    ○排水用硬質塩化ビニルライニング鋼管    ○配管用炭素鋼鋼管（白）		
	・下記のダクトは保温を行う。		・●排水・通気用耐火二層管    ○リサイクル硬質ポリ塩化ビニル発泡三層管（ビレット内）		
	○廻りダクト及びチャンバーボックス（保温の厚さ25mm）		・○硬質ポリ塩化ビニル管（VP）    ○硬質ポリ塩化ビニル管（VU）		
	○外気ダクト及びチャンバーボックス（保温の厚さ25mm）		・図示の箇所に取付ける。		
	・膨張タンクよりボイラ等への補給水管の保温は、標準仕様書第2編3.1.4の冷水・冷温水管の項による。		・●小口径マス（塩ビ製）    ○コンクリート製		
○機器の振れ止め	・建物内の空気抜き管の保温は、標準仕様書第2編3.1.4の冷水・冷温水管の項による。		・樹のコンクリート部は工場製品としてもよい。		
	・空気調和機及びファンコイルユニットの排水管の保温は、標準仕様書第2編3.1.5の排水及び通気管の項による。		・樹蓋の表面には、「汚水」、「雑排水」等の用途を示す文字入れを行うこと。		
	・標準仕様書による。	8. 給湯設備			
		○給湯設備概要	・○中央式（○電気    ○ガス）    ○局所式（○電気    ○ガス）		
		○配管材料	・○銅管（M）    ○外面被覆銅管    ○水道用耐熱性硬質塩化ビニルライニング鋼管		
○空調能力表示	・空調機器リストに記載のとおりとする。	(図面特記分は除く)	・○架橋ポリエチレン管    ○ポリブテン管		
		○弁類	・JISまたはJVV（○5K    ○10K（図示部分））		
	○ダクトの種別工法	○保温	・口径65A以上のバルブはバタフライバルブ（本体：アルミ製 弁体：ステンレス製）とする。		
	・○低圧ダクト（○コーナーボルト工法（長辺の長さが1500mm以下の部分）○アングルフランジ工法）	9. 消火設備	・膨張管及びボイラーへの補給水管の保温は標準仕様書第2編3.1.4の冷水・冷温水管の項による。		
	○高圧ダクト（○アングルフランジ工法）	○消火設備概要	給湯機器排気筒はPS内についても保温を行う。（仕様は隠蔽部排気筒に準ずる）		
○換気設備	●硬質ポリ塩化ビニル管    ○スパイラルダクト	○配管材料	・○連結送水管    ○連結散水管    ○屋外消火栓		
	・厨房系統の長方形排気ダクトは共通仕様書より一番手厚いものを使用する。	(図面特記分は除く)	・一般配管！：○配管用炭素鋼鋼管（白）    ○圧力配管用炭素鋼鋼管（sch-40）		
	・取付位置は（○図示した位置    ○遠心送風機吐出ダクト又は吸込みダクト○外気取入れダクト）とする。	○保温	・地中配管！：○消火用硬質塩化ビニル外面被覆鋼管（○SGP-VS    ○STPG 370 VS）		
	・空気調和設備の当該項目による。	○消火器	・屋外露出配管は保温を行う。（標準仕様書第2編3.1.5の給水管の項による）		
	・空気調和設備の当該項目によるほか下記による。		・消火用補給水槽：（○保温型    ●保温不要）		
○風量測定口	・下記のダクトは保温を行う。	10. 液化石油ガス設備	・○別途工事    ○本工事		
	●全熱交換器用の給気ダクト及びチャンバーボックス（保温の厚さ25mm）	○ガス設備概要			
	○（○厨房    ○湯沸室    ○    ）用の隠ぺい部ダクト（仕様はh、i、j、kとする）	○配管材料	・一般配管    ：○配管用炭素鋼鋼管（白）    ○合成樹脂被覆鋼管		
		(図面特記分は除く)	・地中埋設配管：○ポリエチレン管		
		○排煙口			
3. 排煙設備	○ダクトの種別工法	11. 厨房機器設備			
	・○亜鉛鉄板    ○	○厨房機器設備概要	・図示による。（ただし、寸法は参考とする。）		
	○ダクトの材質	○配管材料	・熱源：○ガス（○都市ガス    ○液化石油ガス）    ○電気		
	○排煙口	(図面特記分は除く)			
	・形 状：○スリットフェース型    ○パネル型    ○ダンパー型				
○排煙風量測定	・作 動：○手動（○機械式    ○電気式）    ○煙感知器連動    ○中央遠隔操作	12. し尿浄化槽設備			
	・復帰装置：○手元復帰式（○手動式    ○電気式）    ○遠方復帰式	○し尿浄化槽設備概要	・形 式：○合併槽（    ）    ○小規模合併槽（    ）		
	・ダンパー本体及び操作箱との渡り配線は本工事とし、それ以降の制御配管配線は別途工事とする。		・処理対象人員：    人槽    m3/日		
	・建築設備定期検査業務基準書（日本建築設備昇降機センター）の排煙風量の検査方法に準ずる。		・放 流 水 質：BOD    ppm以下		
4. 自動制御設備	○中央監視制御装置の構成・機能	（4）その他事項			
	○塗装工事	1. 配管工事の試験について	・配管の試験は、配管途中若しくは隠ぺい、埋戻し前又は配管完了後の塗装又は保温施工前に行う。		
			・給水管等の試験は下表の通り行うものとする。なお、下表に記載無き配管の試験については、標準仕様書による。		
5. 衛生器具設備	●器具品番について				
	○小便器用節水装置				
	○大便器耐火力バー				
	○洗面器・手洗器				
6. 給水設備	○給水設備概要				
	○水道加入金				
	●配管材料（図面特記分は除く）				
	○弁類				
	○量水器				
○量水器樹	○水質検査				
7. 排水設備	○排水設備概要				
	○負担金				
	●配管材料（図面特記分は除く）				

<2016.5>新営・改修編

堺市総合福祉会館 5階トイレ改修外工事	設計完了日	R.1.5
	工事発注日	
機械設備工事 特記仕様書ー3	SCALE	S. N0
	原寸紙サイズ	A2
社会福祉法人 堺市社会福祉協議会	設計担当	M / 3

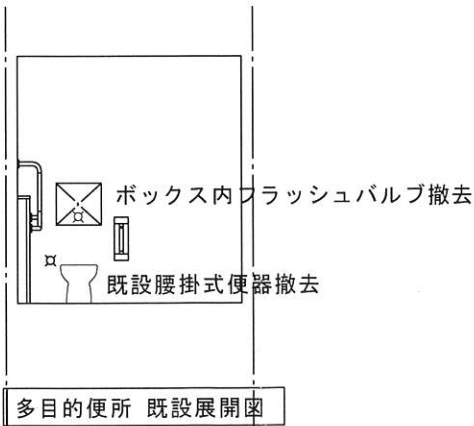




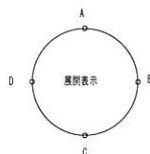
既設和風便器（フラッシュバルブ・紙巻器共）：撤去部分		
	1. 既設フラッシュバルブ（撤去後プラグ止め）、紙巻器 撤去 2. 既設便器の床上露出部分を専用カッターにて撤去 3. 残った便器部分に洋風便器用専用排水アダプター取付 4. 専用モルタルにて埋戻 5. 便器廻りの床タイル部分の撤去復旧は建築工事 ※和洋リモデル工法として、2.～4. の工程で施工する。 （床下配管は既存のままとする。）	2 組
既設腰掛式便器（フラッシュバルブ）：撤去部分		
	1. 既設フラッシュバルブ（撤去後プラグ止め）（壁埋込型）	1 組

特記事項  
1) トイレブース、便器用手すり、ステンレス製パイプ棚の撤去復旧は建築工事とする。

既設排水管使用材料	
污水管	ー排水用铸铁管：CIP
雑排水管	ー硬質ポリ塩化ビニル管：VP (JISK6741)

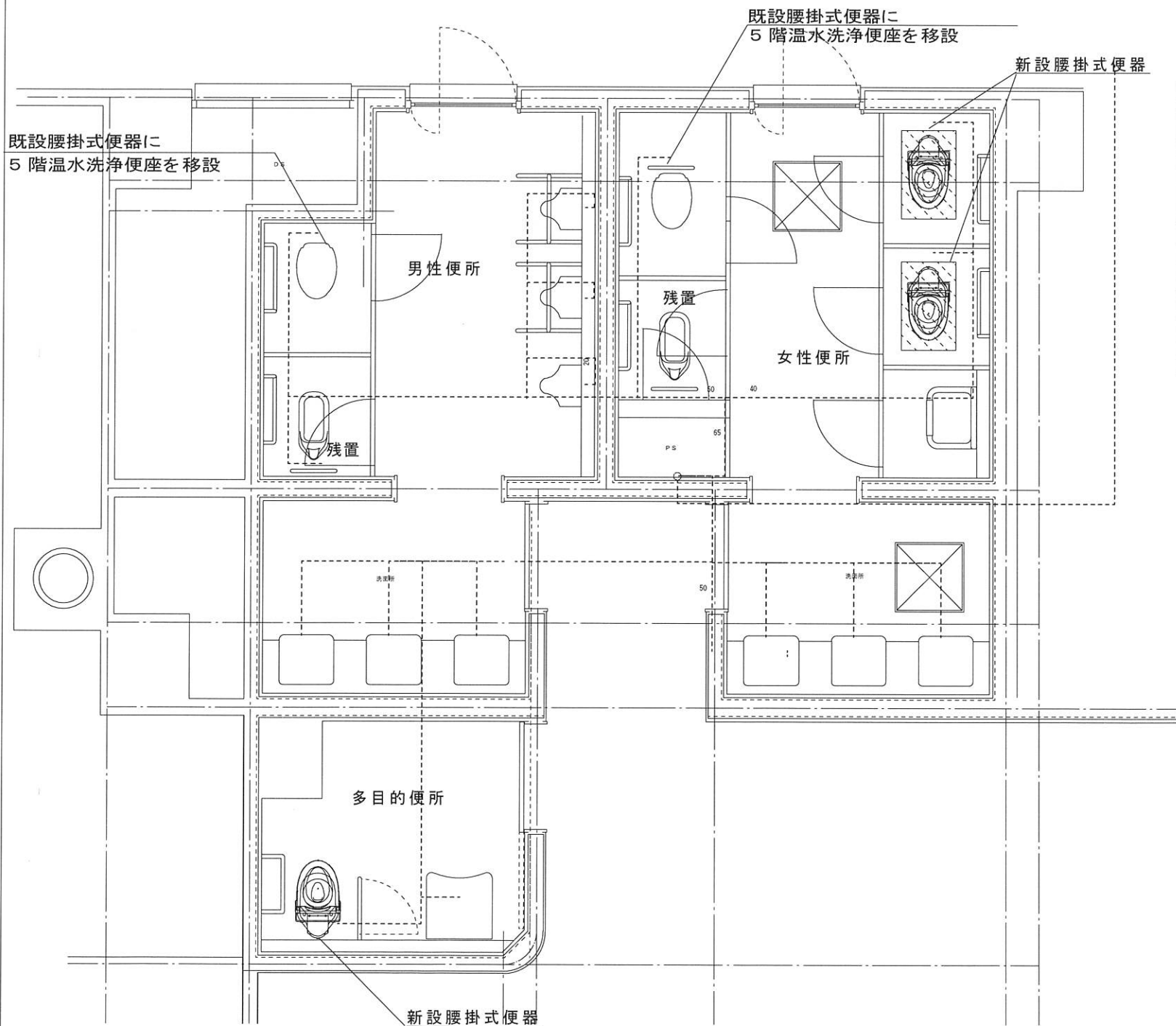


5階便所 現況平面詳細図 S.1:50

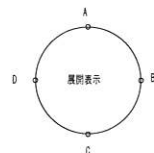


堺市総合福祉会館 5階トイレ改修外工事		設計完了日	R.2.5
		工事発注日	
5階既設・撤去・平面詳細図		SCALE	S=1/100
		原寸紙サイズ	A3
社会福祉法人 堺市社会福祉協議会		設計担当	M / 4
原寸法 0 50 100 150			

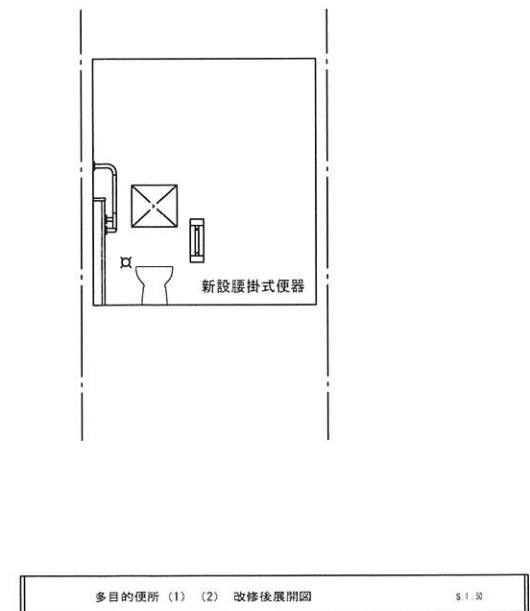




5階便所現況平面詳細図S. 1: 50

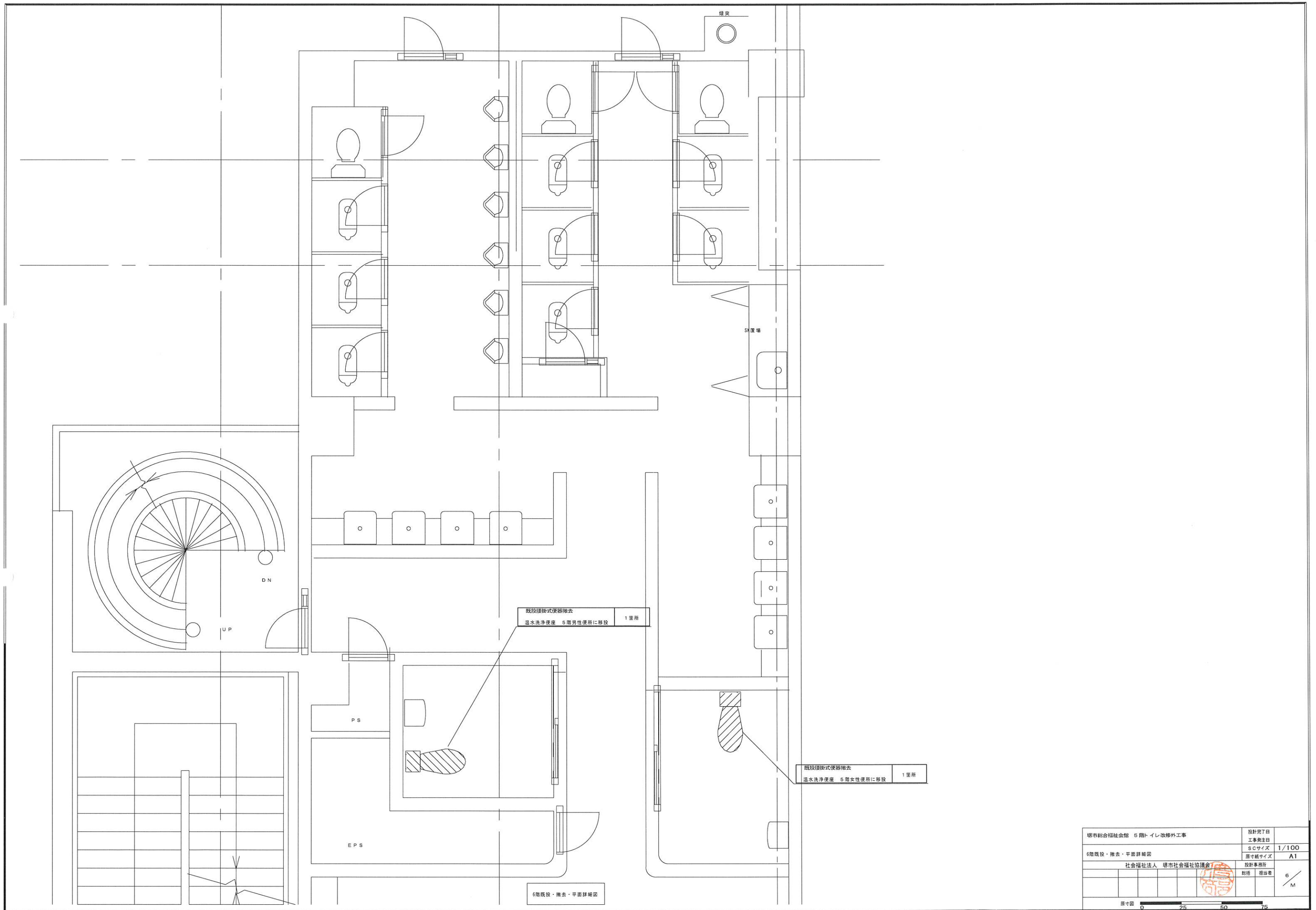


新設衛生器具表		
器具名	器具品番・付属品等	数量
新設腰掛式便器 女性便所	CFS494MCRNA (パブリックコンパクト便器・FV式) ・TV565CP (FV) ・TCF5523AYR (洗浄便座・AC100V316w) TH343R・パイプホルダー・YH51R (紙巻器)	2組
温水洗浄便座 男性・女性便所	男子・女子便所用: 5階温水洗浄便座を移設	2組
新設腰掛式便器 多目的便所	CFS497BM (パブリックコンパクト便器・フラッシュタンク式) ・TCF5533AUS (洗浄便座・AC100V316w) TH343R・パイプホルダー・YH51R (紙巻器)	1組



堺市総合福祉会館 5階トイレ改修外工事		設計完了日	R. 2. 5
		工事発注日	
5階改修・平面詳細図		SCALE	S=1/100
		原寸紙サイズ	A3
社会福祉法人 堺市社会福祉協議会		設計担当	 M / 5
原寸法 0 50 100 150			





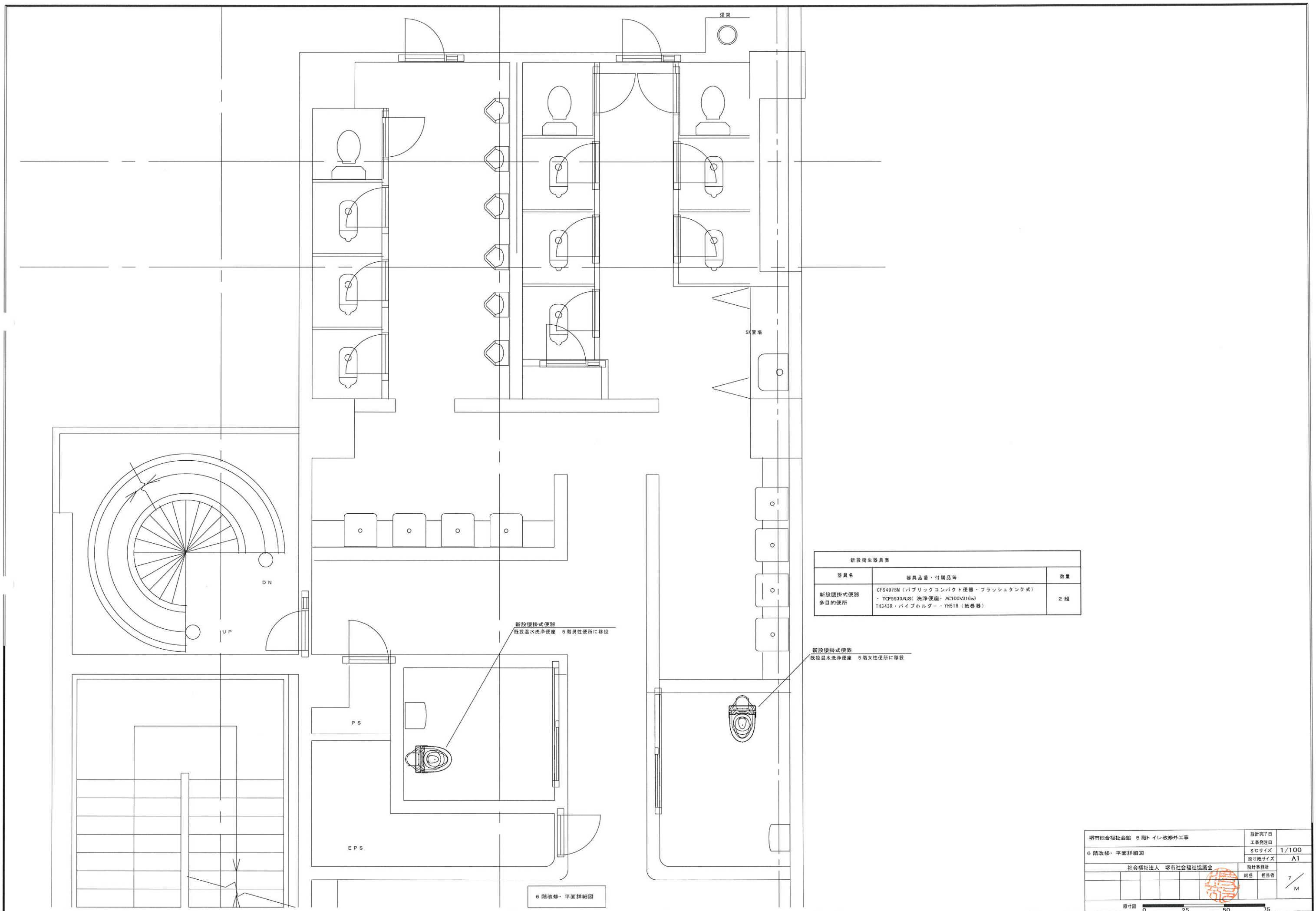
既設壁掛式便器撤去  
温水洗浄便座 5階男性便所に移設 1箇所

既設壁掛式便器撤去  
温水洗浄便座 5階女性便所に移設 1箇所

6階既設・撤去・平面詳細図

堺市総合福祉会館 5階トイレ改修外工事				設計完了日	
				工事発注日	
6階既設・撤去・平面詳細図				SCサイズ	1/100
				原寸紙サイズ	A1
社会福祉法人 堺市社会福祉協議会				設計事務所	
				校括	担当
					6
					M
原寸図				0 25 50 75	





堺市総合福祉会館 5階トイレ改修外工事		設計完了日	
6階改修・平面詳細図		工事発注日	1/100
社会福祉法人 堺市社会福祉協議会		原寸紙サイズ	A1
		設計事務所	
		図説	担当者
			7/M
原寸図 0 25 50 75			



特記仕様書【電気設備】

I. 工事概要

1. 工事名称

堺市総合福祉会館 5階トイレ改修外工事

2. 工事場所

堺市南瓦町2番1号

3. 建物概要

建物名称	構 造	階 数	延べ面積 (㎡)	消防法施行令 別表第一	備 考
総合福祉会館	RC造	7階		第15項	

4. 工事種目

建物別及び屋外 工 事 種 目	福祉会館 5・6Fトイレ					屋 外
電灯設備	●					
動力設備	○					
電熱設備	○					
雷保護設備	○					
受変電設備	○					
電力貯蔵設備	○					
発電設備	○					
構内情報通信網設備	○					
構内交換設備	○					
情報表示設備	○					
映像・音響設備	○					
拡声設備	○					
誘導支援設備	○					
呼出設備	○					
テレビ共同受信設備	○					
監視カメラ設備	○					
駐車場管制設備	○					
防犯・入退室管理設備	○					
火災報知設備	○					
中央監視制御設備	○					
弱 電 設 備	○					
構内配電線路	○					
構内通信線路	○					

6. 特 記 事 項

本文中の「堺市」は「堺市社会福祉法人堺市社会福祉協議会」と読み替えること。  
本文中の「堺市」を「堺市社会福祉法人堺市社会福祉協議会」と読み替えることが出来ない場合は、そのままとし「堺市」に準ずることとする。

II. 工事仕様書

(注) 本工事において委託監理契約が締結されている場合は、監督員を監理員と読み替えるものとする。

1. 一般仕様

(1) 図面及び特記仕様書に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)(平成31年版)及び公共建築改修工事標準仕様書(電気設備工事編)(平成31年版)並びに公共建築設備工事標準図(電気設備工事編)(平成31年版)による。  
(参考資料：電気設備工事監理指針(平成31年版))

(2) 経済産業省「電気設備に関する技術基準を定める省令」並びに一般社団法人日本電気協会「内線規程」のほか、関係法令に基づき施工する。

(3) 機械設備工事及び建築工事を本工事に含む場合は、機械設備工事及び建築工事はそれぞれの工事仕様書を適用する。

2. 特記仕様

(1) 一般事項

1.施工調査

2. 工事用表示板

3. 安全対策

4. 仮設備

5. 工事用仮設物

6. 足場、さん橋類

7. 工事用電力・水・その他

8. 設備機材等

(グリーン購入法)

9. 化学物質を  
発散させる設備  
材料等の使用制限

10. 発生材の処理  
等

「建設工事に係る  
資材の再資源  
化等に関する  
法律」(「建設リサイクル法」)  
の適用について

・堺市グリーン調達基本方針による「堺市グリーン調達方針」(最新年度に  
よる)に基づき、公共工事特定調達品目を監督員と協議の上、本工事にて極  
力採用すること。

・本工事で使用する設備材料等は、設計図書で規程する所要の品質及び性  
能を有するものとする。なお、原則として下記(1)を使用するが、該当す  
る材料等でホルムアルデヒドが発散しない規制対象外のものとしがない場合  
は、第3種のものとして下記(2)を使用する。なお、詳細については、  
関係法令を参照のこと。

(1) J I S及びJ A SのF☆☆☆☆規格品及び「非ホルムアルデヒド系」  
等の表示にあるJ A S規格品とする。

(2) 国土交通省告示1485号(平成15年11月25日)で示されてい  
るもの。

・発生材等(建設副産物)の処理は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」  
「建設工事に係る資材の再資源化等 に関する法律」「資源の有効な利用の促  
進に関する法律」「建設副産物適正処理推進要綱」その他関係法令を遵守  
して行うこと。

・元請業者は、当該工事に伴って生じた全ての建設廃棄物を自らの責任にお  
いて適正に処理しなければならない。

・請負業者が収集運搬及び処分を委託する場合は、請負業者と収集運搬業者  
との間の契約及び請負業者と処分業者との2者間契約を締結し、事前に許可  
監督員証の写しをに提出すること。尚、収集運搬及び処分は請負業者の責  
任においてマニフェストシステムにより適正に行うこと。

・本工事における特定建設資材廃棄物の再資源化等を行う施設の名称につい  
ては、(5)補足事項ー1「特定建設資材廃棄物の再資源化施設及び建設発  
生土処分地表」による。

・発生材等(建設副産物)の処理は、「建設工事に係る資材の再資源化等  
に関する法律」を遵守し、その種類ごとに選別しリサイクル等再資源化を図る  
ものとする。

・特定建設資材の分別解体等・再資源化については、以下の条件を設定して  
いるが、請負代金額のうち解体工事に要する費用等の定める事項は、契約締  
結時に発注者と請負者の間で確認されるものであるため、発注者が積算上  
条件明示した以下の事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。  
ただし、工事発注後に明らかになった事情により、予定した条件により難い  
場合は、監督員と協議するものとする。

( 本工事は、☐適用する ☐適用しない

●元請けの適用区分による )  
(建築物に係る新築工事等(新築・増築・修繕・模様替)の場合)

1、分別解体等の方法

エ 程 ご と の 作 業 内 容 及 び 解 体 方 法	工程	作業内容	分別解体等の方法
	1.造成等	造成等の工事	<input type="checkbox"/> 手作業
		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	2.基礎・基礎 ぐい	基礎・基礎ぐいの工事	<input type="checkbox"/> 手作業
		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	3.上部構造部 分・外装	上部構造部分・外装の工事	<input type="checkbox"/> 手作業
		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	4.屋根	屋根の工事	<input type="checkbox"/> 手作業
		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	5.建築設備 ・内装等	建築設備・内装等の工事	<input type="checkbox"/> 手作業
		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	6.その他	その他の工事	<input type="checkbox"/> 手作業
	方( )	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	法		

堺市総合福祉会館 5階トイレ改修外工事

設計完了日

工事発注日

電気設備 特記仕様書(1)

SCALE

1: NS

原寸紙サイズ

A2

社会福祉法人 堺市社会福祉協議会

設計指針



E / 01

原寸法

0

50

100

150



項 目			特 記 事 項			項 目			特 記 事 項			項 目			特 記 事 項								
			(注1) 適用となる事項の □ にチェックする。 (注2) 工程内で部位毎に分別解体方法が異なる場合は、部位毎に特記する。						(1) 設計用水平地震力(設計用水平地震力は、機器の重量に、次に示す設計用水平震度を乗じたものとする。) 設計用水平震度 (注) ( ) 内の数値は防振支持の機器の場合に適用する。			23.火災保険について			・本工事において、部分払いを請求する際には、工事出来高部分に対し火災保険を次のとおり付すこと。 また、保険契約締結後、速やかにその証券を堺市社会福祉協議会会長に提出すること。 被保険者社会福祉法人堺市社会福祉協議会 保険期間：工期プラス1ヶ月 保険金額：部分払いするときの出来高金額以上 ・なお、建設工事保険、組立保険等の総合保険に加入している場合は、保険証の写しと、火災保険の受取りを堺市社会福祉協議会会長とした保険会社発行の証明書を提出すること。								
11.本工事での特別管理産業廃棄物等(アスベスト処理)			・本工事における特別管理産業廃棄物等(○有 ●無し) 種類：○アスベスト含有建材 ○PCB含有機器 ○蛍光ランプ処理 ○フロン類等の処理 ○ ・撤去部にアスベストを含む材料が使用されている場合は、「大阪府アスベスト対策基本指針」「大阪府アスベスト廃棄物処理暫定指針」及び関係法令に基づき適切な処理を行うこと。						○特定の施設(○甲類・○乙類) ○一般施設(乙類)						24.その他の保険について			・本工事の施工にあたり、目的に応じて次の保険を付すること。 第三者に与えた損害の補償：請負業者賠償責任保険 従業員が受けた身体障害の補償：法定外労災補償(建設共済)又は労働災害総合保険					
(PCB処理)			・本工事で撤去する機器については、事前にPCB(微量PCB含む)含有の有無を全数調査し、監督員に報告のこと。 また、変圧器及びコンデンサ等の機器については、PCB含有の有無を専門機関にて下記のとおり行う。 (○本工事にて分析し報告書を監督員に提出。 ○分析済み。) ・PCB含有が認められなかった場合は、関係法令に基づき適切な処理を行うこと。 ・PCB含有が認められた場合は、PCBが飛散、流失及び地下への浸透等が無いように適当な容器に納め保管すること。 監督員指定場所：(○現況場所に保管。 ○構内指定場所に保管。 ○構外搬出し指定場所に保管。)						重要機器(水槽類)は、図面特記による。(水槽類にはオイルタンク等を含む) (2)設計用鉛直地震力：設計用鉛直地震力は設計用水平地震力の1／2とする。 (3)上層階の定義は、下記による。 6階建以下の場合は最上階、7～9階建の場合は上層2階、10～12階建の場合は上層3階、13階建以上は上層4階 (4)給湯設備の転倒防止措置 満水時の質量が15kgを超える給湯設備は、平成24年国土交通省告示第1447号に適合する転倒防止措置を行うこと。			25.工事の下請け及び原材料の購入について			26.中間技術検査			27.工事写真			28.完成図等		
・蛍光ランプ処理)			・蛍光ランプ及び水銀灯については、場外に搬出し専門処理施設にて再生資源化を図るものとする。			116.あと施工アンカー			性能確認試験：○行う ●行わない 施工後確認試験：特記なき場合、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)による。 ・建築基準法施行令第87条に定めるところによる風圧力(耐風力)検討計算書を監督員に提出すること。 なお、検討範囲にはそれぞれの取付部分を含めるものとする。 ○									・中間技術検査は、公共工事の品質向上を図るため、工事完成時に不可視となる部分や施工上重要な段階等において、施工中に検査を行うものである。本工事は、中間技術検査の ○対象 ●対象外					
(イオン化式感知器)			・放射性物質を含むイオン化式感知器は、製造業者又は販売業者にて回収するものとする。			17.風圧力に対する性能			・建築基準法施行令第87条に定めるところによる風圧力(耐風力)検討計算書を監督員に提出すること。 なお、検討範囲にはそれぞれの取付部分を含めるものとする。 ○									・建設大臣官房官庁営繕部監修の営繕工事写真撮影要領(平成24年版) ・同解説「工事写真の撮り方 建築設備編」による。					
(フロン類等の処理)			・フロン系冷媒は、「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」「特定家庭用機器再商品化法」により処理すること。 ・吸収式冷凍機等の臭化リチウム溶液等は、回収装置により回収し適正に処理を行うこと。 ・フライン液は専門業者等により回収し適正に処理を行うこと。 ・鉛蓄電池の電解液及びアルカリ蓄電池の電解液は、製造業者又は販売業者にて回収、又は関係法令等に従い回収し、中間処理施設で中和処理等を行うこと。			18.施工条件			・工事に伴い障害物が発見された場合は、速やかに監督員に報告し協議の上、施工すること。 ・作業については日曜・祝日・第2・4土曜日及び年末年始並びに盆休みは行わない。(但し、やむを得ない場合は監督員と協議を行うものとする。) ・施工時間は原則として、午前8時から午後6時までとする。 ・地元協議による条件が発生した場合は、その施工条件を尊重すること。 工事施工に必要な官公署その他への手続きは、標準仕様書第1編第1章第1節1.1.3並びに改修標準仕様書第1編第1章第1節1.1.3による			29.電子データの提出等			30.提出用保管箱			31.著作権等			32.引渡し及び管理責任		
(六ふっ化硫黄ガス)			・ガス絶縁開閉器、ガス絶縁変圧器等、受変電機器に含まれる六ふっ化硫黄(SF6)ガスは、製造業者又はガス回収業者にて回収し、再使用又は再資源化を図るものとする。						・建設業退職金共済制度(以下「建退共」という)は現場で働く労働者を被共済者としたものであり、下請業者までこの制度の主旨を理解し、各現場ごとに建退共の証紙を購入し、契約締結後、1ヶ月以内に「建退共掛金収納書届」を提出する。 ・工事用掲示板付近の見易いところに「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」の標識を掲げること。			33.現場代理人・技術者の専任期間等			・現場代理人及び主任技術者又は監理技術者を工事現場に専任配置すべき期間は契約工期が基本であるが、次に掲げる期間については工事現場への選任は要しないものとする。また下記期間にかかわらず工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されたと認めた場合には、工事現場における常駐を要しないものとする。								
(その他の処理)			・上記以外の有害物質の処理については、監督員と協議を行うこと。			19.官公署その他への手続き																	
12.建設発生土の処分			・○構内指定場所に敷きならし ○構内指定場所にたい積 ○構外指定場所搬出適切処理(再資源化施設) ・本工事における建設発生土の処分地名称については、(5)補足事項ー1「特定建設資材廃棄物の再資源化施設及び建設発生土処分地表」による。 ・コンクリート管以外の埋設配管は、管の下部50mmから上部100mm以上の範囲を○根切り土の中の良質土 ○山砂の類 にて埋戻しのこと。			20.工事実績データの作成登録について																	
13.埋戻し			・「低騒音型、低振動型 建設機械指定要領」に基づき指定された建設機械を使用し、また、「建設機械に関する技術指針」に定められた排出ガス対策型建設機械を使用する。 ・騒音・振動が発生する工事については、関連法規を遵守し行うこと。なお、2日以上にわたる作業を行う場合は、特定建設作業の届出を行うこと。			21.建設業退職金共済制度																	
14.騒音、振動の防止																							
15.耐震施工			・設備機器の固定は、「建築設備耐震設計・施工指針2014年版」により、耐震強度計算書を監督員に提出し、承諾を受けるものとする。尚、設計用水平地震力、設計用鉛直地震力は下記による。			22.施工体制台帳及び施工体系の義務化																	



[illegible]



項 目				特 記 事 項				項 目				特 記 事 項				項 目				特 記 事 項			
○照明器具								●変圧器				・変圧器の規格は下記による。但し、スコット結線変圧器、モールド変圧器でH絶縁材料を使用するものは除く。 ●油入変圧器 単相／三相（●JIS C4304 ○JEM） ○モールド変圧器 単相／三相（○JIS C4306 ○JEM） 但し、絶縁種別Fとする。				10. 情報表示設備							
				制御装置(安定器) 電圧（V）												○マルチサイン装置				・○			
直管形蛍光灯				器具の種類				の種類								○出退表示装置				・○			
				LED灯																			
				FHF16形、FHF32形、LN（LX）				標準図による															
				FHF86形																			
コンパクト形 蛍光灯				FHP32形、FHP45形				PH（PX）				○100 ○200				○時刻表示装置				・○親子式 親時計（○ラック式 ○壁掛式 ○簡易式） プログラムタイマー（○有 ○無し）			
								PN				○100 ○200											
				避難口誘導灯・通路誘導灯				LN				100								・○単独式 電源（○太陽電池式 ○交流式） 時刻修正機能（○有 ○無し）			
				LED灯及び蛍光灯はユニバーサル電圧（100～242V等）対応品でもよい。								●その他				11. 映像・音響設備							
○照明制御システム				・照明制御システムの各センサー設定は、監督員の指示による。なお各システム毎に専用設定器を納入すること。												○形式				・○			
				・調光センサ ○照明器具に付属（○点滅タイプ ○減光タイプ ○明るさセンサ）																			
				○別置（図面による）（○人感センサ ○明るさセンサ）																			
○非常照明の形式				・○電源内蔵型 ○電源別置型				6. 電力貯蔵設備								12. 拡声設備				●全館放送用			
○分電盤等				・本工事の分電盤、○A盤、実験盤で、分岐に用いる配線用遮断器及び漏電遮断機の寸法は、JIS C 8370「配線用遮断機」、同付属書5「電灯分電盤用協約形配線用遮断器」による。特記なき場合、分岐に用いる2極の配線用遮断器及び漏電遮断器は、1極サイズのものとする。また、分電盤主回路の導体には、サーモラベルを貼付けすること。				●直流電源装置				・用途 ●非常用照明用 ○受変電設備用 ○非常用照明用・受変電設備用共用				○ローカル放送用				・用途 ○一般放送 ●非常放送兼用			
								○交流無停電電源装置				・用途（ ）								・形式 ○壁掛形 ○ラック組込形 ○卓上形			
																				・増幅器定格出力：Hi型 W以上			
																				・付加機能：○リモコン機能 ○			
2. 動力設備 ○電気方式 ○制御盤				・幹線 ○三相3線式 200V 60Hz ○								・原動機 ○ディーゼル機関 ○ガスタービン				13. 誘導支援設備							
				・分岐 ○三相3線式 200V 60Hz ○								・形式 ○キュービクル式 ○オープン式				○音声誘導装置				・検出方式 ○無線式（電波式、ICタグ式、赤外線式） ○磁気式			
				・単位ユニットの電流計は、負荷端子の手前で接続する。								・連続運転可能時間 ○10時間以上 ○168時間以上				○インターホン				○画像認識式			
				・制御回路で使用する変圧器は、絶縁変圧器とする。								・燃料備蓄量 ○10時間以上 ○24時間以上 ○72時間以上				○トイレ等呼出装置				・種類 ○外部受付用インターホン ○電話形同時通話式（親子式及び相互式）			
○監視方法				・動力盤主回路の導体には、サーモラベルを貼付けすること。								・定格出力： kW（ kVA）以上				○その他				・表示器： 窓 呼出ボタン：○壁付ボタン ○壁付握りボタン			
				・○警報盤による代表監視 ○複合形受信機による監視 ○中央監視装置による監視								原動機： kW以上				○内容				・○受付呼出装置 ○			
				・自動火災報知受信機、連動制御器及びガス漏れ警報機と連動して、空調機を停止させること。								・発電方式 三相3線式 60Hz ○210V ○6.6kV ○				14. 呼出設備				・○ナースコール装置 ○情報通信網対応形ナースコール装置 ○携帯ナースコール装置			
				・電動機などへの接続は本工事とし、接続方法は図面による。								・定格出力： kW（ kVA）以上				15. テレビ共同受信設備							
3. 電熱設備												原動機： kW以上				○アンテナ・マスト				・○UHF ○BS ○CATV			
○形式				・○								・連系方式 ○高压連系 ○高压受電みなし低压連系 ○低压連系				○電界強度測定				・アンテナマストの取付は、○壁面 ○自立 とする。			
4. 雷保護設備 ( )保護システム				・○外部雷保護システム（○受雷部システム ○引下げ導線システム				○太陽光発電装置				・売電 ○有 ○無し				○カメラ				・○2方式併用方式			
				○接地システム）								・自立運転 ○有 ○無し				○モニター				・屋内：○ドーム型 ○箱型 屋外：○ドーム型 ○箱型			
				○内部雷保護システム								・太陽電池アレイ：公称最大出力 kW以上								・ズーム：○有 ○無し 回転台：○有 ○無し			
												・パワーコンディショナ出力 相 線式 V kW以上								・○卓上形 ○吊下げ形 ○ラック組込形			
○適用規程				・JIS A 4201（2003）								・単独運転検出装置 ○受動的方式 ○能動的方式											
				・JIS Z 9290-1（2014） ・JIS Z 9290-3（2014）																			
				・○I ○II ○III ○IV				8. 構内情報通信網設備															
				・○突針 ○水平導体又はメッシュ導体 ○構造体利用				○ケーブル															
○突針支持管 ○引下げ導線 ○接地極の種類				・○鋼製 ○ステンレス製 ○アルミ製				○施工範囲				・○配管 ○配線 ○機器収納盤（○盤のみ											
				・○構造体利用 ○引下げ導線				○試験調整				○盤・機器共）											
				・構造体利用接地極（○構造体利用接地極）								・標準仕様書に定められた接続試験等を行い、監督員に提出のこと。なお、必要となる試験機材等は請負者の負担とする。											
				・A型接地極（○板式接地極 ○垂直接地極 ○放射線状接地極（水平接地極））				9. 構内交換設備															
				・B型接地極（○環状接地極 ○網状接地極（メッシュ形状の接地極））																			
5. 受変電設備 ●定格電圧 ●配電盤形式				・高压 ●三相3線式 6.6kV 60Hz ○				○形式				・○ボタン電話装置 ○交換装置（○デジタルPBX ○IP-PBX ○V○IPサーバ）											
				・低压 ○三相3線式 210V ○単相3線式 105V／210V								・○5分以上 ○30分以上 ○製造者標準											
				○三相3線式 V ○三相4線式 V／V				○蓄電池停電補償時間				・○配管 ○配線 ○交換装置											
				・●キュービクル式配電盤（●屋内 ○屋外） ○高压スイッチギア				○施工範囲				○電話機											
				キュービクル式配電盤（OPF・S形 ○CB-1形 ○CB-2形								○保安器用接地				・○本工事 ○別途工事							
				○CB-3形）								・○固定形 ○自在型											
				高压スイッチギア：CB-3形（○PW形 ○CW形）								・○一般形 ○○Aフロアー用											

堺市総合福祉会館 5階トイレ改修外工事				設計完了日			
電気設備 特記仕様書（4）				工事発注日			
				SCALE		1: NS	
社会福祉法人 堺市社会福祉協議会				設計用紙			E / 04
原寸法 							

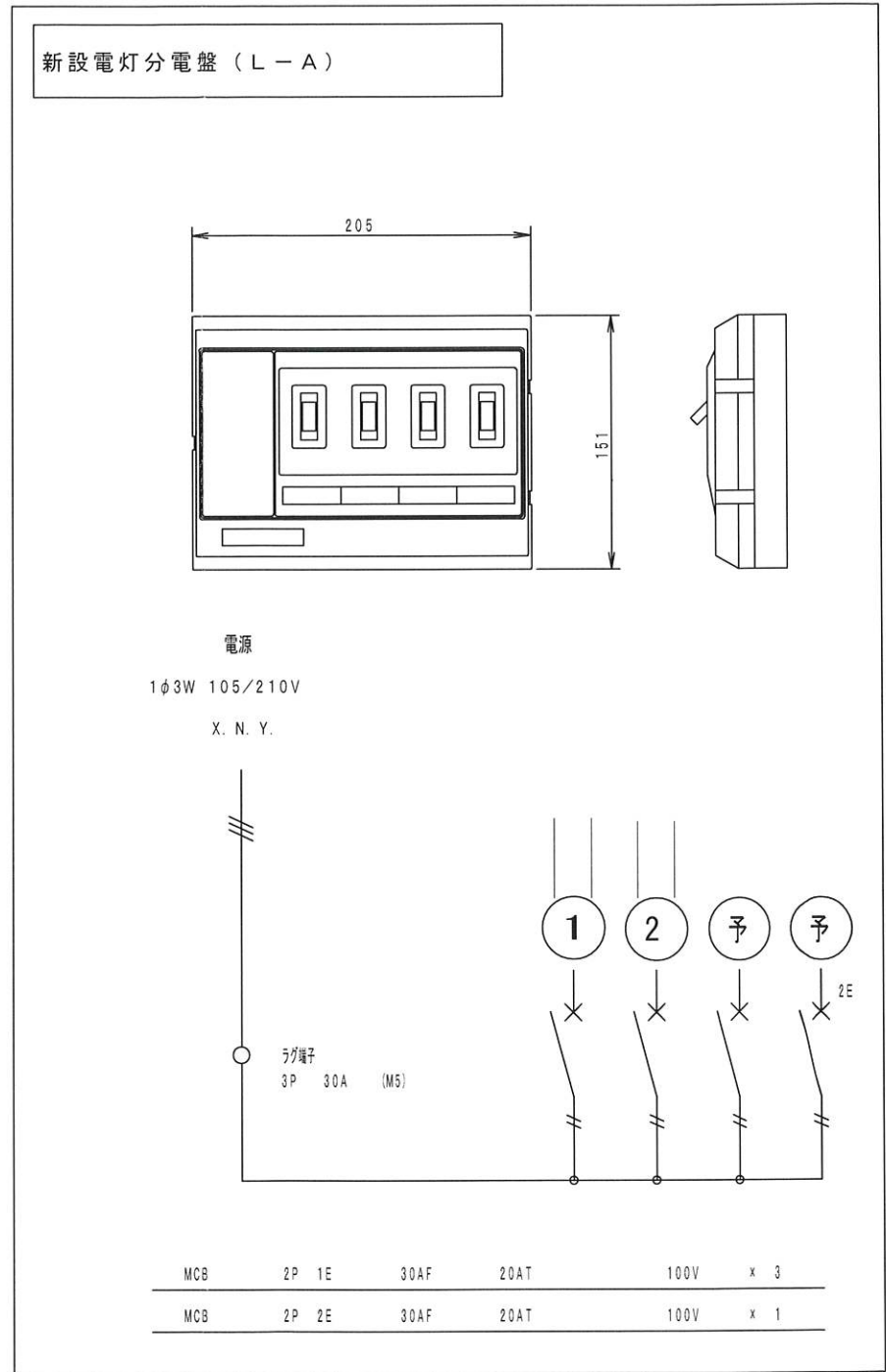
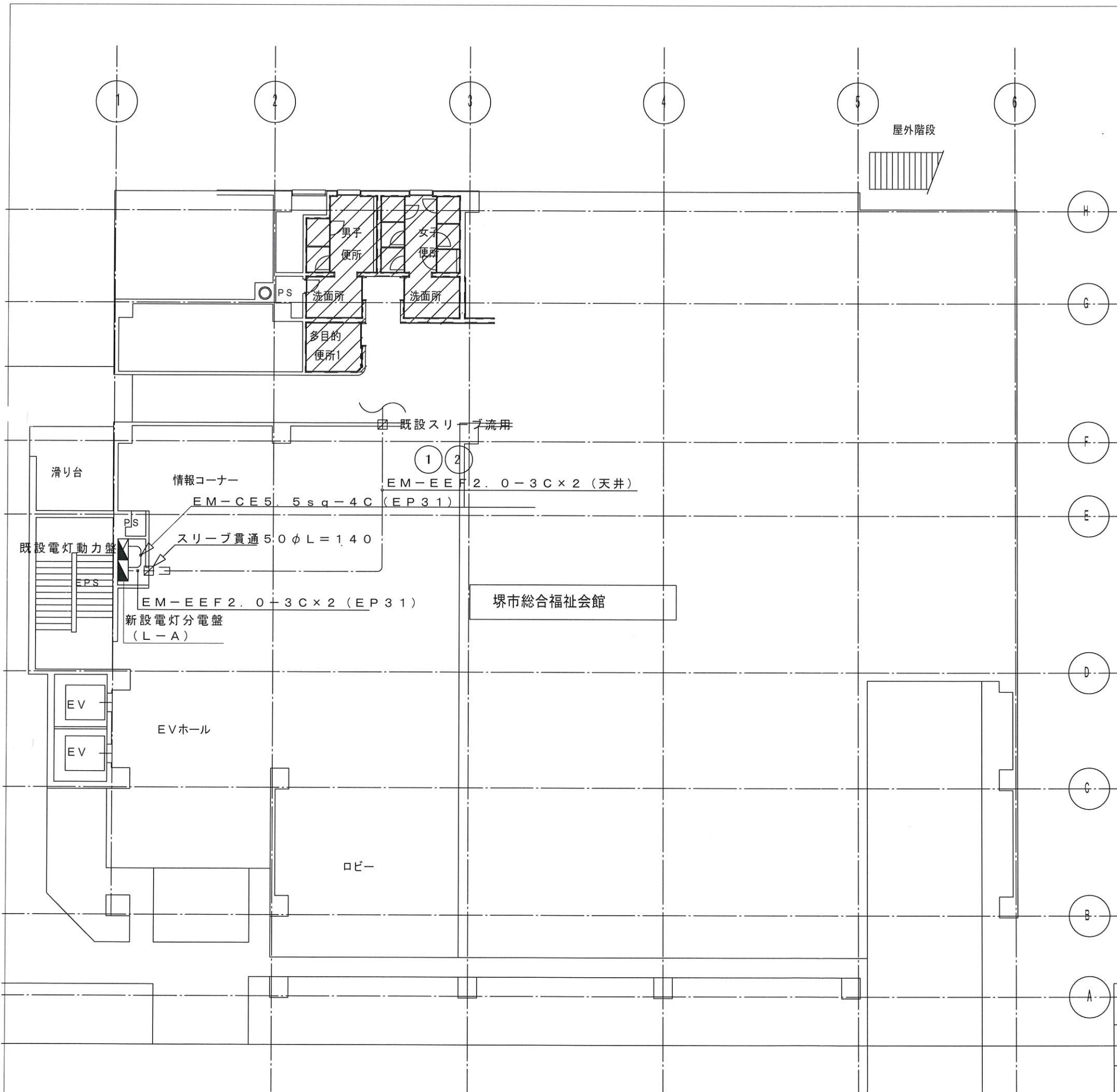


項 目 特 記 事 項			項 目	特 記 事 項	項 目	特 記 事 項
1 7. 駐車場管制設備			2 2. 構内通信線路			
○車両検出方式						
○施工範囲						
1 8. 防犯・入退室管理設備						
○内容			○埋設深さ、電柱	・ 構内配電線路による。		
○自動火災報知装置				・ 構造、寸法は、（○標準図 ○図面 ）による。 ・ 蓋の記号表示は、（○電気 ○ ）とする。		
●自動火災報知装置				・ ハンドホール内は、ケーブル支持材を設ける。		
○内容						
1 9. 火災報知設備			○ハンドホール等			
●自動火災報知装置				（4）その他事項		
○自動閉鎖装置				1. 標準取付高さ		
○非常警報装置				・ 壁付、壁掛形の機器等の取付高さは、図面に記載のない場合は原則として下表による。		
○ガス漏れ警報装置						
○諸警報表示						
2 0. 中央監視制御設備						
○監視方式						
○蓄電池容量						
2 1. 構内配電線路						
●電気方式						
○埋設深さ						
○電柱						
○ハンドホール等						
●余長						
●区分開閉器						
●がいし、高圧ケーブル						
端末処理						
●避雷器、装柱材						
○外灯						

●自動火災報知装置			・ ○受信機 形 級 回線（○壁掛形 ○自立形） （○単独形 ○複合形）
			・ ○副受信機 形 級用 回線
			・ ○機器収納箱（○消火栓一体形 ○単独形）
			・ ○消火ポンプの始動（○消火栓箱内押し釦 ○発信機と連動（総合盤に始動表示灯を設ける。））
			・ ○電気方式：D C 2 4 V（位置表示灯及び消火ポンプ始動表示灯はA C 2 4 V）
○自動閉鎖装置			・ ○連動制御盤 回線（○単独形 ○火災受信機等と一体）
			○予備電源（蓄電池）内蔵（予備電源は、ダンパー等の全数復帰用の容量とする。）
			・ ○防火戸用 D C 2 4 V 0. 6 A以下（○ラッチ式 ○電磁式）
			・ ○防煙ダンパー用（別途工事：瞬時通電式又は電動式DC24V 0. 6A以下、遠方復帰機構（電動式）DC24V0. 7A以下）
			・ ○防火シャッター用（別途工事：DC24V 0. 6A以下 警報連動付）
○非常警報装置			・ ○
○ガス漏れ警報装置			・ ○受信機 形 級 回線（○壁掛形 ○自立形）（○単独形
			○火災受信機等と一体）
○諸警報表示			・ ○受信機に諸警報表示窓（ 窓）を設ける。
2 0. 中央監視制御設備			
○監視方式			・ ○警報盤 ○簡易形監視制御装置 ○監視制御装置
○蓄電池容量			・ ○標準仕様書による ○3 0分以上
2 1. 構内配電線路			
●電気方式			・ ●三相3線式 ●6 k V ○2 0 0 V ○単相3線式 1 0 0 / 2 0 0 V
○埋設深さ			○単相2線式 ○1 0 0 V ○2 0 0 V
			・ 特記なき場合は、G L－6 0 0以上とする。
○電柱			・ 電柱は、遠心カプレストレストコンクリートポールとする。
○ハンドホール等			・ 構造、寸法は、（○標準図 ○図面 ）による。 ・ 蓋の記号表示は、（○電気 ○ ）とする。
			・ ハンドホール内は、ケーブル支持材を設ける。又、ケーブルが直接接触しない場合の金物は、接地を省略してもよい。
●余長			・ 高圧ケーブルは、ハンドホール等又は、キュービクル内等の1ヶ所で約3 mの余長をとる。
●区分開閉器			・ 高圧交流負荷開閉器 7. 2 k V （●2 0 0 A ○3 0 0 A）
			・ 用途：●架空引込用 ○地中引込用 構造：●耐中塩じん用
			○耐重塩じん用
			・ 形式：●引外し装置付（S O G形） ○引外し装置なし ●避雷器内蔵
			●制御電源用変圧器内蔵
●がいし、高圧ケーブル			・ ○一般用 ●耐塩用 ○重耐塩用
端末処理			
●避雷器、装柱材			・ 避雷器：○屋外形 ○耐塩形 ・ 装柱材：○一般用 ●耐塩形
○外灯			・ 基礎 ○本工事 ○別途工事
			・ ○外灯ポールの材質が鋼製（S P C）の場合は溶融亜鉛メッキとし、指定色塗装とする。
			○図面による。
			・ ○太陽電池パネル搭載形 ○風力発電装置搭載形 ○太陽電池及び風力発電装置搭載形
			○商用電源併用形

			2 2. 構内通信線路			
			○埋設深さ、電柱	・ 構内配電線路による。		
				・ 構造、寸法は、（○標準図 ○図面 ）による。 ・ 蓋の記号表示は、（○電気 ○ ）とする。		
				・ ハンドホール内は、ケーブル支持材を設ける。		
			○ハンドホール等			
				（4）その他事項		
				1. 標準取付高さ		
				・ 壁付、壁掛形の機器等の取付高さは、図面に記載のない場合は原則として下表による。		
</						

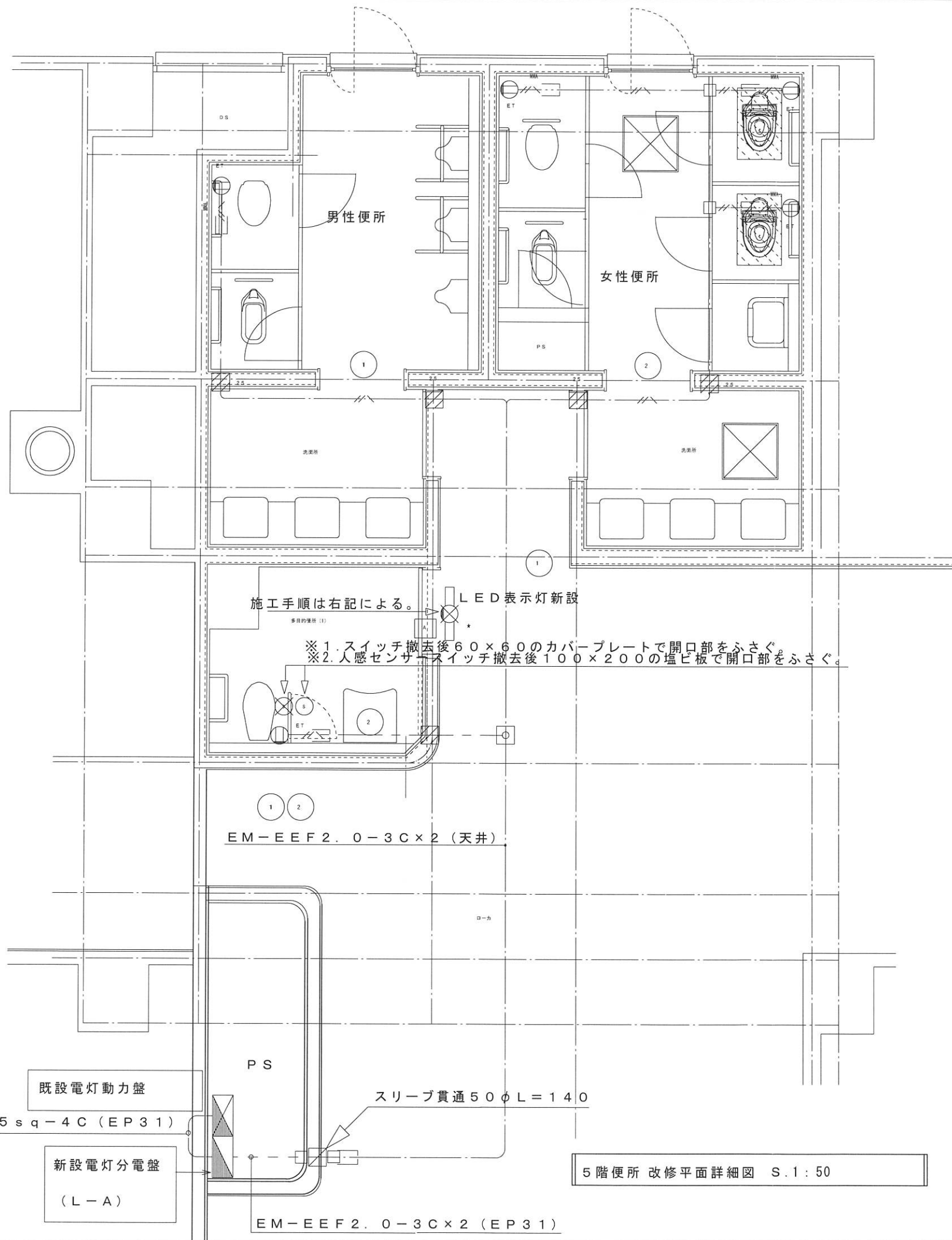




堺市総合福祉会館 5階トイレ改修外工事	設計完了日	R.2.5
	工事発注日	
改修平面図	SCALE	n o n
	原寸紙サイズ	A3
社会福祉法人 堺市社会福祉協議会	設計担当	E / 06

原寸法 0 50 100 150





【凡例】(改修)

記号	名称	仕様
○	使用中照明器具	既設 FL10W-1灯
⑤	人感センサースイッチ	新設 (公共) DS1-N
ET	埋込型コンセント	2P15A x 1 ET付
□	MM用ジャンクションボックス	角型
25	スリーブ貫通 25φ	L=140
既設	既設スリーブ流用	
×*	撤去し新設するものを示す。	
×	撤去するものを示す。	

特記無き配管配線は下記による。

---	天井ころがし配線
---	メタルモール配管配線
---	EM-EEF 2.0-3C (内1Cアース) (天井)
---	EM-EEF 2.0-3C (内1Cアース) (天井迄MMA)

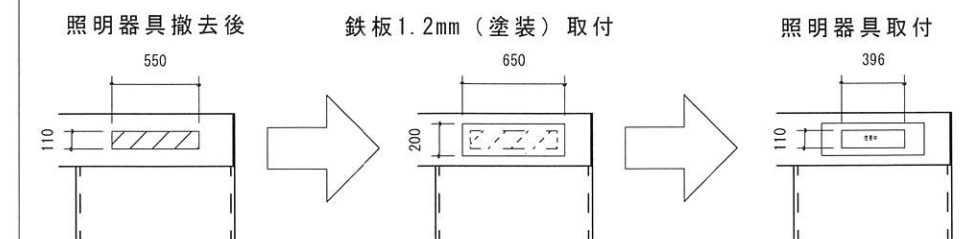
A

LED標示灯新設

東芝: LMT-11917-LS9 相当品  
東芝: SN-100 相当品  
東芝: LDM-10W 相当品



取付施工手順は下記とする。



- ※1. スイッチ撤去後150×150の鉄板 (塗装) で開口部をふさぐ。  
※2. 人感センサースイッチを既設開口部の横に新設し

堺市総合福祉会館 5階トイレ改修外工事		設計完了日	R.2.5
		工事発注日	
平面詳細図		SCALE	S=1/100
		原寸紙サイズ	A3
社会福祉法人 堺市社会福祉協議会	設計担当	 E / 07	
原寸法		